

平成30年第1回山田町議会定例会会議録（第1日）						
招集告示日	平成30年 2月 7日					
招集年月日	平成30年 2月13日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時及び 及び 宣 告	開 会	平成30年 2月13日午前10時00分			議 長	昆 暉雄
	散 会	平成30年 2月13日午前10時54分			議 長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 12名 欠席 1名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 の 別
	1	阿 部 幸 一	○	8	関 清 貴	○
	2			9	阿 部 吉 衛	○
	3	佐 藤 克 典	○	10	坂 本 正	○
	4	黒 沢 一 成	○	11	菊 地 光 明	○
	5	田 老 賢 也	○	12	山 崎 泰 昌	△
	6	木 村 洋 子	○	13	吉 川 淑 子	○
	7	尾 形 英 明	○	14	昆 暉 雄	○
会議録署名議員	3番 佐藤克典		4番 黒沢一成		5番 田老賢也	
職務のため議場 に出席した者の 職氏名	事務局長	福 士 雅 子		書 記	齋 藤 絢 介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
	町 長	佐 藤 信 逸	○	長寿福祉課長	菊 池 ひろみ	○
	副 町 長	甲斐谷 義 昭	○	健康子ども課長	野 口 伸	○
	副 町 長	鈴 木 裕	○	建設課長	川守田 正 人	○
	技 監	山 下 真 徳	○	建築住宅課長	芳 賀 道 行	○
	総務課長	佐々木 真 悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政 勝	○
	総務課主幹	倉 本 收 郎	○	上下水道課長	後 藤 清 悦	○
	財政課長	古 舘 隆	○	消防防災課長	小 林 達 広	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳 一	○	教育長	佐々木 茂 人	○
	会計管理者兼 税 務 課 長	白 土 靖 行	○	教育次長	箱 山 智 美	○
	農林課長	川 口 徹 也	○	生涯学習課長	中 屋 佳 信	○
	水産商工課長	武 藤 嘉 宜	○			
町民課長	昆 健 祐	○				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成30年第1回山田町議会定例会議事日程

(第1日)

平成30年 2月13日(火) 午前10時開会

- ・開 会
- ・諸般の報告
- ・行政報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 町長施政方針
- 日 程 第 4 山田町教育行政に関する所信

平成30年 2月13日

平成30年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開会

(議事日程等別紙)

午前10時00分開会

○

○議長（昆 暉雄）

定刻になりましたので、平成30年第1回山田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

参考までに申し上げます。欠席届の出ている者は、12番山崎泰昌君であります。

なお、本会期中においてやまだ議会だより及び広報やまだ編集のため、議場内での写真撮影、また報道機関の議場内でのビデオカメラ撮影を許可することを申し添えます。

○

○議長（昆 暉雄）

これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長（昆 暉雄）

諸般の報告を行います。

議会閉会中の動き及び例月出納検査報告の受理、宮古地区広域行政組合議会会議結果の報告、町長提出議案の受理については、お手元に配付した報告書のとおりでございますので、ご了承願います。

続いて、行政報告を行います。

町長。

○町長（佐藤信逸）

行政報告、平成29年第4回山田町議会定例会以降の動向について、次のとおり報告します。

行政報告書、事業関係。1、平成30年山田町新年交賀会及び平成29年度山田町町勢功労者表彰式。期日、平成30年1月4日木曜日。場所、山田町中央公民館小ホール。参加者、173人。被表彰者、民生功労2人、自治功労3人、体育功労3人。担当課、総務課。

2、平成30年山田町成人式。期日、平成30年1月7日日曜日。場所、山田町中央公民館大ホール。参加者、成人者151人、来賓51人。主催、山田町、山田町教育委員会。町関係出席者、私ほかでございます。議会関係出席者、昆議長ほか。担当課、生涯学習課。

3、阿部友里香選手壮行会、平昌2018パラリンピック冬季競技大会出場。期日、平成30年1月20日土曜日。場所、山田町中央公民館小ホール。参加者、243人。来賓、11人。主催、山田町、山田町教育

委員会。町関係出席者、私ほかでございます。議会関係出席者、昆議長ほか。担当課、生涯学習課。

行政報告書、防災関係。1、災害警戒本部設置。防風警報。設置期間、平成29年12月25日月曜日5時23分設置、翌26日火曜日7時50分廃止。従事者、災害警戒本部職員。被害、被害なし。暴風雪警報。設置期間、平成30年1月9日火曜日16時30分設置、翌10日水曜日5時07分廃止。従事者、災害警戒本部職員。被害、被害なし。大雪警報。設置期間、平成30年2月3日土曜日9時49分設置、同日20時36分廃止。従事者、災害警戒本部職員。被害、農業関係7件、被害額70万円、ビニールハウス全壊。

○議長（昆 暉雄）

以上で諸般の報告及び行政報告を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

それでは、これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山田町議会会議規則第114条により、3番佐藤克典君、4番黒沢一成君、5番田老賢也君、以上3名を指名します。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、会期の決定をお諮りします。

お手元に配付の日程表のとおり、本定例会の会期は本日2月13日から3月12日までの28日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から28日間に決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第3、町長施政方針を行います。

町長。

○町長（佐藤信逸）

平成30年第1回山田町議会定例会、施政方針。

本日、平成30年第1回山田町議会定例会の開会を迎え、新年度予算案並びに諸議案のご審議をお願いするに当たり、町政運営に関する私の所信の一端と、山田町総合計画、復興計画の中から主要施策の概要を簡潔に申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、東日本大震災から間もなく7年の歳月が経過しようとしております。改めて、震災で犠牲

になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、そのご家族や被災された方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

再選から2年目となる昨年は、これまで同様に震災からの復旧・復興を最優先としつつも、「思いやりのある政治」の信念のもと、町を取り巻く諸問題にも正面から向き合っていました。

発災以来、最初の3年間を「復旧期」、次の4年間を「再生期」と位置づけ、まちづくりの基盤となる土地や基盤施設の再整備、さらに被災者の生活再建やなりわいの再生支援などを中心に復興計画に基づき進めてまいりましたが、平成30年度からはいよいよ「発展期」という新たなステージに踏み出すこととなります。

復興道路・復興支援道路のうち震災後事業化区間としては初となる、山田宮古道路が昨年11月に開通した一方で、復興工事が終盤に差しかかり、いわゆる「復興特需」が縮小に向かいつつあることなどを踏まえて、復興完遂後を見据えた「魅力」と「活力」にあふれる新たなまちづくりに挑んでまいります。

本町のみならず我が国全体において人口減少・少子高齢化に伴い、地域の経済・産業活動の縮小、働き手の不足など、さまざまな影響が懸念されているところであります。

また、近年は台風や集中豪雨による河川の氾濫などが各地で頻発しており、大規模な自然災害による被害が危惧されております。

将来を担う子供たちにとって、この町が「住み続けたいまち」となるよう、総合計画で掲げた基本理念である「このまちに誇りと愛情を持ち、また、安心と安全を実感できるまちづくりを改めて見つめなおしながら、総合戦略で掲げた新たなプロジェクトとともに、着実に政策を実行してまいります。

以下に、それぞれの分野において、30年度に展開する主要な施策について申し述べます。

復興事業についてであります。

東日本大震災の復旧・復興対策として、これまでに復興交付金などおよそ1,600億円が国から支援されております。

29年度は、山田地区の高台団地とかさ上げ地の造成工事を進め、一部造成工事が完了し、宅地の引き渡しを順次開始しております。

陸中山田駅前の中心市街地エリアでは、戸建て店舗や飲食店、各金融機関がほぼ立ち並び、震災以前のにぎわいを取り戻しつつあります。また、船越地区では、船越公園、鯨と海の科学館及び浦の浜海水浴場の復旧が相次いで完了し、家族連れなどに親しまれております。

山田中学校に隣接する公共防災エリアでは、既に開院している県立山田病院に加え、山田消防署は今月から新庁舎での業務を開始しており、山田交番は本年3月に完成を迎えます。

宅地整備とともに周辺道路の工事も本格的に着手しており、昨年9月に桜山トンネルが貫通した町道細浦・柳沢線は、年内に開通を迎えます。

今後は、残る山田地区の高台団地とかさ上げ地を整備し、年内に宅地引き渡しを完了するとともに、

生活関連施設の整備を進めてまいります。これにより、町が行う主な復興工事は30年度でほぼ完了することとなります。

被災者の生活支援についてであります。

被災者の住まいの再建につきましては、その再建方法に応じた各種支援・補助制度を継続し、被災者が早期に恒久住宅に移行できるよう支援するとともに、関係機関と連携して被災者一人ひとりに寄り添った支援を行ってまいります。

被災者が自発的に参画・活動できる機会を設けることにより、他者とのつながりや生きがいを持てるよう、町内で活動する支援団体が実施する「心の復興事業」を支援してまいります。

健康と福祉の充実についてであります。

「第2期健康やまだ21プラン」の重点目標である「脳卒中発症予防」、「健康寿命の延伸」、「肥満の予防と減少」を達成するため、生活習慣病予防教室や減塩教室等を開催します。また、「第3期健康やまだ21プラン」、「山田町自殺対策計画」を策定し、町民の心身の健康づくり事業を推進してまいります。

県立山田病院については、診療体制の充実と医師確保のため、医師の招聘活動を継続するとともに、引き続き県医療局と連携し取り組んでまいります。被災した歯科診療所については、地域医療を守るため、再建費用の一部を支援してまいります。

国民健康保険事業については、東日本大震災後、特殊事情により財政状況が著しく悪化いたしました。先般の保険税率改正などにより、健全化が図られる見通しであることから、国保広域化初年度となる30年度においては、おおむね安定した事業運営になると見込まれております。今後は、財政基盤の強化に努めるとともに、医療費適正化対策を推進するなどし、高水準で推移している医療費の抑制に取り組んでまいります。

乳幼児児童生徒、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親家庭などに対する各医療費助成事業は、継続して実施してまいります。

高齢者福祉については、30年度から始まる「第7期介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・生活支援・介護予防が包括的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築に向け、生活支援・介護予防サービスの体制整備の充実、認知症の方やその家族への支援等に取り組んでまいります。

結婚支援と子育て支援についてであります。

新婚夫婦の住まいへの支援である「結婚新生活サポート事業」、不妊治療に係る「特定不妊治療費助成事業」を継続し、結婚・妊娠・出産・子育てをする世代が、この町で安心して希望を持って生活ができるよう支援してまいります。また、インフルエンザ予防接種に加え、新たにおたふくかぜの予防接種に対しても費用の一部を助成し、子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

母子の心身の健全な育成を目指し、安心して子育てできる環境をつくるため、「子育て世代包括支援事業」により、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談支援を実施してまいります。

移住定住支援についてであります。

本町に興味・関心を持っている方々が、一人でも多く移住・定住に前向きになっていただけるよう、移住コーディネーターを配置し、きめ細かな相談・支援ができる体制を構築してまいります。

また、昨年実施した空き家実態調査の結果をもとに、空き家を有効活用し、移住希望者の受け入れができる仕組みを検討してまいります。

住民主体のまちづくりについてであります。

災害公営住宅等における新たなコミュニティについては、そのきっかけづくりにより、住民同士の交流を深めるとともに、周辺の既存自治会との融合も視野に、地域コミュニティの再構築を支援してまいります。

また、コミュニティ形成支援員を配置し、新たに結成されたコミュニティ組織に対し、それぞれの地域特性に応じた交流会の開催や相談業務を実施するなど、地域活動の後押しを行ってまいります。

集会施設については、適正な維持管理に努め施設の長寿命化を図るとともに、被災した大沢・山田・織笠・船越地区において、集会所等の再建に着手してまいります。

地域コミュニティ活動やスポーツ・レクリエーションなど、多目的な活動に利用できる広場を織笠地区の細浦区域に整備してまいります。

交通網についてであります。

三陸沿岸道路については、災害時に強い道路ネットワークの構築を目的として整備が進められており、昨年11月に開通した山田宮古道路に続き、30年度には釜石山田道路の（仮称）大槌インター、山田南インター間8キロメートルが開通する見込みであります。

山田北インターについては、山田方面にのみ乗り降り可能な「ハーフインター」として利用が始まっておりますが、宮古方面にもアクセスできる「フルインター化」の実現について、宮古市とも連携しながら、国に対し働きかけてまいります。

県道については、一般県道宮古山田線が、三陸沿岸道路の山田北インターへのアクセス道路として昨年11月に開通し、主要地方道重茂半島線の大沢・浜川目工区は30年度末に開通する見込みであります。

町道については、細浦・柳沢線や国道と山田第1団地を結ぶ境田南線の整備を進めており、年内の完成を目指してまいります。また、荒川地区においては、子どもたちの安全な通行を確保するため、白山・船石線の歩道整備を進めてまいります。

町道等の維持補修については、その緊急性、必要性などを考慮しながら円滑な交通を確保するため適切に補修を行い、道路施設の適正な維持管理に努めてまいります。また、長崎地区においては、安全な歩行空間を確保するため、道路側溝の改修に着手してまいります。

街路灯については、明るさによってもたらされる安心と夜間通行の安全確保のため、必要に応じて

設置してまいります。橋梁補修については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、30年度は「羽々の下橋」など7カ所の補修工事を実施してまいります。

J R山田線は、三陸鉄道に移管され、31年3月にリアス線として再開します。昨年、J R東日本からの移管協力金の使途も決定し、今後は、円滑な移管と利用促進に向け、県、関係市町村と連携しながら引き続き、協議を重ねてまいります。

また、新しい陸中山田駅については、切符販売等の駅機能のみならず、山田町の玄関口として、観光情報の発信等の機能を持たせつつ、シンボリックな外観を配した駅舎を、本年9月の完成を目標に建設してまいります。

路線バス等の公共交通については、復興完遂後のまちづくりを念頭に置いた、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るため、「地域公共交通網形成計画」を策定してまいります。

住環境の整備についてであります。

宅地整備については、山田地区の第3団地及びかさ上げ地が年内に完成いたします。「柳沢北浜地区土地区画整理事業」については、道路工事や宅地造成工事などを実施し、宅地の引き渡しを行ってまいります。

災害公営住宅については、30年度の飯岡戸建住宅の整備によって計画戸数である県営231戸、町営419戸、計650戸の全戸が完成することになります。飯岡戸建住宅の入居申請については、完成前の早い段階で受け付けるなど、被災者の再建プランへ配慮しながら円滑な入居に努めてまいります。

災害公営住宅及び既存の町営住宅の管理については、入居者の問い合わせ等に迅速かつ、きめ細かく対応するため、民間事業者の経験とノウハウを活用した「町営住宅指定管理事業」を導入してまいります。

応急仮設住宅の管理については、本年3月に「応急仮設住宅集約化計画」の見直しを行い、入居者の意向を十分に尊重しながら、同計画に基づいて撤去・集約を進めてまいります。

上下水道についてであります。

水道事業については、安全で安心できる良質な水道水の安定供給、効率的な経営及び施設の維持管理に努めてまいります。被災した水道施設については、山田地区の土地区画整理事業区域内の配水管布設などを、復興事業による面整備として並行して進めるとともに、30年度は北浜地区の山田第1水源地の本復旧工事に着手してまいります。

下水道事業については、供用している処理区域の維持管理を引き続き適切に行い、効率的な経営に努めるとともに、現在整備中の山田処理区内では、管渠整備を実施して処理区域の拡大を図ってまいります。また、水洗化の普及促進を図るため、供用から3年以内の下水道接続工事に対し補助を行ってまいります。下水道事業計画処理区域外では、浄化槽の設置補助を行い、普及促進に取り組んでまいります。

水産業の振興についてであります。

水産業については、漁協と連携して主要養殖物であるカキ、ホタテの付加価値の向上に努めるとともに、物産展など各種イベントを通じて、殻つきカキのブランド再生に取り組んでまいります。

深刻な不漁となっている秋サケについては、あらゆる機会を捉え国や県などに対し、引き続きサケ稚魚の減耗要因などの解明と資源の早期回復を要望してまいります。

また、漁協が行うアワビ、ナマコの種苗放流事業に対し、引き続き全額補助を行い、磯根資源の回復と漁業所得の向上に努めてまいります。

漁家経営の安定化については、制度資金に対する利子補給や漁業共済掛金に対する助成を継続するとともに、「漁具等倉庫復旧整備支援事業」により漁業者のなりわい再生を支援してまいります。

漁業担い手の確保・育成については、引き続き「豊かな浜の担い手育成支援事業」により、漁業後継者や新規就業者に対し助成を行うほか、漁業就業者育成協議会の活動を通して、漁業体験の実施や大都市で開催される就業者フェアへの参加、研修受入経営体に対する助成などに取り組んでまいります。

水産加工業については、引き続き「水産業共同利用施設復興整備事業」により、施設整備や設備導入に対する助成を行い、事業者の再生と雇用の創出に努めてまいります。

農林業の振興についてであります。

農林業については、「多面的機能支払交付金事業」により農地を保全するとともに、農業委員会、農地中間管理機構と一体となり、農地の集積、遊休農地の解消を推進してまいります。

稲作においては、各農家によるブランド米の導入を後押しするなど、付加価値の高い米づくりを目指してまいります。また、野菜については、新品種の導入や収穫時期を調整するなど、農家の所得向上につながるよう関係機関と連携してまいります。

県が進めている「農用地災害復旧関連区画整理事業」及び「農村地域復興再生基盤総合整備事業」については、30年度から荒川工区で工事が行われることから、早期完成に向けて県と連携を図ってまいります。

林業については、山田町森林整備計画に基づき、持続可能な森林経営推進を図るため、民有林の森林整備を推進してまいります。町有林については、現地調査等を行いながら、主伐、間伐及びその後の造林を計画し、効率的な森林経営に努めてまいります。分収林契約等の森林については、分収組合等と協議の上、伐採を進めてまいります。

特用林産物であるシイタケについては、東日本大震災に伴う放射性物質の影響により、出荷制限等が行われた結果、生産量が落ち込んでいることから、引き続き「特用林産物生産促進支援事業」などにより、生産量の回復や担い手確保に向けた支援に努めてまいります。

商工業の振興についてであります。

商業振興については、山田町商工会や共同店舗棟建設運営会社山田、各商業者グループなど関係団体と協働して、中心市街地エリアを核とした商業地の形成、にぎわいの創出に向けた取り組みを進め

てまいります。

被災事業者の再建については、「グループ補助」や「中小企業被災資産復旧事業費補助」、「岩手県東日本大震災復興資金」とその利子補給等、各種制度の活用を促し、営業再開を支援してまいりました。30年度は仮設店舗から本設への移行期間となることから、引き続き山田町商工会と緊密に連携しながら再建に向けた支援に努めてまいります。また、中小機構から譲渡された仮設施設については、撤去を基本としますが、譲渡などの利活用についても進めてまいります。

町内で起業を目指す方の支援を目的として、「創業支援事業計画」を策定するとともに、山田町商工会や町内金融機関と連携し、創業希望者向けセミナーの開催等を実施してまいります。

本町の産業を魅力的かつ力強いものにして、事業者がより潤う仕組みをつくるため、町の資源全体をひとつのブランドとして売り出す「地域商社」の設立を進めてまいります。また、ふるさと応援寄附の返礼品として贈る「ふるさと特産品」は、新たな本町のファンの獲得と特産品需要の拡大につながるよう、引き続き取り組んでまいります。

観光の振興についてであります。

観光振興については、交流人口の拡大が町内各産業の活性化につながるよう、官民・業種を問わず、連携・協働しながら、地域の自然や文化、人の魅力を盛り込んだ観光コンテンツの充実を図り、山田町観光協会と連携して、本町らしい観光を町内外に発信してまいります。

山田地区中心部に完成予定の公園を有効活用し、集客力のあるイベントを開催するとともに、引き続き「山田の魅力発信実行委員会」の活動を支援し、誘客促進を図ってまいります。

観光施設については、浦の浜地区において、シーカヤック体験やマリンスポーツの拠点となる施設の整備に着手し、船越家族旅行村やかき小屋等の周辺施設と一体となった受け入れ体制の整備を図ってまいります。

32年度の三陸沿岸道路全線開通を見据え、新たな観光拠点の整備を計画してまいります。この拠点は、観光と物産の中心施設として、町の資源を結集したいと考えております。場所については、山田インターチェンジに近接し、交通アクセスがよいことから、柳沢地区の前県立山田病院跡地の取得を進めてまいります。

オランダ島は、本年3月に国立公園第1種特別地域、山田湾は国立公園で最北の海域公園地区に指定される見込みです。これにより、山田湾・オランダ島の保全及び適正な利用を図りつつ、環境省とともに広報活動やトイレ・更衣室などの整備を行ってまいります。また、被災した栈橋、のり面等の補修などさらなる整備についても関係省庁と協議を進めてまいります。

消防・防災対策についてであります。

近年、全国各地において相次ぐ大規模な自然災害の発生により、防災に対する関心は高まっております。日ごろから町民、防災関係機関等と防災、減災意識の共有を図るとともに、総合防災訓練などを通じ、さらなる防災意識の高揚を図ってまいります。また、高台住宅団地等に、屋外拡声子局の設

置を進め、災害情報の速やかな伝達体制を図ってまいります。

東日本大震災で犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、後世まで震災の教訓を伝えるため、山田地区中心部の公園内に津波祈念碑の建立を進めてまいります。

火災予防対策については、消防水利の不足する地域に対して、地下式消火栓及び耐震性貯水槽を計画的に設置してまいります。

織笠漁港海岸防潮堤の復旧については、国道の切りかえ工事や跡浜区域の土地区画整理事業との調整を図りながら、残る南側工区の31年度内の完成に向けて、より一層の事業進捗に取り組んでまいります。また、田の浜地区津波防災緑地については、30年度の完成を目指して、整備を進めてまいります。

雨水排水対策として整備を進めている豊間根地区の排水路整備については、30年度は勝山地区の工事に着手してまいります。

学校教育についてであります。

東日本大震災からの教育の本格復興に向けた取り組みを一層充実させるとともに、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できるコミュニティ・スクールを導入し、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

学校給食センターについては、当初計画のとおり山田中学校敷地内のグラウンドを建設場所とし、32年4月から完全給食実施に向けて建設工事に着手してまいります。

学校の統廃合については、山田町学校規模適正化検討委員会の提言をもとに保護者や地域住民と今後の教育のあり方について、意見交換する機会を持ち、慎重に検討してまいります。

奨学金については、32年度までの期間限定で返還不要の給付型としており、意欲と能力のある子どもたちが経済的な理由により進学を断念することがないように強力にサポートしてまいります。

生涯教育についてであります。

「次世代の学校・地域」創生プランを受け、地域や学校の連携・協働推進に向けた取り組みを進めるため、地域と学校をつなぐコーディネーターを配置し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える体制づくりに取り組んでまいります。

復興事業に係る発掘調査により出土した、遺物及び諸記録を保存管理し、次世代に継承できるよう、恒久的な埋蔵文化財収蔵施設の整備に着手してまいります。

当初予算編成についてであります。

本議会に提案の30年度一般会計当初予算案は、総額約278億円と、これまでに引き続き震災関連事業を中心とした大型予算となっております。

復興の発展期を迎える中、これからは一日も早い復旧・復興の完遂を目指すことはもとより、将来を見据えた施策を力強く推進していくことも重要となりますが、財政運営に当たっては、限りある財源の効率的な活用を図りながら、今後も健全性の維持に努めてまいります。

終わりに。

以上、30年度における主要な施策について申し述べてまいりました。

いよいよ山田町復興計画の最終章である「発展期」の初年度がスタートします。ここに至る道のりは決して平坦なものではありませんでした。しかしながら、町民の努力、町内外の皆様方のご協力によって、我々は現在このステージに立たせていただいております。そのような意味からも「発展期」に入る新年度は、もう一度心を引き締めて取り組まなければなりません。

30年度は、山田地区において、残る土地の引き渡しが行われます。最も権利が錯綜し、また軟弱地盤であったことなどから町内で最後となりました。この地に住居を構え、商店を再建したい意向の方々が、今か今かと首を長くして待っておられます。

災害公営住宅も、30年度中にすべてが完成いたします。応急仮設住宅には、今もなお多くの被災された方々がお住いであります。一日も早い再建に向け、官民一体となった取り組みが不可欠であります。と同時に、応急仮設住宅の集約化については、住民の皆様方のご理解のもと進めていくことが大切であります。

一人の人生において自宅の再建や店舗などの再建は、精神的、経済的に大きな負担を伴う大事業です。現在、町民の多くがこれらの困難に果敢に立ち向かっています。その後押しを我々はしなくてはなりません。

過去において多くの困難を乗り越えてきた先人たちは、強い心の中に常に夢を持ち続けていました。これから我々が進む「発展期」に必要なものは夢であります。

明治維新の精神的礎を築いた吉田松陰はこう言っています。「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。故に夢なき者に成功なし。」町民の多くが困難なときであるからこそ、我々は夢を持つ必要があるのです。「発展期」に向け、未来の山田に夢を持ち続けたいと思います。

町の復興計画の「発展期」にふさわしい1年にすべく、職員一丸となって取り組んでいく所存であります。町民の皆様のご理解と議員各位のご協力を心よりお願い申し上げます、施政方針とさせていただきます。



○議長（昆 暉雄）

日程第4、山田町教育行政に関する所信を行います。

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

山田町教育行政に関する所信。

平成30年第1回山田町議会定例会が開催されるに当たり、教育行政施策について所信を申し上げます。

教育行政の基本的な考え方については、第10次山田町教育振興基本計画の基本目標である「一人ひとりが学び 光り輝く やまだ 人づくり」に沿って、全ての町民が生涯にわたって生き生きと学び、活動することができるように諸施策の推進に努めてまいります。

以下、30年度に実施する主要な施策について申し上げます。

生涯学習の推進についてであります。

誰もが生涯にわたって、いつでもどこでも学習でき、その成果を適切に生かすことができるよう、関係機関との連携を一層強化し、町民のニーズに対応するよう努めてまいります。

社会教育の推進については、多様な学習活動を通じて、個人や地域住民が当事者意識を持ち、能動的に行動できるようたんぼぼ学級、家庭教育学級、世代間交流、講演会、各種講座など、学習機会の提供に努めてまいります。

山田町ふれあいセンターについては、全ての世代が気軽に利用でき、知識と教養の習得の場、交流や憩いの場として、多くの方々に愛着を持ってもらえるよう魅力ある施設運営に努めてまいります。

学校教育の充実についてであります。

東日本大震災からの教育の本格復興に向けた取り組みを一層充実させるとともに、「知・徳・体」を備え、調和のとれた人間形成の実現に向けて防災教育を初めとする「いわての復興教育」等を引き続き推進してまいります。

国では、「地域とともにある学校」への転換を図るため、全ての自治体において学校運営協議会の設置を努力義務とし、コミュニティ・スクールの導入を促進しております。本町においてもコミュニティ・スクールの導入し、学校運営協議会を通して、保護者や地域住民の声を積極的に取り入れた学校づくりを推進してまいります。

学力の向上については、全ての児童生徒が「わかった・できた」を実感できるように、学校と教育研究所が連携しながら、授業力の向上を図ってまいります。

また、町の学力検査や各種調査等から児童生徒の学力や生活課題を把握し、分析結果を各学校と共有しながら、教育活動に生かしてまいります。

いじめ防止対策については、29年度山田町児童生徒サミットにおいて採択された「山田町いじめ防止宣言」をもとに、児童生徒がいじめについて主体的に考え、取り組む活動を児童会・生徒会活動の中に位置づけ、お互いを尊重し、共感的に理解し合う人間関係を育成してまいります。

また、いじめ防止リーフレットを町内全戸に配布し、学校、家庭、地域、行政が一体となって、いじめから子どもたちを守る体制を強化してまいります。

小学校外国語活動については、3・4年生で新設され、5・6年生でも授業時数が増加されることから、外国語指導助手を1名増員し、さらなる教育環境の充実を図ってまいります。

学校支援員については、個別の支援を必要とする児童生徒への対応や保護者のニーズが多岐にわたることから、2名増員し、よりきめ細やかな訪問支援ができるよう努めてまいります。

学校給食センターについては、建設工事に着手するとともに、運営方法や地元食材の活用等について検討を進め、32年4月の供用開始を目指してまいります。

学校の統廃合については、山田町学校規模適正化検討委員会からの意見、提言をもとに保護者や地域住民と意見交換する機会を持ちながら慎重に検討してまいります。

スポーツの振興についてであります。

多くの町民が日常的にスポーツに対する関心を持ち、親しめるようニュースポーツ教室などのイベントや大会を実施してまいります。

また、子どもたちが海の楽しさやすばらしさを体験できるよう、B&G海洋センター事業を推進し、海洋教室の充実を図ってまいります。

競技スポーツの振興については、引き続き体育協会やスポーツ団体などの活動に対し、助成を行うとともに、指導者・保護者を対象とした講座等を実施してまいります。

文化の振興についてであります。

芸術文化については、幅広い世代が活動に参加し、創作する喜びを分かち合うことができるよう各種講座、町民芸術祭や舞台芸術鑑賞などを実施してまいります。

また、文化財については、町の貴重な歴史遺産として、保護・保存に努めるとともに、その価値を理解し、未来へ継承することの大切さを実感できるような企画展等を開催してまいります。

復興事業に係る埋蔵文化財の取り扱いについては、出土品や諸記録を恒久的に保存管理する収蔵施設の建設を進めてまいります。

鯨と海の科学館については、開館1周年記念企画展を開催するとともに、展示内容を工夫し、来館者が三陸のすばらしい海洋資源と自然への関心を高めることのできる魅力ある施設となるよう努めてまいります。

教育振興運動の推進についてであります。

教育振興運動の推進については、「家庭で育み、学校で学び、地域で鍛える」をスローガンとして、子ども、学校、家庭、地域社会及び教育行政の5者が連携し、子どもたちが活力にあふれ、夢と希望を持ち、安心して生活が送れるよう取り組んでまいります。

以上、30年度の主要な施策について申し上げます。

本町には、豊かで美しい「海」・「山」・「川」の自然があり、営々として先人たちが築いてきた歴史や文化があります。その特性を生かしながら学校・家庭・地域・関係機関とより一層連携し、施策の推進に全力で取り組んでまいります。

今後とも町長部局と教育委員会が、緊密な連携のもとで教育政策の方向性を共有し、施策を実施してまいります。

町民並びに議員の皆様方の深いご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政に関する所信といたします。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しました。

ここで申し上げます。明14日から3月1日までは休会とします。

なお、一般質問の受け付けは、明日から19日月曜日の午後5時までとなっておりますので、一般質問を行う議員は通告書を提出願います。

それでは、これをもって散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午前10時54分散会

平成30年第1回山田町議会定例会会議録（第18日）						
招集告示日	平成30年 2月 7日					
招集年月日	平成30年 2月13日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成30年 3月 2日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	散会	平成30年 3月 2日午後 2時56分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 13名 欠席 0名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2			9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	○	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	○
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	3番 佐藤 克典		4番 黒沢 一成		5番 田老 賢也	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	福士 雅子		書記	齋藤 絢介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	長寿福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康子ども課長	野口 伸	○
	副町長	鈴木 裕	○	建設課長	川守田 正人	○
	技監	山下 真徳	○	建築住宅課長	芳賀 道行	○
	総務課長	佐々木 真悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政勝	○
	総務課主幹	倉本 收郎	○	上下水道課長	後藤 清悦	○
	財政課長	古舘 隆	○	消防防災課長	小林 達広	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳一	○	教育長	佐々木 茂人	○
	会計管理者兼 税務課長	白土 靖行	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	川口 徹也	○	生涯学習課長	中屋 佳信	○
	水産商工課長	武藤 嘉宜	○			
	町民課長	昆 健祐	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年第1回山田町議会定例会議事日程

(第18日)

平成30年 3月 2日(金) 午前10時開会

日 程 第 1 一般質問

平成30年 3月 2日

平成30年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時01分開議

○

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

○

○議長(昆 暉雄)

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、一般質問を行います。

質問の許可は、通告順に行います。

なお、本定例会の質問時間は、山田町議会先例74により25分であることを申し添えます。

それでは、8番関清貴君の質問を許します。8番。

○8番関 清貴議員

8番関 清貴、政和会、質問通告により壇上より質問させていただきます。

1、集会施設の整備等について。東日本大震災から7年が経過しようとしております。復興計画も発展期に移り、着実に整備が進められております。山田第1団地の宅地の引き渡しが進み、住民同士の新たなコミュニティの形成が必要になると思いますが、そこで次の点を伺います。

(1)、山田第1団地の集会所の建築開始年度はいつになるのか。

(2)、団地内コミュニティ組織構築のための支援を考えているか。

(3)、山田第1団地、第3団地の呼称の変更を考えているか。

2、被災消防屯所の整備について。第7分団屯所は、東日本大震災で被災し7年が経過しようとしております。町中心部の地域防災の拠点として住民は頼りにしておりますが、被災した建物は老朽化が進み、団員が休息をとる場所は狭く、駐車スペースも不足し、周辺には雨水排水がたまるなど決してよい環境とは思えません。そこで次のことを伺います。

(1)、第7分団屯所の整備予定はあるか。

(2)、字界が変わり、第6分団、第7分団、第8分団の管轄の変更について検討がなされているか。

3、交通体系等について。

(1)、災害危険区域の整備や区画整理事業が進み、道路幅員を広げるなど災害に強い町づくりが進められている。国道45号から龍昌寺までの道路が震災前の形状であるが、幅員を広げ、見通しをよくし、住民の安全と利便性を図る考えはないか。復興も終盤に差しかかり、新たな道路整備は難しいと思う。しかし、今を置いてほかにはないと思うがいかがか。

(2)、地域公共交通網形成計画の策定により、バス路線の変更、町内の交通規制の変更もあり得るか。また、町道細浦・柳沢線の整備に伴い、交通量の増加が予想されるが、住民、警察等と連携し、交通安全が図られるように進めているか。

4、人口減少対策について。これからの人口減少対策として、移住希望者に対して相談、支援ができる体制を構築し、空き家の有効活用を考えているようであるが、そこで次のことを伺う。

(1)、移住コーディネーターの人材は、どのような視点で確保するのか。

(2)、空き家の有効活用を図るため、改築に対する補助制度を創設する考えはないか。

(3)、子育て世代に空き家となっている住宅を低廉な家賃で提供する支援を考えられないか。

5、起業支援について。起業を目指す方の支援を目的として創業支援事業計画を策定するようであるが、本町の活性化のためにどのような支援を考えているか。

6、教育行政について。

(1)、学校敷地内の応急仮設住宅も撤去され、教育施設的环境も復旧されようとしている。仮設住宅が建っていた土地は整地され復元されるが、校庭も一体的に整地することができないか。

(2)、コミュニティ・スクールと教育振興運動をそれぞれどのように推進していくのか。

(3)、学校給食における地元食材の活用については、生産者等との協議が必要であると思うが、進んでいるか。

(4)、学校の統廃合について慎重に検討することは大事なことだと思う。結論を急ぐわけではないが、いつごろまで検討する予定か。

以上、質問通告により壇上より質問させていただきます。再質問は、自席より質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

まず当初私の件で定刻を押したことをおわび申し上げたいと思います。

関清貴議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

1点目の集会施設の整備等についてお答えします。1つ目の山田第1団地集会所の建築開始についてですが、現在復興庁と協議を行っており、平成30年度に設計を行い、31年度の建設を予定しております。

2つ目の団地内コミュニティー組織構築のための支援についてですが、団地内に自立再建する方と

災害公営住宅への入居者を含め、新たなコミュニティー組織の構築を支援してまいります。

3つ目の山田第1団地、山田第3団地の呼称の変更についてですが、新たな町名にする考えはありませんが、親しみやすい呼称に変更することについては、山田地区以外の高台住宅団地を含め、検討を進めてまいります。

2点目の被災消防屯所の整備についてお答えします。1つ目の第7分団屯所については、東日本大震災で被災したため、一部を修繕し継続して使用しているところであります。駐車場が狭いことなど問題点があることは理解しており、新築移転については、今後検討していきたいと考えております。

2つ目の各分団の管轄については、地区ごとに定められており、字界変更に伴う管轄の変更は、今のところ考えておりません。

3点目の交通体系等についてお答えします。1つ目の国道45号から龍昌寺までの道路拡幅についてですが、国道から約40メートルまでの区間は、区画整理事業により6メートルに拡幅されます。区画整理事業区域外から龍昌寺までの約68メートルの区間は、おおむね6メートルの幅員が確保されており、拡幅の考えはありません。

2つ目の地域公共交通網形成計画の策定によるバス路線の変更や町内の交通規制の変更についてお答えします。地域公共交通網形成計画の策定において、持続可能な交通ネットワークの形成を図ることから、バス路線の変更はあり得ます。また、状況によっては、交通規制の変更もあり得ると考えております。

次に、交通量の増加が予想される町道細浦・柳沢線の交通安全対策についてですが、毎年各関係機関と連携し実施している町内通学路の安全点検や地域の要望を踏まえ対応しており、第7分団屯所前の交差点については、県公安委員会に信号機の新設や横断歩道の新設を要請しております。

また、交通指導隊定例会議などで山田交番と情報を共有し、危険箇所の把握に努めながら沿線の小学校に対する交通安全教室や官民一体の街頭啓発活動などを通じ、安全な利用を呼びかけてまいります。

4点目の人口減少対策についてお答えします。1つ目の移住コーディネーターの人材確保に対する視点についてですが、本町への移住経験者やUターンしようとする町出身者などが望ましいと考えており、移住する際の悩みや不安にアドバイスできるような人材を確保したいと考えております。

2つ目の空き家の改築に対する補助制度についてですが、国や県において移住、定住の促進を目的とした補助事業を行っていることから、この制度を活用することとし、町独自の制度の創設は考えておりません。

3つ目の子育て世代に対する空き家の活用についてですが、子育て世代へ低廉な家賃の住宅を提供することが有効な施策であるかについては、今後検討してまいります。

なお、空き家活用については、所有者の意向によるところが重要であるので、丁寧に進めてまいります。

5点目の起業支援についてお答えします。創業支援事業計画は、創業支援事業において起業を後押しする新たな支援策として策定を進めるものです。支援の内容としては、相談窓口の設置、創業向けの補助金や融資、新規出店に対する家賃補助などを考えております。

6点目の教育行政についてお答えします。1つ目の応急仮設住宅用地として使用した校庭の整地については、県において原形復旧を行うものであり、撤去後の用地部分を整地することとなります。その際には、教育委員会、学校長と協議をしながら子供たちが安心して活動できる校庭としてふぐあいが生じることがないような復旧に努めているところであります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

6点目の教育行政についてお答えします。

2つ目のコミュニティ・スクールと教育振興運動の推進についてですが、コミュニティ・スクールは、学校に学校運営協議会を設置し、学校運営への保護者や地域住民の積極的な参加を図るものです。また、教育振興運動は地域が主体となり、子供、保護者、学校、地域、行政の5者が課題を共有し、それぞれの立場で解決に向けた取り組みを進めるものです。

コミュニティ・スクールと教育振興運動は、学校運営の両輪として進めていくものと考えております。

3つ目の学校給食に係る地元食材の活用についてですが、平成30年度から実施の可能性も含め検討してまいります。

4つ目の学校統廃合についてですが、山田町学校規模適正化検討委員会の提言をもとにしながら保護者や地域との懇談会等を開催し、今後の見通しも含め慎重に検討してまいります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。8番。

○8番関 清貴議員

それでは、順番に、前のほう質問したとおりに質問させていただきます。

一応、第1団地の集会施設については、30年度の設計、31年度の建設を予定しておりますということですが、その際、備品関係については、どのような形で建物の中に購入するのか。というのは、ある程度必要な備品を集会施設と一体となって整備してくれるのかどうかその辺をお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

お答えいたします。

建築の際に、建築と同時に設備するものについては、整備を行ってまいります。それから、いわゆ

る備品については、ほかの集会所等もありますので、一定の基準を設けて配置をしてみたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

今一定の基準ということをお話されましたが、一定の基準というのは、どのように決められておりますか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

現時点では、まだそこまでは決めてございません。これからほかの集会所等も見ながら、利用される方の人数等を見ながら決めていきたいと思っているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

ということは、まだ決まっていないということは、既にできた集会施設もあると思います。そしてこれから整備される集会施設、山田第1団地の集会施設もそうなのですが、それらについて整備を進めるのであれば、もう既にできていなければ、ほかのところとの均衡とか、あとそれぞれのコミュニティ組織の現状とかを考えながら基本を決めなければ間に合わないのではないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

これも答弁しましたとおり、今年度で集会所の建設でございますので、建設までには備品等のルールを決めまして予算を計上していくと。当然その際には、先行して建設している集会所等の設備、備品等も参考にするというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

自治会独自で備品を装備するとか、町が全部を装備するというのもかなり困難を要するかも、財源的に困難を要するかもしれないことから、例えば宝くじ事業とか、そのような各種コミュニティ支援をしている制度も事業もありますので、それらの活用は考えていますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

まず備品等設備の考え方は、一定の設備を各集会所には配置すると。そのほかに各地区、各集会所によって活動内容等も違うようでございますので、それらについては、町単独事業の事業費がございまして、額は少ないのですけれども、年度、年度で対応することが可能でございます。

それから、議員おっしゃるとおり、大きな備品については、それぞれの町以外の財源も手当てをして、なるべく要望に応じていきたいというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。ぜひ町の財源にもある程度の限度がありますでしょうから、そのようなコミュニティー助成しているような事業がありましたら、大いに活用するよう、少し事務的には煩雑になるかもしれませんが、それらを含めてぜひお願いしたいと思います。要望です。

次の団地内コミュニティーの組織の構築なのですけれども、基本的に同じ町内、どこでも町内にあるように行政区長もこの地区には置くわけですね。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

今後の協議になりますけれども、この地区についても行政区のほうは設置したいというふうには今のところ考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

ここの第1団地には、それぞれ旧境田、川向町の方々が住むように、大抵の方がそうなると思うので、コミュニケーションのことは昔から顔を合わせているので、ある程度はできるかと思いますが、基本的な前段の初めてみんなそろうわけですので、その辺のものについては、住民がやるのが当然だという考えでなくて、行政も積極的に早くこの方たちがコミュニケーション、隣近所の近隣関係ができるようなのをいろいろ考えて支援すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

今までの例を見ても、議員おっしゃるとおりコミュニティー、自治会をつくる中でタイミングを見て行政区長さんを決めていただいております。この山田第1の場合はこれから、土地を配分したばかりなので、これから家が建つ、それから公営住宅にどれぐらい入るかというタイミングを見て、皆さ

んを集めて行政区長も決めていただくということになるかと思えます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。よろしく、スタートが肝心ですので、行政のほうも大きな団地ですので、その辺は十分に考慮しながら支援というか、考え方をきちんと担当課で対応していただきたいと思えます。

次に、山田第1団地、第3団地の呼称なのですけれども、私は、山田の第1団地を質問したので、山田団地の呼称についてということで聞いているわけですが、これ町全体に言えることだと思えますが、皆さんから、住民の方から、山田第1団地はどこだ、第3団地はどこだ、第2団地はどこだと聞かれるのです。そうした場合に、第2団地のことはなくなりましたよということで、計画がなくなったということを説明するのも面倒というか、一々事情をしゃべって危険区域だった云々かんぬんから始まらなければならないので、少しばつとここだというふうには言えないのです、山田第1団地、第3団地。それなので、私は第1団地であれば、立派な飯岡地内にできるので、飯岡団地とか、例えば第3団地は関谷の入り口にできるので、関谷団地とかと言えば、地元、山田町内の方は、あああそこが関谷団地か、あの人はというふうにすぐ説明が頭の中に入るのですけれども、第1、第3と言えば、1から2から3までの説明をしてから、それからきちんと、この方はここに住んでいるよということになりますので、そのようなことがないように地名に沿った名前を考えられないか。検討を進めてまいりますということですが、そのようにしたほうがいいと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

検討を進めるということですが、実際は議員おっしゃるとおり、第1団地はどこだ、第2団地はどこだというような状況はあると思えます。特にも船越の団地については、第1から第8まで、そこもどこなのだというようなこともあります。ですので、各団地に入っている人からアンケートとか、いろいろな方法を考えながら団地の呼称については考えていきたいというふう考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。ぜひもうでき上がっていますので、悠長なことを言わないで、できるだけ早く対応していただきたいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。消防団の7分団屯所ですが、きのうも台風並みの低気圧が来て大変なとき、消防分団のポンプ車は、一生懸命朝から警戒に走っていました。そして、いつも7分団のところを通過してここに来るのにも来るのですが、その際に、やはり分団員が休息する場所が狭い、

そして古い建物なので、どうしても休息するのに適さないという、そういうことが現実があるわけですが、ここでは答弁によりますと、今後新築移転については、今後検討していきたいと考えておりますと言いますが、ことし決めたとしても、すぐ来年はできないでしょうから、検討すると決めて、いつまでに建てますよという具体的な年度を示されないものかどうか、その辺をお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

老朽化した消防屯所につきましては、7分団も含めまして今後更新計画を作成していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

更新計画を策定ということですが、その更新計画というのは、いつ策定する予定ですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

計画でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

議員ご承知のとおり、まだ復興が町長の施政方針でも述べましたとおり、30年度まではやはりかかるということで、私たちはその30年度をやり切るというのがまず第一だと思っております。30年度でほぼほぼ完成させると。その後の町づくりというものを考えていかなければならないと考えております。そうしますと、復興計画から総合計画へシフトしてまいります。したがって、今のような町民の皆様が望んでいる整備については、総合計画の中で検討していくということでございます。

現時点では、前期計画に盛り込まれた施設整備がございますので、7分団については、その中には入ってございません。したがって、現時点では7分団については、後期計画で検討していくというのが現在の答弁となります。ご理解をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

まず計画はそうなのですが、後期計画といえば、今から3年後、そうなれば7分団できて三十七、八年たっているのです。ましてや塩水をかぶって、どうもあの辺、結構側が傷んでいるというか、外は立派になっているのですけれども、中のほうが大変傷んでいると。それなので、後期計画とか何とかという町の計画どおり進める前に、いま一度現状を踏まえてきちんとあの辺も区画整理してきちんとする予定ですので、それらも踏まえながら施設の老朽化というのをきちんと現状を把握して、果た

して必要かどうかということの議論から早急に始めていただきたいと思います。

確かに復興が30年度、今年度、明けて30年度までということですが、できるだけ早く、すぐはできないでしょうから、計画して三、四年でしょうから、そうすればもう簡単に40年、50年になってしまいます、築後。そのようなことを考えて団員もなかなか集まらないという状況の中で古く休息もできないところに十何時間も長い人でいるかと思う場合もありますが、そのようなことも踏まえて、現状をきちんと把握して必要かどうかという議論から先にしていただきたいと思います。以上、これはお願いで終わっておきます。

あと分団の管轄については、わかりました。

次の交通体系等についてでございますが、まず国道から40メートルまでは区画整理事業ということですが、40メートルまでの区間が何で区画整理事業で、それより上のほうが何で区画整理事業に入らなかったのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

区画整理事業区域外の部分は、被災していない建物が残っているということで区画整理事業には入っておりません。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

町内でも建物が残っても区画整理事業になる地区もあると思うのですが、何でここがそのような状況になったのか、ちょっと私は不思議でしょうがありません。それで私が何で道路を広く、広くと言うのは、よく山火事等では火防線というのがあるのですけれども、これが大震災のときも、皆さんご承知のとおり火が次から次と道路をまたいでつながっていったと、あれは幅員が狭いせいもあったのかもしれないし、山田町独自のリアス式海岸で地形がそうになっていたのも、瓦れきが集まってそうなったというのもありますでしょうが、できるだけ道路を広くして、そういう火災の面からも山田は、特に過去においても大きな火災にも遭っていますので、その面も含めて道路の幅員を確保したらどうかということでこのような質問になりました。そのようなことも踏まえて、今の状況で十分だということによろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

国道から龍昌寺までの区間は、おおむね6メートル、狭いところで5.6メートル、広いところで6.2メートルの幅員が確保されているということで、この部分については、幅員が確保されているというこ

とで、特に拡幅の考えはないということでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

幅員が確保されているからいいという考えで町づくりを進めたわけだと思いますが、ただこの町づくり、今いる人たちは、それぞれこの場において、そのような結論がいいと思うのでしょうかけれども、ただ未来住む人たちが果たして町づくりが成功であったかどうかというのは、そのときに評価されるでしょうが、その辺も踏まえて、きちんと今の現況が変わりないから交通量も変わらないし、津波もあと1,000年来ないだろうからという、そんなことで片づけしないで、きちんとどのような関係でこのような幅員になったかというのを、そういう考え方というのが必要だと思いますので、その辺については、きちんと今後の道路整備する際は、そのようなことも考えながらきちんと道路の幅員等を考えて町づくりをしてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

以上、この質問は終わります、次の地域公共交通網形成計画、これは町長の施政方針にありましたが、どのような計画になるのかちょっと年度がまだ明けていないのでわかりませんが、とにかくバス路線が変更があるかどうかということで変更もあり得るという回答ですが、その際、ここの今話題になっております龍昌寺の前の一方通行、ここは結構不便を来している住民もありますので、もしバス路線等が変わるのであれば、あそこを一方通行を解除するという考えはございますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

まずバス路線が廃止になってここの龍昌寺までの道路区間を通らなくなるということがあった場合、やはり龍昌寺から後楽八幡線のつながりの三差路の部分までの区間が一番道路幅員が狭い状況になっております。バス路線でなくなったということであったとしても、大型車両の通行があれば、そこは交互交通が非常に困難であるというふうに考えております。例えば大型車両の交通を規制するというようなことがあれば、それらは交互交通ができるようなことも考えられるというふうには思いますが、交通規制の設定については、公安委員会が決定していくということになります。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

狭いというのはわかりますが、狭いところは町内に結構あります。そういうのを考えた場合、何でここだけがそうなのかというのがちょっと理解に苦しむところです。そして、公安委員会が決めることだと言いますが、道路管理者の意見というのはそんなに大きな意味はないのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

大型車両が通らなくなったということで町の考え方でこの部分を交互交通ができるようにというような話は町からはできますが、実際に交通規制の判断をするところは公安委員会になるということですので、ご理解をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

何か聞いていると、公安委員会の決定によって全ての道路のものが、規制等が決まるというふうにも捉えられるようなことでしたが、やはり道路管理者として町の交通体系等きちんと伝えるためにも、ここはこうだということを訴えて、もしあれであれば、住民の方の話も聞きながら進めたほうが公安委員会に対して説得力、大変厳しいでしょうけれども、それらも踏まえてお願いしたいと思います。ぜひ道路管理者としての、やはり交通安全というのも考えて公安委員会等には発信していただきたいと思います。

あとそれに伴い、今度細浦柳沢線が開通して、かなり高速道路、三陸道にもつながるような立派なトンネルが通りますので、非常にありがたいことだと住民は考えております。でも、その際、やはり心配なのは交通事故、特にも南小もありますので、交通安全等が懸念されているのが住民の方々の心配でございます。その辺も踏まえながら、まず信号機もきちんとお願いしていると、横断歩道もお願いしていると、その辺はぜひ住民の皆さんも考えて要請しますので、道路管理者としてもっと声を大にして、向こうも公の機関ですので、きちんと交通安全を考えながら信号等のあれは積極的に行ってもらいたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議員おっしゃるとおりでありまして、細浦柳沢線開通に伴いまして、交通量は増加するだろうというふうには考えております。それを踏まえまして町長答弁にもありますように、7分団前の交差点については、信号機の新設と横断歩道の新設を要望しております。今後も継続して要望していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。そしてつけ加えますが、あそこの7分団前だけの横断歩道でなくて、多分道路が開通すれば、横断歩道必要な箇所出てくると思いますので、その辺についても住民の皆様が要望した際

は、対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、人口減少対策等について進ませさせていただきます。移住コーディネーターなのですけれども、移住する際の悩みや不安にアドバイスできるような人材ということでUターンしようとする町出身者などが望ましいということですが、まず30年度予算にもあるようですが、その辺について具体的な人選は進んでいますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

ついせんだって広報等で募集をかけたところがございます。1名の応募があったのですが、我々が望んでいるような方ではなかったものですから、不採用というところがございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

なかなかこのようなのは、人選というか、人材の確保が難しいと思ひます。でも、このようにきちんと町で決めた限りは、報酬を上げるなり、それに見合った報酬にしたら、人も集まるのかなと考えるところですが、とにかくこの人がもしついたりとも孤立することなく、周りの縦横きちんとアドバイスしたり、アドバイスに応じるような行政の仕組みというのも大事だと思ひますので、その辺のフォローもしながらぜひ一人でも多く移住者が来て、若い移住者が来れば、それこそかなり人口がふえますので、そのようなつもりで、もう消滅危機、危機感を持って移住等頑張ってもらいたいと思ひます。そのような考え方で、今のところは課長からそのような状況だということをお聞きしてわかりましたが、今後そのようにしていただきたいと思ひます。

あと2つ目、3つ目については、町独自の制度の創設は考えておりませんということですが、まず空き家、古くなっていると思ひますので、それらも考慮するあれが出てくるのかなと、要望が出てくるのかなと思ひておりますので、その辺は今後やってみなければわからないでしょうが、その辺を考えていただきたいと思ひます。

あと子育て世代、岩泉町ですか、子育て支援のために住宅を整備して安く提供しているというのが新聞報道、テレビ等で放送になっておりますが、あのようなのが山田町でもできるか、できないかということを質問いたします。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（野口 伸）

県内において、そういった子育て世帯向けの住宅を整備しているという情報は入手しております。山田町において設置するのかなということなのですが、今後検討していくということになるかと思ひ

ます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

ぜひほかの町に若い人をとられないように、とられないという言い方は変な話ですが、きちんとサービスを考えた行政をしていただきたいと思います。

次に、起業支援についてでございますが、支援の内容が相談窓口の設置、創業向け補助金融資、新規出店に際する家賃補助などを考えておりますということですが、具体的にどこか町のほうで運営する施設にチャレンジショップみたいなのを置くような考えはないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今の質問でございます。中身につきましては、町長答弁でお話ししたとおりでございます。主な支援というのが、実は創業を希望する方につきまして経営であったり、財務であったり、人材であるといった総合的な支援ということを目指してございます。その中で町のほうである一定の部分がなされた場合、町のほうで証明書を発行してもろもろの支援を受けられるということになってございます。

今のご質問につきましては、現在考えておるのは、空いている店舗につきまして現在進めている家賃補助というのがございますが、その部分については、もし創業において希望があった場合については、その制度をご利用いただきたいというふうには考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

家賃補助とありますが、家賃云々かんぬんよりも、その商売が果たして商売になるかどうかというのを起業家の方は非常に心配していると思うのです。だから試験的にどこか町の店舗というか、店舗に使えるような場所のスペースを貸して、そこでどれぐらいのお金を取るかわからないですが、そのようなのでチャレンジさせてから商売のあれができてきたという若い人がそのような意気込みを持ったときに、あとは創業向け補助金や融資、それらについて相談に乗っていくということで申し上げましたが、そういうチャレンジショップは、今のところ考えていないということよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今ご質問あった内容でございますと、町としては、現在のところは考えてはございません。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

チャレンジショップというのも重要な要素だと思いますので、考えていないということであれば、せっかくやった計画も全然役に立たない計画になる可能性もありますので、きちんとその辺を分析しながら創業する人は不安を持ってチャレンジしているでしょうから、ぜひそのようなのをして、一人でも若い商売人が育つように行政のほうでも頑張っていたきたいと思います。

次に、教育行政についてでございますが、応急仮設のもので学校長と協議しながら子供たちが安心して活動できる校庭としてということですが、そうすれば教育委員会と学校長に任せてやるということと解釈してよろしいですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

任せてやるということではございませんで、県としては原形復旧を原則として復旧作業を行っておりまして、整地については、その部分になるのですけれども、まず校庭内の勾配等がいろいろとあって、雨水等がたまらないようにとか、細かいようなお話もあるので、その辺を協議しながら進めているということでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。ぜひ子供たちが伸び伸びと校庭を走ってまわってサッカー、野球をやったり、いろんなスポーツ、体を動かすことができるような環境をぜひお願いしたいものだと思います。

次に、コミュニティ・スクールと教育振興運動、それぞれのことを推進していくかということですが、コミュニティ・スクールというのは、大分前に全国的にはやっているようですが、何で山田町が今年度、30年度にやるような事情になったのか説明をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

一番は、茂人教育長が持つ熱い思いの中で、一層地域とのかかわりをつなげていきたいというところでコミュニティ・スクールが進んでいくのだというところをご理解いただければなと思います。山田町は、これまでも教育振興運動を使いながら地域との関連をしっかりとつくってきたわけですが、これから復興完遂期に向かう中で、子供たちの住環境が安定してくると。そうした中で地域と学校のつながりもより一層しっかりとつないでいきたいということで一歩踏み込んだ部分に山田町が進んで

いくというふうに理解いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりました。ぜひ全国的にもかなり前例があるようですので、それらを参考にしながら頑張ってくださいと思います。

3つ目、4つ目については、この答弁で理解をいたしました。ありがとうございました。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

8番関清貴君の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

ここで傍聴者の皆様に申し上げます。私語を慎んでいただきたいと思います。一般質問の聞き取れない面で答弁に支障を来しますので、ご協力のほどをお願い申し上げます。

12番山崎泰昌君の質問を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

12番、政和会所属の山崎です。壇上より質問いたします。

1つ目は、水産振興についてであります。

(1)、アワビなどの種苗放流事業に町としても力を入れております。重要な施策の一つだと認識しておりますが、放流の結果の検証や効果は把握しているのか。

(2)、今年度をめどに復興事業が終了し、今までとは違った目線で町の活性化を考えなければならないと考えております。基幹産業である水産業を支援するために水産課を復活させてはどうか。

(3)、水産人口の減少がとまりません。今まで町当局に外国人労働者を受け入れるための支援や受け入れ窓口の創設を要望してきましたが、町ではどのように考えているのでしょうか。

2つ目は、町内のインフラ整備についてであります。

(1)、前回の定例会で質問した私道整備の住民への周知は十分か。また、申請件数は。

(2)、新しく住宅が建築されており、団地もあります。下水道への接続状況は。

(3)、山田駅の完成が近づいております。跨線橋が高くて不便だと考えておりますが、対策は。ま

た、観光案内所も考えているようですが、業者の選定はどうか。

(4)、災害の影響を受けなかった豊間根、船越の両駅も放置されたままで外観も美しいとは言えません。対応策はあるのか。

3つ目、観光振興についてです。

(1)、鯨と海の科学館も完成し、公園も整備されました。利用客をふやすためにも飲食店や商業施設等が建てられるように国に要望してはどうでしょう。

(2)、船越半島周遊の観光道路計画の進捗状況は。

(3)、交流人口を増加させることが町の発展につながると考えております。町として通年での観光者を呼び込む計画が必要であると思っておりますが、町の考えは。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

山崎泰昌議員のご質問にお答えさせていただきたいと存じます。

1点目の水産振興についてお答えします。1つ目のアワビ等種苗放流事業の検証と効果については、漁獲されたアワビのうち放流貝が占める割合を調査する混獲調査を実施しております。調査結果については、震災後2年間放流ができなかったことから、混獲率は年々減少していましたが、平成25年度から種苗放流が徐々に再開されたこともあり、28年度からは増加に転じており、種苗放流の一定の効果はあるものと認識しております。

なお、ナマコについては、天然物と放流物の選別が困難であり、専門的な調査が必要となることから、混獲調査は実施しておりません。

2つ目の水産課の復活についてですが、復興完遂後を見据えた行政組織の見直しは必要であると認識しております。水産課の復活を含め、町の活性化の推進や社会経済情勢の変化に的確に対応していくための機構改革については、全体的な職員体制等も踏まえ、今後検討してまいります。

3つ目の外国人労働者の受け入れについてですが、制度上外国人実習生の受け入れは、中小企業団体や公益財団法人等に限定されていることから、町が受け入れ団体になることはできないと判断しております。

なお、課題である宿舎の確保については、地域基幹産業人材確保支援事業により、引き続き支援してまいります。

2点目の町内のインフラ整備についてお答えします。1つ目の私道整備の住民周知についてですが、制度の内容をより多くの町民の皆さんにご理解いただけるよう4月1日号の町広報紙で周知することとしております。

次に、申請件数についてですが、平成29年度は1件の申請があり、事業は完了しております。

2つ目の下水道への接続状況についてですが、平成28年度の新規接続は、公共下水道360件、漁業集落排水処理事業90件であります。29年度の新規接続は、1月末現在で公共下水道176件、漁業集落排水処理事業58件であります。これにより下水道に接続している総数は、公共下水道1,307件、漁業集落排水処理事業804件となっております。高台団地など下水道を供用開始している区域に新しく建設された住宅は、全て下水道に接続されており、順調に接続件数は伸びているものと考えております。

3つ目の跨線橋、観光案内所の業者選定についてですが、跨線橋については、エレベーターの設置を検討しましたが、跨線橋の構造、エレベーター設置費、維持費等を総合的に勘案し、設置を断念したところであります。今後は、ホームとホームを結ぶスロープの設置について国交省東北運輸局と協議を進めてまいります。

また、切符販売を兼ねた観光案内所の業者選定については、その業務の性格を考慮し、適切な業者を選定してまいります。

4つ目の豊間根駅、船越駅の外観についてですが、両駅は、JR東日本から町へ譲渡される見込みであることから、現況を確認し、必要に応じた修繕を行ってまいります。

2つ目の観光道路計画の進捗状況についてですが、みちのく潮風トレイルの船越半島区間は、ルートが策定が完了し、平成31年3月の全線開通に向け、環境省や県と連携してコースの補修や案内標識の設置等の整備を進めているところであります。

また、開通後にはコースの維持管理が必要になることから、住民参加型のイベントの開催等により協力者を募り、環境整備を行うための体制構築に取り組んでまいります。

3つ目の交流人口の増加についてですが、交流人口を創出するためには、町の自然や暮らし・文化、地域産業の魅力を発信し、多くの方に足を運んでいただくことが重要であると考えております。このことから、これまでの観光資源活用に加え、町の魅力を町民が歩いて紹介する復興街歩きツアーなど、人の魅力を生かした通年で実施できる体験プログラムの企画を行ってまいりました。今後も魅力ある観光地域づくりを目指し、体験プログラムの提供を進めてまいりたいと考えております。

失礼申し上げました。16ページを飛んだようでございます。申しわけございません。お答えいたします。16ページです。3点目の観光振興についてお答えします。

1つ目の鯨と海の科学館及び公園の利用客をふやすため、飲食店等を建設できるようにするため、国に要望してはどうかについてですが、都市公園内の機能の増進に資すると認められる場合等は、飲食店及び売店等の設置ができることとなっております。

大変失礼いたしました。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。

12番。

○12番山崎泰昌議員

最初は、水産業からです。国の方針として、水産業にも経済活動を目的として一般企業が参入できるというふうな方向性が示されましたけれども、町として、それが山田町に適応しているのか。まず最初、そこからどういう認識なのかをお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今のご質問でございます。一般企業の参入がというところでございます。国のほうでは、その部分、必要であるということでの考え方かなと思っておりますが、町としても改めて今この時点で一般参入を町のためになるのかということと考えてはございませんが、もしその部分が町のためになると思われれば、国が示しているとおりに考えていかなければあるいはならないのかなど。現時点では、考えてはございませんが、そういうふうになっていくものなのかなというふうな認識はあります。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

そこで宮城県のほうでは、そういうふうな活動も出ていますが、このリアス式海岸という特異な海岸を持つ岩手と宮城に関しては、どうしても漁業活動、生産を行う人口単位がどうしても散らばってしまうのです。そこをうまくケアしていかないと、もう水産業は衰退の一途をたどる、労働人口が減っているのですから、これはもう明確なのです。そこを町としてどういうふうにケアしていくのか、これが今後の課題だと思うのですけれども、ちょっと話今のを聞いていると、ちょっと違うのですけれども、そういう認識はないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

ちょっと質問が町の範囲も超えて、水産業全体の話に及んでいることもあるので、私から答弁させていただきます。

多分議員がおっしゃりたいのは、宮城と岩手の浜のほうのその企業の受け入れのスタンスなり、そういうことすらちょっと違っているのではないのかと、岩手県はおくれているのではないのかという印象を持たれているということと、おっしゃるとおり湾が多い、大分浜が小間切れと言ったらちょっと表現はおかしいのですけれども、小さい単位の港が漁協がたくさんあるというのは、岩手県の特徴だということは認識しております。ここ一界、県全体としてどういうふうに取り組んでいくのかということは今後検討していかなくてはいけないところでありましてけれども、町としては、まず山田町がそういうものにどう取り組んでいくのか、どういうスタンスで臨むのかということを決めて方針を周辺、県漁連等々ともご相談しながら進めていくということになるかと思っております。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

プロパーとして申し上げたいと思います。私は、ここで生まれてここで育ったので、ずっと漁業の歴史もわかっているわけです。漁業者の今までの経営体あるいは感情的なものもございます。宮城県の場合ですと、県知事が積極的に受け入れて、ある一部の漁業団体から反発を食ったという現実があります。このようなことを参考にすれば、簡単に一般企業の受け入れというわけにはいかないだろうと考えております。その反面、現状だと将来的な発展を見込めないというジレンマもあります。がしかし、地元の皆さんのご意見あるいはそこをリードして行政のほうが導くというふうなスタンスで山田の漁業の発展を考えていきたいということで、まず地元の漁業者、漁協あるいは県漁連、これらの意見を大いに参考にしたいと、そのように考えております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

何か話を聞いていると勘違いしているのですけれども、私とすれば細かいところを守ってくれというのを言いたくて今の質問をしたのです、実は。宮城県みたいにそういうふうにカキやあれで一部の漁民から反対されているのは知っていますし、実際実情に私は大規模というのがここにはそぐわないと感じている一人です。今鈴木副町長が言ったとおり、山田としてのスタンスをしっかりと決めて、それを周りに発信していくとか、一番いいのはモデルケースみたいな地区になってもらえれば、私とすればもう万々歳なのですけれども、この水産業のことに3つ質問を出しましたけれども、今の話からいって、やっぱり専門的な課が必要になるのではないかなど。いろんな漁民からのニーズもありますし、実情ももうご存じのとおり変わってきていますので、その辺についての認識をもう一回伺いをいたします。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

私も、済みません、何か私の発言に誤解があったかもしれませんけれども、まずもってそういう今まで与えられた環境で、そこで育まれてきた今までの歴史、そういうものを踏まえた中でしか将来は当然ないわけでございますから、そういった意味でも山田、船越、このまず地域としてどう守っていくのかと同時に、この先どういうふうに進んでいくのかということを検討しなくてはいけないということは間違いないと思います。それに漁業者の方々、漁協の方々、一生懸命毎日日々の生活を営むためにお仕事されているところを役場としても正面からきちっと受けとめる、そして一緒に議論する、役割に応じていろんな活動を行っていくと、そういったことは必要であろうというふうに考えている

ところでございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

震災前に漁協として、漁協は漁協のことを守るのだけで手いっぱいだという流れだったのです。漁民のことまでは悪いけれども、手が回らないと。それはもうこの議会でも答弁いただきましたけれども、そうなったときに、これからの、漁協ではないです、一般漁民の漁業収入を高くするためには、養殖及びこういう放流事業が大事だということで町としても種苗の放流の補助金を出してきているわけです。全体で40万個近いアワビの放流をしている。その中の約13万6,000、これが町としての補助で賄っている。これをどういうふうに放せばもっととれ高が上がるのか。町長答弁にもあったけれども、専門的な調査が必要になってくる。これが水産課が必要な私は一つの理由にもなると思う。ただ放せばいいわけではない。現在の放流の仕方は、昔の餌が豊富だったときにまいていきましょうと。ご存じのとおり現在はいそ焼けとか、水温の関係で成長が著しくないと。こういうところまでは皆さん把握していると思いますけれども、ではこれからどうすればいいのだと、そういうふうな専門機関がこれからはもう必要になってくる。

県のほうでもアワビの放流ひとつとっても、今まで放流直後に13から31%の種苗が死亡していると。原因は捕食によるもの、あとは放流方法の問題点、この放流問題、昔はただばらまいていた。ひっくり返って落ちたのは、もう全部死ぬと。そこから改良してきたわけなのです。改良してきたのだけれども、もっと改良の余地があるということで今度は養殖している板からそのままおろして自然にはわせて、何の負荷もかけないで放流しましょうと。いろんなことを試さなければ成果が出てこない。それを先ほども言いましたけれども、漁協としてはやれない、協力はできるかもしれないけれども、できない。町だけでもできないのだったならば、県と組んでもいいし、そこまで話を持っていかないと、根本的に水産業は復活できないと思うけれども、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

アワビの種苗放流については、ずっとこれまでもいろいろ研究、放流後の調査をしてきたわけです。これは県を中心としてやってきております。場所によっては、水揚げに大きくつながって成功している地区もあります。我が山田町は、いそ焼け等、あるいは水温の問題、あるいはタコが大量に発生したときに捕食されるとか、いろいろなそのときそのときの課題があっとうまくいっていないこともありました。かつては、山田町の種苗センターでいろいろなアワビの種苗生産、放流、それらも研究してきたわけですが、一町ではとてもこれに取り組んでいく財力、人材がないということで県の栽培センターあるいは試験場に依頼をしてやってきた経過があります。こういうことを参考にすれば、水産

課をつくって山田町で取り組むというのには非常に無理がございます。

そのようなことから、これは県、国等の試験研究機関に情報を提供しながら、山田町の海域の状況、調査あるいは種苗の放流の仕方等についてもいろいろ研究して、その成果を町のほうに提供してもらうやり方が合理的なのではなかろうかなと思います。町ではちょっと難しいと、金、人材面でそういうことが言えると思います。

いずれこのことについては、県のほうあるいは国のほうといろいろ協議、相談をしてお願いするところはお願いして、現状を訴えていきたいと、そのような方向で目指して活動してまいりたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

確かに町単独ではもう無理なことは承知なのです。だからそういうふうな、今はアワビだけしか言いませんでしたけれども、外国人労働者の受け入れの体制についてもそうなのです。そういうふうな受け入れの組合があるのは、もう前にも聞いて、私も調べてわかっているのですけれども、そこから各業者が勝手にと言ったらおかしいけれども、自分たちで呼べばいい、それはわかっている。わかっているのだけれども、では組合としてだとか、一般の漁民が、個人経営者です。では呼べるのかと。こういうことなのです。どうしても、前にもお話ししましたけれども、宮城県では、宮城県のカキ養殖の人たちが組合をつくって、労働者を受け入れたのです。各個人、個人に1人ずついたったのです。それをどこが受け入れたのだから、ちょっと私もわからなかったので困っていたのですけれども、その受け入れを町がどこかの業者でもいいです。そこと組んで1回受け入れて、それを手が足りなくて困っている人たちに使ってもらおうというふうなシステムがいいのではないかなと私はずっと考えているのですけれども、町としてこういうことって可能なものですか。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

今のケースについては、済みません、ちょっと存じ上げていない部分もあるので、一回勉強させてください。おっしゃっている趣旨はよくわかります。一度大きく人材を確保して、その上でそういう情報を持ちながら、個々の事業者に接するようなことができないかというご趣旨だと思います。ちょっと労働者に関しては、外国人というのも係り、労働のあっせんの方も係るので、ちょっと制度的に調べさせていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

なぜこれずっと言っているかという、もう統計的に10年後には漁業者は半減するというふうなデータが出ているのです。船越組合も三陸山田も、もう60以上の人が主力です。5年たったならば、もう満足に沖に出られなくなる。沖に出られなくてもいいから、地元の言葉で言えば、手元があれば、知識、ノウハウは持っているのです。それを教えて、例えばその人が教えている人が育たなくてもいいのです、実は。育たなくてもいいけれども、今の生活を65になってもやれるようなシステムをつくる、そうすると、それを見て何歳まで働けるのだとか、では戻って家を継ぐかとか、そういうふうな考え方にもなってくる、ある程度の収入を得られれば。だからこれをずっと言っているわけです。今手を打っておかないと、もう山田の水産所得は向上がない。逆に言えば、町としてどこで抑えるか、私はもうそこまで考えなければならぬような時期に来ていると思うのだけれども、そういう認識はありますか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

漁業者の後継問題、人口減に絡んで漁業者も半減していくということですが、方向性は間違いなく、その方向性に進んでおります。この高齢化した漁業を営んでいる方々をどのようにしていくのかということでもいろいろ頭を抱えておるわけですが、いろいろやっぱりその家々でいろいろ考え方がありまして、じいちゃん、ばあちゃんやっていると。そこに息子を引っ張ってくると。だけれども、これもなかなかうまくいかない。それで、じいさんとばあさんがいて、そこに賃金を払ってよその人を連れてくると、これもなかなか受け入れる漁家と受け入れないで自分たちでやれるところまでやろうという、いわば排他的な自分たちだけでやっという方もあります。そういった中で、よそから来た人、山田町以外の人、外国人も含めて手元として受け入れてやっというのかどうかというのは、漁家一軒一軒を聞いてみないとなかなかわからないという現状です。それは、そういう考えを持つ人もあれば、いや要らないと、排他的に考えて自分たちだけでやるという、こういう漁家もあるので、今ご提言のあったようなことは、考えなければなりません、現実的には漁家を調査しないと何人受け入れていいのかという、その辺の答えが出てこない、その辺は今後検討、調査をしてまいりたいというふうに考えます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今2つのことしか言わなかったのですけれども、この運営、2つの問題でもちょっと難しい話がいっぱいあるわけです。そうなったときに、今の水産商工課でこれから観光のこともやらなければならないですし、商業のこともやらなければいけない。人力的な問題は確かにありますけれども、そこで水産でも、商業でも、工業でもある程度のスペシャリストみたいなものをつくっておかないと、県とか

国とも要望はしなければならぬでしょうし、今のうちに育てられるものは育てておかないと対応できなくなるのではないかなと思うのだけれども、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

漁業に限らず全般的におっしゃるとおりであります。役場職員の一般事務、総合事務においてもそういうことが言えております。そういった人材を育てていくということは、非常に大事であります。一方、現実では各自治体が採用試験をして、年齢にかかわらず募集しているわけですが、集まってこないというのが現状であります。隣近所、県を超えてほかの県も同じ傾向にあるようですが、そういう現状にある中で、その辺は一生懸命頑張って取り組んでいきたいと。水産関係の部分の専門家、これも何度か今まで挑戦してきているのですが、なかなか思うような人材を獲得できないということがございます。これについても引き続き頑張ってまいりたいと思います。

そうした中で刻々と変わっていく現状に対して、今までもそうだったのですが、行政改革で組織機構を見直して、いろいろ課を分列させたり、統合させたり、やりくりをして現実的な対応をとってきたところであります。なので、そういうことは考えてできる範囲で一生懸命取り組んでまいりたいと。

ただ今言ったように、人を集めるのが難しいという現状にありますので、どうぞそこはご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

日本全国人を集めるのが難しいのだから、そこはもうわかっていますのでいいのですけれども、一つ聞き忘れたのですけれども、アワビの放流の件なのですけれども、2.5センチ、3センチで今放流しているわけだけれども、町として補助する分は、昔みたいに4センチから5センチというふうに大きくしてからやりたいというふうな要望みたいなのは、漁協に対して出せないのか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今議員おっしゃったとおりで25ミリから30ミリの放流を続けているわけですが、話として大きくして育ててから放流すれば効果としてはあるのかなとは考えておりますが、これも難しい話で2.5とか3であれば、4とか5よりは、購入する際に金額が抑えられるといったようなこともございますので、ここは難しいかなとは正直思っています。ただ議員のおっしゃるのは、大きくして放せばいいのかなというのは、そういうふうに私も思っています。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

理屈的には、もう絶対大きいほうがいいに決まっていると思うのだ、私は。ただ今1,500万円なら1,500万円の補助金で約13万6,000が、では半分になりますと。それでも生存率が上がったならば、今こうやって、今の現状が磯焼けで餌がなくてみんなやせている、やせていると、2年も3年も騒いでいるのだから、そういうところを考えなければならないのではないかなと思う。何回も言うけれども、そのためには、やっぱりそれに特化した人が必要ではないのかというのが考え方なのです。だから今のはもう一回回答弁もらわなければ。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

議員おっしゃるとおり放流稚貝が大きければ大きいほど水揚げにつながって、生産率も伸びるわけです。これは何もアワビに限ったことではなくて、ホタテもそうです。ホタテの稚貝も小さい稚貝を買ったのと半生貝で買って放流したのでは、収穫率が全然違います。ただ、金額で見て、果たしてそれが効率がいいのかどうかというのは、これは漁家それぞれの半生がよかったり、小さい稚貝がよかったりして、漁家がそれぞれ決断をしてやっているという状況を見ても明らかなのです、効率がどっちがいいかと。その効率の問題がありますので、その辺をちょっと見きわめ、検討をして、漁協とお話をしてどうなのかという、役場でやったらどうですかとか言えば、当然出てくるのは経費がかかるから補助金をくれませんかという話になるのでしょうかから、やみくもに出すわけにいかない、効率というものがあるので、その辺はちょっと検討、調査してまいりたいと。専門家の意見も聞いて、そのように思います。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

それを言っているわけです。そこをちゃんと費用対効果を検証できるようにしてくださいということだから、それはそれで。

次に移らせていただきますけれども、私道整備です。ちょっと調べてみて、今回1件しかないと言いますけれども、今後多分出てくると思います。それなりの予算は用意しておいたほうがいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

30年度の当初予算については100万円の予算措置をしております。申請の状況を見ながら補正で対応

するなり、検討はしていきたいというふうに考えます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

補正の対応というので、そこは確実にできるようにお願いします、そこは。

次の下水道への接続です。関連で漁集のことも聞くかなと思ったのですが、ここに出ていましたので、助かりました。これで全て新しく建てた建物は接続されたと、接続される。これはここは間違いなくこれでいいですね、全部が全部、確認です。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

高台団地等に新しく建ちました新設の住宅については、全てが接続されております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

そうすれば、これからの費用のこととかも周知はしてあると、そこは。済みません、確認で申しわけないですけれども。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

費用というのは下水道料ということであれば、当然下水道を接続すれば下水道の使用料がかかるということについても説明はしてございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

次は、山田駅の件です。前のときもこれは同僚議員が質問して、エレベーターとかはつかないということは聞いていましたけれども、東、西とあるわけですが、ちょっと伺ったところでは、西口のほうからもちゃんと乗降できるというのでいいですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃったとおり西口からも乗りおりできるように進めております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

そうすれば、跨線橋をわざわざ通らなくても、ちょっと不便だかもしれないけれども、体の満足ではない人たちも楽に行けるということで、そこは安心しました。

また、観光案内所の業者の選定ですけれども、これはもう町のほうで検討していくしかないと思いますが、いろんな最初の話聞けば、複合施設的なところも含まれるのではないかなと思うのですが、今の駅舎の大きさで対応できるかできないかということまでちょっと聞きたいです。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

まず駅舎の基本的な考え方は、切符販売をしてくれという要望がございましたので、切符販売をするということが一つございます。それから、やはり鉄道で来る方々の最初の入り口になるわけですから、観光案内も行うと。それで震災前にご承知のとおり観光案内所を観光協会のほうでやっていただきました。その流れでいけば、その観光案内も必要だろうということでございます。

その建物の規模なのですが、これは予算と密接につながってまいりまして、予算の範囲内のできる建物にならざるを得ないと。実は、今でも復興庁のほうと協議中でございます。最低切符を売る人と案内する人考えても2人はいなければならないよということで復興庁と今協議中でございます。そういう状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

あその土地に昔の山田駅のことを言いましたけれども、観光協会は簡易的な建物を建てていたわけです。あそこにまたつけ足しと言ったらおかしいけれども、そういうふうなことはできるのか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

あそこは、いろいろ図書館と山田駅を複合的に使って待合機能とかを満たしていきましょうという考え方でございます。それから、ふだんについては、前のほうを広めにとって和んでいただくといいますか、休んでいただくスペースというふうに考えておりますので、さらに増築をするということは考えていません。その中で、駅舎の中で案内業務を行っていききたいというのが基本でございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今交渉中であるというのにはわかりましたけれども、対応できなかったならば、増築するしかないのではないかと、絶対2人は必要なわけだ。その中での業務として、ではお客さんを受け入れられるのかというところを、確かにまだ大きさが私も正確にわからないから、対応できるのかできないのかわかりませんが、もしそこだけでできないとなったならば、何らかの策は考えなければならぬはずで、そこまでのことをちょっと聞いているのですけれども、回答ありますか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

復興庁のほうでは、その2人配置というのを否定しているところではなくて、詳しく言いますと、JRからもらった分と復興庁が出す分のやりとりを今詰めているということで、2人を置くということについては、特に異論はございません。議員おっしゃるとおり、当面は2人でやってみて、不足していれば、何らかの方法で補充するということになるかと思っております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

わかりました。次は、船越駅と豊間根駅の件です。豊間根駅に関しては、ほかの議員も出ていますけれども、前々から船越駅にもトイレをつけてくれと、そういうふうな提言がありました。これから本格的に観光業に力を入れるというふうな場合には、確かにトイレが、船越、豊間根両駅、そばにないのです。これは、最高の価値があると思っておりますけれども、どうですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

まずご質問についてお答えしますが、JRからの移管については、29年度で土地、30年度でそのほかの建物、構築物の移管を受けるということになってございます。したがって、作業的には、30年度で進めてまいります。今ある駅舎については、正直言って、中もまだ見ていない状態なので、外、中を確認した上で、修繕すべきところは修繕するということに考えています。

次、トイレについては、次、同じ質問がございますけれども、駅舎に対してのトイレか、あるいはおっしゃるとおり観光客に対してのトイレか、これの考え方だけでも違ってくると思っております。それから、地域の中で公衆トイレ云々という話になれば、また違ってくるということで、どういう扱いにするかでちょっとこっぴどこっぴどというふうな考え方、さまざま出てくるであろうと思っております。

ただ、皆さんがおっしゃるとおり観光を進めていく中で、トイレがないというのは確かにどうかと思う部分もあります。ただ一方では、費用、いつも費用の話をして申しわけないのですが、つくった後の管理等々も同時に検討していかなければならないということで、町全体の中で検討をすべきも

のというふうに現時点では捉えております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

できれば何かいい補助金のメニューを見つけて一番いいやつでつくっていただければ、皆さんが喜ぶと思いますので、これは要望で終わります。

次は、観光振興の鯨と海の科学館のところですか。この答弁書の中で飲食店及び売店等の設置ができるというふうになってはいますが、これは館内という意味ですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

都市公園施設内、船越公園の中という意味でございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

そうなる、ちょっと話が違ってきて、今までずっとこの問題は言ってきた。鯨と海の科学館単体ではもうお客さん呼べない、何かもう一つ補えるようなものを建てましょうと何度も提言したはず。今までの答弁は、公園の中だから建てられないと、これがずっと答弁できた。今回オランダ島、環境省が手をつけてもいいよと。今までは国の役所がだめです、都市公園法ですと。そういう話だった。今になってこの話はない、何年たっていると思う、これは。どこまでもおくらせていく。ちょっとこれは俺は問題だと思うけれども、答弁が。そこはどう考えているか、もう一回答弁してください。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

過去10年以上前からこの話は出ております。実は、公園法で公園の面積から出てくる建ぺい率というのがございまして、当時はマリパークとか、マリパークのいろんな建物、倉庫だとか、鯨館も建ぺい率の中に入るのですが、あと入江田沼の向かい側のほうにも池を管理するために建てられたもの、あるいは食堂レストランもございました。これらの面積を総合して建ぺい率に抵触する、あるいはぎりぎりだというふうな状況があって、公園法上制約を受けるというふうなことで答弁してきた、そういう記憶が私にはあります。なので、飲食店を建てられるか、建てられないかという問題ではなくて、建物を建てられるか、建ぺい率を守れるかどうかと、そういう問題点で議論して答弁してきた結果であります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

副町長には悪いけれども、それは震災前には確かにさくら亭とかあったり、レストハウスみたいなのもあって、震災後、今回も公園を整備するというときにもどうにかならないのかという話はしたはずだ。そのときの答弁がそれだ、変わらないで建てられません。ちょっと本腰入れて観光拠点をつくるのだったならば、今までだめだったところを、ではどうにかして手直しして人が集まるようにしましょうと考えるのが行政だ。一個これで目玉が減るといったらおかしいけれども、マイナスです。あそこに飲食店でもつくったならば、震災前のおおりの、子供たちが遊びに来て、おじいさん、おばあさんが孫を連れてきて、あの中でお昼も食べられる、ジュースも飲める、町の経済を考えたって町に落ちてくるお金があるはずだったのがなくなっている。今後行政のほか一般の商業者が、ではあそこに建てさせてくれといったならば、それは可能なのか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

そういう飲食店、売店等の建設については、公園内の機能の増進に資するというふうには認められれば、建設は可能ということになります。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今の件に関しては、私の知り合いでもあそこに、もしそういうのがあったならばやりたいなと言った人もいたから、もしそういう人がまだやる気があるようだったならば、善処していただきたいと思えますし、別に反対する必要もないわけだから、了解。ただちょっと今までの答弁に関しては、ちょっと反省を促します。

もう一点、次の件は、観光ルート、これについてです。この整備、みちのく潮風トレイルです。31年度3月の全線、これはいい。あともう一個、観光道路的なことも聞いていました。そっこのほうはどうなっていますか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

こちらにつきましては、過去にも議員からご質問があった件でございます。今回ルートを決めるに当たりまして、ルート上歩いて確認というのがありまして、環境省、県、町で歩いてみたのですけれ

ども、歩く際に、そこまで乗りつけるといいますか、行くということの確認もしてございますが、そういったルートの踏査をした際に、道路を車が通行するには特には支障なく走れたのかなというふうには確認してございます。あくまでみちのく潮風トレイルに関しての話になりますが、ルート上に車で参るための道路としては問題ないのかなというふうには考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

では、潮風トレイルの件でいけば、日本旅行業協会戸川和良という人が提言しているのだけれども、この潮風トレイルを成功させるためには、単年度でなく長期的な計画、時間軸で予算を確保し、産官で連携を進めると、これが1つ。

済みません、時間なので終わります。

○議長（昆 暉雄）

12番山崎泰昌君の質問は終わりました。

昼食のため休憩をいたします。

午前 11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番木村洋子さんの質問を許します。6番。

○6番木村洋子議員

6番木村洋子です。壇上より質問いたします。

1点目は、子供の医療費助成現物給付化について、就学前までの医療費助成の現物給付化は歓迎されており、小学生まで拡大すべきであります。拡大されれば保護者の経済的かつ精神的負担軽減となり、子育て世帯への大きな支援となります。町の対応を問います。

2点目、災害公営住宅の家賃軽減と除雪について。所得超過世帯はどれくらいあるのか。また、家賃負担が大きいため退去した世帯はあるか。

次に、被災者の生活再建を後押しするという意味で家賃の軽減は歓迎されます。町としての対応を問います。

次に、災害公営住宅の入居者は、高齢化率が高い傾向にあります。降雪時除雪の人手が足りないため敷地内の通路の除雪ができず、緊急時やデイサービス搬送時などに不安を感じております。町として除雪の支援をするべきではないでしょうか。

3点目は、壁面タイプの水道メーター設置についてです。積雪と低温凍結で水道メーターの検針困

難の状況が見受けられます。詳しい内容をお知らせ願います。検針できない場合、使用料の請求はどのようになるのか。また、従来の地面設置タイプのメーターは、泥水が流入したり、検針しにくい場合があります。検針が正確にできて利用者の安心にもつながる壁面タイプのメーターに切りかえていくべきではないでしょうか。

4点目、仮施設の7月退去についてです。仮設から本設へ移行できた事業者数は。

7月いっぱい仮設から退去と言われた事業者数と本設移行への課題は。

事業継続を希望する個々の事業者に対し、寄り添ったきめ細やかな対応をしているか。

5点目は、織笠大橋の歩道設置について。織笠大橋に歩道がないため、以前より歩道を設置してほしいとの町民の声があります。歩行者などの安全確保のため、歩道の設置を国や関係機関に要望すべきではないか。町の考えを問います。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

木村洋子議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

1点目の子供の医療費助成の現物給付化についてお答えします。現物給付化については、子育て支援の有効的な手段であると考えられることから、県に対し、各種団体などから対象の拡大について請願、要望が出されているところであります。これを受け、現在小学生までの対象拡大について各市町村の意向調査が実施されているところであり、今後県を中心として協議、調整が行われる見通しとなっております。これらの結果を踏まえ対応してまいりたいと考えております。

2点目の災害公営住宅の家賃軽減と除雪についてお答えします。1つ目の所得超過のための退去世帯についてですが、災害公営住宅に入居の場合は、入居から3年経過するまでの間は、収入超過世帯として認定されないことから、現時点で収入超過世帯はなく、家賃負担が大きいため退去した世帯はありません。

なお、使用料については、毎年度の所得の状況等において算定されるものでありますが、仮に平成29年度の使用料算定に用いた所得が今後も継続した場合、31年度に1世帯、32年度に3世帯、33年度に5世帯が収入超過世帯と認定されることとなります。

2つ目の家賃軽減に対する町の対応についてですが、公営住宅の使用料については、国が定める公営住宅法に基づき決定するものであります。

東日本大震災に係る災害公営住宅の使用料については、国が別に定める家賃低減事業に準じて入居してから最長で10年間は軽減が図られており、町として同制度に沿って対応しているところであります。

3つ目の災害公営住宅敷地内の除雪の支援についてですが、敷地内通路等のお住いの区分について

は、入居者の皆様の協力のもとで除雪をお願いしているところであり、今後ご理解をいただきたいと存じます。

なお、既存の町営住宅においても、これまで入居者間の相互協力のもとで敷地内の除雪作業が行われております。

3点目の壁面タイプの水道メーターの設置についてお答えします。ことし2月の検針では、積雪と低温凍結のため約400カ所が検針できませんでした。検針ができない場合の水道の使用料の請求は、前3カ月の平均水量から算定した額を請求し、翌月の検針で調整することとしております。また、壁面タイプのメーターへの切りかえについては、従来の地面設置タイプと比較して購入単価が約5倍と高額であり、壁面へ設置するための費用も増額となること、あわせて積雪により検針できなかったのは、ここ10年間で3回と少ないことから、壁面タイプへの切りかえは考えておりません。

4点目の仮設施設の退去についてお答えします。1つ目の仮設から本設へ移行できた事業者の数についてですが、これまでに161事業者が仮設施設に入居し、そのうち本設した事業者は、平成30年1月末現在で45事業者であります。

2つ目の退去が必要な事業者についてですが、30年1月末現在で仮設施設に入居している107事業者へ退去の周知をしております。課題としては、事業の継続を決めかねている方、再建の意向があるものの再建先が見つからない方がいることが挙げられます。

3つ目の事業継続を希望する事業者への対応についてですが、事業継続を希望する事業者に対しては、それぞれが抱える問題について随時相談に応じるなど、町有地の公募状況やグループ補助金等の支援制度を説明するなど、個々の事業者ごとに必要な対応を行っております。

5点目の、織笠大橋の歩道設置についてお答えします。三陸国道事務所によりますと、現状で歩行者等の利用が少ないこと、改修には多額の費用が見込まれることから、実現は困難であると聞いております。

歩道設置の要望については、今後の状況を見ながら判断していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。6番。

○6番木村洋子議員

子供の医療費の助成の現物給付化についてなのですが、9月の県議会でこの小学生の医療費の現物給付化の意見書が採択されまして、県のほうでは各自治体に意向を聞いて、その結果で実施したいという考えのようなのですが、1月末に県のほうから意向調査が来たのですが、山田はどのように返事をしたかお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

お答えします。県による1月末の意向調査、これは各市町村の保険者に対する意向調査ということでございます。設問で対象拡大についての設問でございます。反対か、賛成かの問いということでの調査でございます。町とすれば、拡大に賛成であるというふうに回答をしております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

ありがとうございます。ここで本当に一番大事なのは、各自治体の意向ということで本当に山田は賛成してくださって本当にありがたいと思います。1週間ほど、四、五日前か、県議会のほうの同じ要件でも、やはり賛成の自治体が多かったということで、これは実施する可能性が高くなっております。やはり小学生の医療費の窓口負担がなくなるということは、保護者や医療従事者、自分も含めてなのですけれども、そういう願いが本当にかなう可能性が本当に大きくなりましたので、大変うれしく思っています。町のほうに感謝いたしまして次に進ませていただきます。

次は、災害公営住宅の家賃の減免の件ですが、そういう超過世帯というのは、今のところないということなのですけれども、今後そういう出てくるということを示されましたが、やはり所得超過世帯といっても、お金持ち世帯というわけではなくて、みんなの給料を合わせたり、年金を合わせたりした結果がこうだったということなので、やはりそういった意味では、この超過世帯に対する減免という部分を進めてほしいのです。やはり子育て世帯もあれば、介護を担っている世帯もあれば、こういう状況になれば、本当に助かりますので、そこをよろしくお願いしたいと思います。ここは要望でいいです。

災害公営住宅の除雪についてなのですが、自分たちでやってほしいというお返事なのですけれども、除雪に対して、これは織笠アパートのほうからの要望書とかも出ていまして、本当にこれ切実なのです。内容は、もう高齢者が多くて半分近くが高齢者だと。それで若い人が出ていった後の高齢者の人たちの除雪の大変さが本当に事細かに書かれています。そこで除雪機が欲しいという願いを役場にも持ってきましたが、その願いがなかなか通らなくて、再来年にしか、再来年なのです、来年ではなく、来年度ではなくて再来年度にしかその除雪機が来ないということなのですが、そこはどうしてそうなったのかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

コミュニティーのほうから要望があった件でございますので、私のほうから回答いたします。

若干ちょっと話の行き違いがあるようでございますが、先ほども出ましたけれども、役場の予算以外の助成事業がございます。その30年度要望調査というのがございまして、議員おっしゃるとおり

あったら大変助かるということでございましたので、事前申請をしたものでございます。いろいろ事情があって、不採択ということで30年度は見送りということになってしまいました。再来年度は改めて申請をするということでございまして、再来年度で約束されたものではない。財源等の関係がありますので、一般財源以外の財源を見つけて、そこに申請をしたものでございます。これは役場を経由してコミュニティーがもらうという事業でございます。したがって、役所が云々というものではございませんが、申請書等の作成については、支援員がお手伝いをしたという経緯がございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

申請書のそういう不備とか、行き違いとかがあってそうってしまったのは仕方がないことではあります。やはりそこに対しての何らしら支援というのが必要だと思うのです。先ほども言いましたけれども、高齢者だけの除雪、人の力では限界だから除雪機が欲しいという要望書とかが出たわけなのですけれども、やっぱり私がすごく心配なのは救急の部分とか、救急車も入れられない状況がある。高齢者が多くて、やはり救急車を要請したこともあるということで、会長さんは、やはりみんなの命を守りたいがために一生懸命なわけなのです。やはりそのところに支援というのをやらなくては、やっぱりこれはコミュニティーの再生という部分で、構築という意味では、すごい大事なことだと思うのです。ただコミュニティーが大事、心のケアが大事と言いながらも、やはりそこら辺に具体的な部分で支援を町のほうでやっていただかないと、会長さんも本当にかわいそうな状況になると思うのですが、そこら辺のことを含めてお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

確かに議員おっしゃるとおり高齢者が多くて大変だということでございます。うちのほうの支援員も雪が降ったときに、それは現場に行って確認をしております。その上での要望があったので、その30年度の配置にチャレンジをしたということでございます。ですので、その必要性云々というのは、コミュニティーというのを通じて考えると必要だと、何とか配置をしたいということで事業に申請をしたわけでございます。これを単独でということになりますと、また費用の話ばかりして申しわけないのですが、町全体として県営、町営の公営住宅あるいは既存の公営住宅に対してどうするかということも検討しなければなりませんので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

先ほど言ったのは、織笠アパートの件なのですが、これは北浜のアパートでもすっかり同じような状況で高齢者の方々が午後まで一生懸命雪かきする姿も見ております。やはりまた織笠アパートに戻りますけれども、やはりこの1年間だけなのです。再来年からは除雪機が来るから、それはもうそちらにお任せということとはできると思うのですが、その間の除雪ということで、除雪車に道路だけでも、細かいところはあれだけでも、救急車が入る程度のそこら辺だけでもやってもらうとか、そこら辺をできないものかどうかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

敷地内の通路、駐車場等の除雪のお話でございますが、基本的には大型の重機が入ることが大変難しく、その敷地内の除雪ということは、人力による作業にはならざるを得ないということで除雪車で除雪というのは、なかなか難しいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

その災害公営住宅に行くところなのですが、非常に敷地が広いのです。ですから、そこを手がきというのは、本当に大変な作業であります。そして先ほども言いましたけれども、コミュニティーの再生のところで、その会長さんが大変な状況があって、ふと思うことは、除雪機があれば、除雪機がどうしても必要であると強く思うときです。住民一心同体で除雪機を希望いたしますと、こういうふうな感じで、もう切実な状況で訴えているのです。やはりそういう意味でコミュニティーの再生とか、そういう部分でもやっとな一心同体、そういう言葉も使っていますけれども、みんなで本当に考えながらそうやってコミュニティーを構築しているのだなというのがこれ見てわかるのです。そこら辺に何とか支援していただきたいと思うのですが、最後によろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

除雪機の貸し出しについてということで具体的なお話をいただいておりますが、まずそれも一つの方法だと思います。来年度から予定している公営住宅の指定管理事業の中で可能かどうか検討はさせていただきますと思います。ここで確約めいたお話しはできないのですが、なるべく実現するように工夫はしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6 番木村洋子議員

それでは、その点はよろしく願いいたします。

次に、水道メーターの壁面タイプの水道メーターについてなのですが、この点は、一自治体でどうしようというか、何ともならないことだなとは思っているのですが、だからこそこの400カ所という、結局測定ができなかったというところなのですけれども、ことしは特に雪も多かったし、凍結もすごく多かったんで、そういう状況だったのかなとも思うのですが、自分の住んでいるところは、毎年同じような状況を繰り返しております。それでやはりこういう場合は、一自治体でどうしようもないのではありますけれども、やはりそういう時だからこそ国とか県とか、そういうふうなこういう状況があるというのをやっぱり申し入れるべきだと思うのです。これからそういう異常気象でこういう状況というのは、本当に今後も出る可能性が高いのです。こういう地面タイプではなく壁面タイプにすれば、いろんなことでメリットがあるけれども、お金がすごくかかるということなのですが、やはりこういう400カ所もあるような、そういう状況を担当課でどういうふうな感じで意見交換ではないですけども、お話をされているのかどうかちょっと伺います。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

担当課内といたしましては、回答いたしましたとおりに、ここ10年数回程度の大量に検針ができなかったということに加えて、先ほど町長の答弁のとおり費用が大きくなっていくということ、このままでの切りかえのほうは難しいということでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6 番木村洋子議員

そういう担当課での話し合いの内容があったのかどうかを聞いたかったのですが、考えとしては、何か検針員の人たちにはご苦労ですがと、それで済ますという、そういう考えではなく、やはりもうちょっと考えを進めてほしいと思うのです。何か前近代的なような、そういうそのまま我慢、我慢というようなことだけではなくて、もっと声を出す、400カ所もあるということ自体ちょっとなと思うのです。やはりここら辺の改善を求めて新築の家とか、全部というわけではないですけども、そういう水没とか雪で埋没の危険があるようなそういうところには、やはり壁面タイプのメーターに切りかえていくように求めたいのですが、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

新たな新設のところからというお話もありますけれども、メーター機というのは8年ごとに交換が

必要でございまして、そうしますと、そのまたメーターに取りかえなければなりません。その費用につきましては、皆様方がお支払いになっている水道料金、こちらのほうにかかわってくるものでございます。一概にこちらのほうに切りかえるということにはいかないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

それでは、新築を外しまして、そういう水没とか、そういう被害に危険があるようなところは、もう水道員さんたちももうチェックしているし、そういうのも地域的にもわかっているのです、少しずつでもいいから、そういう方向にしてほしいと思います。もう一度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

先ほどから申しますとおり件数が少なくても、その分の費用等は、当然かかってくるものでございます。ということで1件当たり概算ではございますけれども、経費にしますと、1件当たり1万2,000円ぐらいかかっていくと、それがふえていくと、それだけ水道料金を圧迫していくということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

そういう事情もあるので、それは一つの自治体では難しいということで上のほうにも声を上げてほしいと思います。

次に、仮施設の7月の退去についてお願いいたします。本設に移行できたのは45事業者で事業の継続を決められないでいる方、再建の意向があるものの再建先が見つからない方が少なからずいると思うのですが、その件数をお願いしたいです。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

ただいまの件でございます。再建を予定している方につきましては、1月末現在で73件でございます。

それから、再建の先がまだ未定である方につきましては14件でございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6 番木村洋子議員

73件が移設というか、移る予定だということなのですからけれども、その73件の中の業者の人の話を聞いても、7月退去というのは、すごく無理をしながらやっているということなのです。自分には土地があるから、移る土地があるからまだいい方なのだけれども、まだ決められていない人がいるのは大変そうだという、そういう声も聞かれます。そういうふうにならざるを得たり、条件が整っている事業者は次に進める、そういうふうな人たちもいるのだけれども、そうでない人もいます。

商工会の陳情書、きょうテーブルの上にあったのですけれども、こういうふうにはやはり大変な状況が山田にはあるということなのです。この仮設の7月退去という期限ですけれども、いろんなすごい大変な状況を見ていると思うのですが、これはこういう被災が大きかった山田に実情に合っているかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

7月の退去というのが町として実情に合っているかということでございます。まず7月という基本線を出したのは、境田の仮設店舗がございまして、境田の仮設店舗が建っているところが、実は低地で工事を進めなければならない区画となつてございます。工事を進めるために導き出した期限といたしまして、30年7月というふうに導き出してございます。ほかの仮設の方につきましても同様に仮設店舗であるということでございますので、同じ扱いをして進めるということで30年7月という退去にしたところでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6 番木村洋子議員

先ほどの取り壊しの仮設施設の取り扱いに対しても、すごい不合理な点が多いと思うのです。区画整理の中で仮設から仮設への移動を強いられた事業者の方々には、それだけでも非常に負担は大きかったと思うのですが、今回は経済的な理由とかで店を新しく建てられないから仮設施設を払い下げを受けるといふことにしている、そういう事業者の方です。1回解体する、そしてそれを撤去する、更地にして公募があるということなのですからけれども、土地の公募が。そこに移るわけなのですからけれども、公募で当たった土地にまたそれを組み立てて、建物をばらしたやつをまた組み立てて建てるわけなのですからけれども、これというのは、すごく合理性に欠けていると思うし、またもしかしたらスペース的にその土地に、また同じところに行くかもしれないです。何かこれ税金の無駄遣いではないかと、こう思うときがあるのですが。

それと、その間ばらしてしまいました。公募もどこに決まるかわからないのですけれども、そういった間の収入はどうなのですか、どうなるのか、収入が途絶えることになるかもしれないし、その点は

どう考えているのかをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

ただいまの議員のご質問ですが、多分土地が町有地ということなのかなとお聞きしていました。町有地の公募をかける場合につきましては、今おっしゃった例で言いますと、上に仮設の店舗、リースですとかだと思いますが、建っている件で下を公募するというようなことに今理解したわけですが、その場合、土地の公募をする場合には、上に建物がない状態で公募をかけるということになってございます。ですので、今おっしゃられたように、一旦ばらしてどこかに移して手を挙げてから建てるというのは、ちょっと今の仮設店舗のこちらで本設等のお話をする際に出てきているものとはちょっと違うのかなというふうに思っております。

それでのお話だと思うのですが、その間の収入はということですが、それにつきましても、今の件ですと、ちょっと考えられないのかなというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

ちょっと話が食い違っているのですが、私もいろいろと情報を集めながらやっていて、こういうことがあるということなので、もうちょっときちっと研究というか、考えを深めてほしいなと思います。やはり7月退去というのは、山田のこの状況から言って合っていないと思うし、時期尚早なのではないかと思うのです。私は、ここで自治体の役割というのも何ですけれども、そこを伺いたいのですけれども、やはり国とか県から7月撤去だ、退去だという感じで示されたとは思いますが、今年度の退去ですけれども、自治体の権限で7月、9月というのは設定はできるのですが、やはりそういう国から、県から、そういうのが示されて、やっぱり自治体の役割というのは、言われたとおりにするのではなくて、やっぱり現地で地域の実情をきちっと見据えて、ちょっと無理なときは、やはり上に伝える、そういう任務がすごく大事ではないかなと思うのですが、そこら辺は私が言うまでもないですが、そういうふうにやはりふだんからそのほうは大丈夫ということなのですから、その認識のほうはどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今の部分、繰り返しになりますが、仮設店舗の退去につきましては、一つのところが短いとか、一つのところが長いというようなことがあつては、仮設店舗全体の不公平ということにもつながりますので、まず町としては同じスタンスで考えてきているところでございます。

それから、最後におっしゃられた部分につきましては、各事業所さんの意向につきましては、随時相談に乗って聞いておりました、その中で県等の確認が必要なものがあれば、そこについては相談は進めております。議員のおっしゃられたとおり、その辺についてはさせていただいているところです。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

個別に相談とかは、本当に丁寧にやっていたとは思いますが、やはり退去ありきでやっているから、何か本当に大変な人の気持ちがなかなか反映されないというのでしょうか、大変な状況に追い込まれているというところが見えますので、ことしの1月になってから7月退去だと言われた事業者が本当に苦しい胸の内を言って、本当自殺まで考えるというような、本当にそういうような状況に追い込まれているような状況が見られたのです。やはりそれを何とかしてほしいということを担当課にも言って、申請とか、そういうのもお願いしたいなということを伝えたのですが、こういう状況は、はっきり言ってどういうふうに伝えたのですかと言ったら、電話だけということなのですが、やはりそちらのほうから要望書も出ているわけです。その大変な状況をきちっと見て、県とか国とかに要望書なり、そういうのを出してやるのがやっぱり自治体の役目ではないかと思うのですが、そこら辺、ここ本当事業者の正念場という私は時期だと思うのですが、その意識がちょっと低いのではないかなと思うのですが、そこどうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

答弁者に申し上げます。質問の内容を精査して、例えばこのとおりやっていますというのを、今言っている内容が答弁が違うような感じがするので、このとおりやっていますからこうだという説明願います。水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今の件でございますが、先ほども答弁申し上げたとおり、県に確認をして意向者の意向を踏まえられるかといったようなことは当然してございます。それで電話でということでございます。当然電話で、あるいは行って話をするということでございますが、要望書というのは、一つには町のほうで要望を上げるというのはございますが、これは大きな全体にかかわるものについては、進めていただきたいということで要望等で水産課の分もそうですが、町としてまとめて上げているところでございます。

今議員おっしゃられた部分につきましては、当然県とも何度も協議しておりますし、要望を上げろということがなじむかどうかはありますけれども、いずれ言われたことにつきましては、こちらのほうとしましては、相談者の意向を踏まえて進めておるところでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6 番木村洋子議員

電話で言ってくれたということなのですが、疑うわけではないのですけれども、やはり口頭がだめら文書でという、そういう意識も持ってほしいと思いますので、そこはお願いです。

それで、こういった仮設施設事業者の課題は、山田町に限ったことではなくて、被災の大きかった市町村で同じように抱えているということなのです。それで国のほうも動き始めていまして、入居期間の延長とかも検討に入っているということではっきりした方向はちょっとわからないのですけれども、検討に入っているということは、何かしらのもっと前向きな部分が出てくるのではないかと思います。それは7月の退去までにはとても間に合いそうにないのです。ですから、私は山田のやり方、時期尚早ではないかと言ってはおりますが、一人一人の仮設事業者に寄り添った対応とは、私この間のいろんなところを見ていまして、一生懸命やっているのはわかるのですけれども、何かずれている部分があるので、やはり国の姿勢とか、国にも訴える、やっぱり住民のこともきちっと見る、そういうふうに寄り添った対応をお願いしたいと思います。

それと水産関係の事業者も入っているわけです。やはり継続できなくなれば、町の水産業の衰退にもなるし、町の勢いがなくなるということにもなるので、ここは力を入れて事業者に本当に寄り添った形で対応してほしいと思います。もう一度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

個々の事業者でそれぞれ抱えている問題があります。それにつきましては、答弁を繰り返させていただけですが、随時相談をいたしまして、常に今議員おっしゃられたように寄り添った形で今後も協議して何とか進めていけるように努力はするつもりでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6 番木村洋子議員

本当に大変な時期だと思うので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、織笠大橋の歩道についてなのですが、なかなか厳しい状況だということで、この願ひというのは、私も以前からずっと聞いていまして、震災前からも聞いていたのですけれども、震災があつて、この願ひはやっぱり置いておこうというような住民の人たちがいますけれども、やはりここで少しずつ復興して、何とかここに歩道があつたらなという願ひがあります。ただそれにはちょっとお話を聞けば、内側という部分もありますけれども、その内側というのは、車両とかのいろんなありますので、ちょっとそこら辺はきちとしたというか住民に本当に望まれるような対応にしてほしいと思ひます。

最後に、山下技監に山田にいらしたので、今後とも織笠大橋を含めて山田を支援していただけるよ

うにお願いしたいと思いますが、一言お願いします。

○議長（昆 暉雄）

山下技監。

○技監（山下真徳）

議員おっしゃるとおりで、国道、いろんなふぐあいの部分もまだございます。いずれ予算の面での制約もまだあるわけですが、いろんな状況を見ながら今後とも取り組んでまいりたいと思います。整備局のほうも恐らく同じような考えを持っていると思いますので、ご了解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

6番木村洋子さんの質問は終わりました。

1番阿部幸一君の質問を許します。1番。

○1番阿部幸一議員

1番、新生会、阿部幸一。通告に従い壇上より質問をいたします。

第1点、道路整備について。各種道路整備について計画どおり順調に進んでいるようだが、これまで整備した道路などにおいて、不都合な部分はなかったのか。また、あったとしたら、今後どのように整備する計画なのか詳しく説明してください。

第2点、環境整備について。昨年の台風被害で岸壁に揚げた流木について現在もそのまま放置しているようだ。いつまで放置するのか。今では一般廃棄物と産業廃棄物も捨てられているようだが、わかっているか答えてください。

第3点の林地開発について。浦の浜地区の林地開発について、岩手県による現地調査が終了したようだが、その結果について詳しく示せ。また、それに伴い発生した抜根の処理内容についても詳細に示してください。

第4点、山田町の経済について。平成30年度の町の経済はどのようになる見通しか、町の考えを示せ。

第5点、下水道について。供用から3年以内の下水道接続工事に対し、補助金を出すようだが、この制度はいつから始まり、いつまで実施するのか対象者、補助率を示してください。

第6点、コミュニティーについて。地域コミュニティーの再構築の支援や地域活動の後押しを行うようだが、どのような形でどのように支援するのか詳しく示してください。

細浦地区の広場整備についても詳細に示してください。

以上、壇上より終わります。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

阿部幸一議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

1点目の道路整備についてお答えします。整備した道路等の不都合な部分についてですが、整備完了後、周辺の宅地整備に伴い、大型車両が頻繁に通行していることから、八幡地区の区画道路にゆがみが生じている箇所が見受けられます。補修については、周辺工事の収束を見ながら、舗装の打ちかえを行うこととしております。

2点目の環境整備についてお答えします。大沢漁港や船越漁港に陸揚げされた流木については、県で平成30年5月をめどに処分するとのことであります。時間の経過とともに、タイヤやロープ類などのごみが流木の仮置き場所に捨てられていく状況であったことから、早急に処分するよう県に要請を続けてきたところであります。

3点目の林地開発についてお答えします。宮古農林振興センター林務室からの情報によりますと、船越地区における林地開発行為1件について、昨年末に1ヘクタールを超える林地開発違反行為と認定し、現在違反行為者に対し、行政指導を行っているとのことであります。また、それに伴い発生した抜根の処理については、開発事業者が行ったことから、町としては把握しておりません。

4点目の町の経済の見通しについてお答えします。現在の景気動向を示す指標の一つである求人倍率については、平成29年12月現在の宮古管内の有効求人倍率が1.52倍と28年度の平均1.41倍を上回る水準となっております。また、住宅建設については、山田地区の宅地完成により、引き続き堅調に推移するものと見込んでおります。

しかしながら、復興事業が徐々に完了し、関連業種の受注の縮小や町内の事業従事者の減少により、町の経済規模が縮小することが予想されます。町税収入も31年度から減少すると見込まれることから、その動向に十分注意しながら町政の運営に当たってまいりたいと考えております。

5点目の下水道についてお答えします。下水道接続促進事業補助金は、平成29年度から実施している制度であります。下水道山田処理区の供用に係る工事は、37年度に完成する計画としていることから、その3年後の40年度までこの制度は実施する予定です。補助対象者は、専用住宅または併用住宅にみずから居住している方で、対象工事は、下水道が供用開始してから3年以内に既存のくみ取り便所または単独処理浄化槽を廃止して下水道に接続する35万円以上の工事を対象とし、最大10万円まで補助することとしております。

6点目のコミュニティーについてお答えします。地域コミュニティーの再構築に向け、平成29年度に引き続き山田町社会福祉協議会などと連携し、コミュニティー形成支援事業により、入居後のさまざまな課題や取り組みを話し合う住民交流会を複数回開催するなど、コミュニティー組織の構築を支援してまいります。また、組織の結成後もコミュニティー形成支援員を配置し、地域活動の企画運営や資金計画などのアドバイスを行うなど、活動の支援に努めてまいります。

次に、細浦地区の広場整備についてですが、山田・織笠地区高台住宅団地を含む当該地域のコミュニティー活動、スポーツ・レクリエーションなど多目的に利用できる広場として多目的グラウンド、

公園遊具、駐車場、トイレ等を整備する計画で進めており、30年度末の完成を予定しております。

なお、多目的グラウンドについては、30年8月までに完成し、供用開始したいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。1番。

○1番阿部幸一議員

以上で終わります。

○議長（昆 暉雄）

1番阿部幸一君の質問は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 1時55分休憩

午後 2時10分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番田老賢也君の質問を許します。5番。

○5番田老賢也議員

5番、政和会、田老賢也です。通告に従い壇上より一般質問いたします。

1点目、健康と福祉の充実についてです。(1)、医師の招聘活動継続とあるが、同様の活動継続で医師は確保できそうか。

(2)、医療費適正化対策とあるが、どのような対策をとるのか。

2点目、移住、定住支援についてです。(1)、配置される移住コーディネーターの業務内容はどのようなものか。

(2)、空き家を移住希望者受け入れに有効活用するとあるが、どのような仕組みを予定しているか。

3点目、観光の振興についてです。各種観光への海童丸の活用予定はあるのか伺います。

4点目、教育行政についてです。配置される地域と学校をつなぐコーディネーターの業務内容は、どのようなものでしょうか。

5点目、町ホームページについてです。町ホームページを改修する計画があるようですが、どのようなホームページにする予定でしょうか。また、構築、管理等は誰が行う予定でしょうか。

6点目、まちなか交流センターの管理運営についてです。現在、まちなか交流センターの利用には、数日前の予約が必要なため、急な利用等ができず、また予約するために役場への来庁が必要で利用者からすると不便な状況であります。管理運営について見直す予定はないか伺います。

以上、壇上より一般質問終わります。再質問は自席より行います。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

田老賢也議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の健康と福祉の充実についてお答えします。1つ目の医師の招聘活動についてですが、町ではこれまで県に対し、県立山田病院の医師確保について継続して要望してまいりました。また、山田町の地域医療を守る会とともに、町にゆかりのある医師などを訪問し、山田病院の現状や医師の募集に関する情報などをお伝えしながら地域医療を支える人材の発掘にも取り組んできたところであり、ます。

同様の活動継続で医師は確保できそうかということではありますが、県内の公的病院では、医師不足が深刻化してきており、中でも沿岸地域の県立病院においては、ここ15年間で常勤医が167人から132人となり、2割以上も減少しているという状況にあります。新たな医師の確保は、容易ではないものと認識しておりますが、これまでの活動を粘り強く展開し、成果に結びつけていきたいと考えております。

2つ目の医療費適正化対策についてですが、直接的な対策として資格管理の適正化及びレセプト点検を重点的に行い、これとあわせて間接的な対策として、医療費分析などの調査、研究また医療費通知、事業運営状況の情報公開などによる被保険者指導等を行うこととしております。

今後有効な対策があれば、積極的に取り入れ、医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

2点目の移住、定住支援についてお答えします。1つ目の移住コーディネーターの業務内容についてですが、移住希望者向けの情報発信や移住体験の実施、就職支援や住居支援などの相談業務などを想定しております。

2つ目の空き家を有効活用する仕組みについてですが、空き家の所有者の意向や空き家の状況などを踏まえつつ移住体験時の宿泊や移住用の住宅として利活用希望者とのマッチングの仕組みを構築したいと考えております。

3点目の海童丸の活用についてお答えします。海童丸については、町が運航主体となり、イベント等で活用しているとのところではありますが、湾内を利用する観光客の受け入れやオランダ島へ定期的に運航ができるようにするため、航路事業申請などの準備を進め、観光での活用ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の町ホームページについてお答えします。改修を計画している町のホームページは、情報を容易に入手でき、かつわかりやすい構成にしたいと考えております。また、構築、管理等については、事務の効率化や専門性を考慮し、委託する方向で検討しております。

6点目のまちなか交流センターの管理運営についてお答えします。申請業務については、使用許可の事務手続を伴うことから、町が受付を行ってきたところであり、ます。今後の管理運営については、施設において申請の受付ができるようにするなど、可能な限り見直してまいります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

4点目のコーディネーターの業務内容についてお答えします。

学校支援地域コーディネーターは、地域資源を活用した体験学習や郷土学習等の地域学校協働活動を推進することを目的に、学校と地域をつなぐための連絡調整をするものです。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。5番。

○5番田老賢也議員

まず町のホームページについてからお伺いします。ホームページの改善に向けて動きが出たということは、大変喜ばしいことであると思いますし、また管理とか構築というのを委託する方向だということなので、これも今の現状を考えれば、すばらしいことだなと思います。ホームページに関しては、CMSに関してなど聞きたいことがあるのですが、まずは今後の町ホームページに必要なと思う項目について幾つか伺いたいなと思います。

まずSNSとの連携についてなのですが、山田町では2012年からツイッターでの情報発信を行っています。ただ町のホームページとの連携が一切できていない状況です。せっかくツイッターで情報発信を行っているのに、ホームページなどでの宣伝が一切ないので、町がツイッターを使って情報発信をしているということを多くの人知らない状況、非常にもったいないなと思っております。ですので、ツイッターをホームページのトップに埋め込むという仕様は最低限必要だと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

それでは、田老議員からは以前にもご質問いただいたホームページの内容で改修ということでございました。ツイッターのほうをホームページの全面にということもございますけれども、今後新しく構築を進めていくわけもございますけれども、それぞれの皆様からの意見等取り入れながらわかりやすい、使いやすいようないわゆるシステムにしていきたいと思いますというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

ツイッターとかの情報発信は、ある程度簡単にできるので、町のホームページのページを直接編集するというよりもかなり簡単になると思います。なので、今総務課長がおっしゃったようなわかりやすい情報ということ、わかりやすい情報を発信する、そういうことを考えるのであれば必要だと思

うのですが、どうでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

そういった内容につきまして、これから構築をする中で検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

ホームページ自体編集しなくても簡単に情報発信を行えるというので必須だと思いますので、この部分、確実に設置するように検討をお願いしたいなと思います。

次に、町管理施設の予約等についてなのですが、今船越のオートキャンプ場とか、ケビンハウス、それからまちなか交流センターなどの町で直接管理している施設、これらがインターネットでの予約はおろか、その予約の状況、今どうなっているかという空き状況の確認なんかも一切できないという形になっています。オートキャンプ場とかケビンハウスというのは、工事関係者の利用が減少した結果、今客数が大幅に減っているという状況だと思います。こういった状況なので、利用促進のためにインターネットでの予約ですとか、予約状況の確認というのはできるようにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

ホームページの活用についてでございます。情報を発信する、提供するだけではなくて、そういった意味での情報の受け入れということであると思います。関係課のほうともいろいろちょっと協議をしながらこの辺についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

これに関してもネットでの予約とかというのは、今後観光とかを推進していくという上でも最低限の機能だと思いますので、ここもぜひ実行していただきたいなと思います。

次、外部サイトとの連携についてなのですが、今山田町では町以外に独自のホームページを持っている関連の団体というのが幾つかあると思います。例えば道の駅やまだですとか、あとは観光協会、それから体験観光の部分もそうですが、そういった町の直接の団体ではない団体が持っているホームページ、そういったものとの連携はどのように行っていく予定でしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

今現在議員おっしゃるとおり、例えば観光協会ですとか、商工会、道の駅やまだなど町内の主な観光施設であったり、そういうところとリンクを張っておるわけですがけれども、それ以外の例えば観光の分野ですとか、産業の分野ですとか、そういった形でリンクを張れる、あるいは外部のほうに飛んでいけるような内容につきましても、ちょっと繰り返しで申しわけないのですが、今までのホームページが若干おくらしているというか、古い部分ありましたので、これから追いつくというか、追い越すというか、そういった部分については、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

そのように進めていただければと思います。観光関連の団体とかのページをまとめたものを町で後で別に新たにつくるのか、もしくは大槌みたいに町のホームページと他団体のホームページのリンクをまとめたポータルサイトなんかをつくるという案もあると思います。あるいは今後地域商社もできますので、そういう意味では、町ではなくてそっちの管轄でもう観光関連では一括でやるという考えもあるのかなと思います。その辺について、今今後検討ということだったのですが、その辺何か考えがあれば、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

これにつきましても、例えば観光関連は観光関連のほうで、あるいは商工のほうは商工のほうで、それぞれ分野を区切って大見出しといいますか、大きい部分でサイトをつくって、そこから細部に流れていくというような考え方もあろうかと思えますし、いずれホームページ、トップのほうからわかりやすく欲しい情報が検索できるようにというような考えで進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

その方向で動くのであれば、それはそれでいいと思います。何せ今各団体がもう独自に全く別のホームページで動いてしまっているという状況なので、もういろんな情報が分離されててんでばらばらな状況ですので、使う側の利便性を考えてインターネット上でもまず全体で連携をとって動いていく

ようにしていただければと思います。

ここからちょっとホームページの構築とか管理について幾つかお尋ねしたいなと思うのですけれども、ホームページの構築とか管理のシステムソフトウェアというのはある程度決めているというか、めどはついているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

今までもですけども、県内の市町村の導入実績とかいろいろ聞き取りをしまして、導入実績の多いソフトについて導入をまず考えながら、それ以外でいいところがあれば、そういうところも取り入れたいというふうには考えておりますけれども、欲を出すと経費がかかってくるのも現実でございます。今後やっぱり費用対効果の部分も見ながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

先日聞き取りに行った際には、・・・・・・・・・・を使うことも検討しているということだったのでですけども、その部分は全く白紙なののでしょうか、それまだ全然想定していないのかどうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

・・・・・・・・・・入れております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

ということであれば、CMSといって町の役場の誰でも編集とか、好きな情報をアップできるとか、各課で考えて情報提供できるようになるということだと思いますので、その部分に関しては、そういう方向で動くのは非常にいいかなと思います。

さっき話したウェブ予約の件、この部分とかに関してもある程度メジャーなものを使わないと、今後の維持管理の部分で問題が出てくる可能性もあると思います。さっきいろんなものをなるべく取り入れたいという話はしていたのですけれども、

・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・
・・・・・・・・・・

・・そ
ういった話というのは、課の中で上がっているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

5番議員さん、申し上げます。専門的なことは恐らくわからないと思うので、予算委員会で係長、補佐が来た時点で質問を願えば、方向だけを総務課長に質問していただければ幸いです、5番。

○5番田老賢也議員

わかりました。では、これに関しては予算委員会もあるので、補佐の方とかがいるときに詳しく伺いたいと思います。いずれにせよどういったホームページをつくりたいかというのをしっかり方向性をつくってから外に委託するということにしないと、結局できてからまたこういうのができなかつた、ああいうのができなかつたとかとなって、結局元の同じような形になる可能性だって大いにありますので、どういう情報を出していきたいのかどうか、どういう形にしたいのかというのをあらかじめ想定して外に出すというふうにお願いしたいと思います。

これに関しては後でやると言ったので、最後に1つだけお伝えしておきたいのですが、山田のホームページを新たに立ち上げる際に、福島のいわき市のホームページをぜひ参考にさせていただきたいなと思っております。先ほど来から述べていたいろんな条件も満たしています。かなり見やすくできていると思いますので、山田のホームページがいわきのクオリティに負けないようにというか、追い越すように構築できることを期待して1点目の質問に関しては終わりたいと思います。

2点目、観光の振興についてです。観光の振興についてなのですが、海童丸に関して、今年度も何度かイベントでは利用しているようなのですが、これ申請して限定的に許可されるという形での運用になっていると思うのですが、それで間違いはないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

ただいま議員おっしゃられたとおり、イベントに決まったものに対応するために臨時的に申請をして運用しているものでございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

答弁にあるように、今後許可の取得とかということも考えていくということなのですが、これはいつごろから使えるような想定をしていますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

これについては、昨年できてから運用についてどのようにするかということで随時考えてはおったのですが、いわゆる臨時的な航路の取得については、申請をして1カ月程度でいいですよという形にはなるのですけれども、いわゆる常に使うためには航路という申請をして使わなければならないので、その辺でどういったことをしなければならぬのかなということでもちょっとその辺を調べてきていたところでございます。できれば、30年の間には、その辺がクリアにできるような形で進めてまいりたいと思いますが、何分にも航路は申請をして許可行為でございますので、その辺については考えていきながら進めてまいりたいとは考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

今いつごろかという質問だったのですけれども、30年度をめどにとということですか。30年度中に使えるようにということですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

30年度に申請ができるようにしたいなと考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

30年度中には申請するという事なので、そのように動いていただければなと思います。いろんなところ、観光協会なりからも話が上がっているのですけれども、今例えば体験観光の団体の申し込みが来るとか、あとは教育旅行、そういったものの申し込みが来たときに、マリンツーリズムの漁師さんとかで対応しているというような状況だと思うのですけれども、やっぱり人数が多くなってくると対応できないですし、あとは急な予約になってくると、漁師さんの都合がつかなくてなかなかできないということもある。そういうのに関しても海童丸が使えるようになれば、かなり便利になりますし、機会を逃さないという意味でも、できるだけ早い段階で使えるように整備を進めていただきたいなと思います。これに関しては、以上で終わります。

3つ目、まちなか交流センターの管理運営についていきたいと思います。せっかくつくった交流センターなのですけれども、壇上で述べたとおり今の時点でちょっと利便性に劣っていて、町民の仕様意向を余り取り込めていないのかなと思います。まず事前の予約が必要な件なのですけれども、この部分に関してどういうやり方での改善を考えているのか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

そのことにつきましてです。利用の予約については、7日前までにということで定めております。実は、これにつきましては、町長答弁でもございましたとおり、申請に対して使用の許可の事務手続が伴うということで、その決定までに必要なおおむねの日数として7日必要かなということ定めてございます。これにつきましては、他の施設でも同様に定めているところがございますが、この辺については、今すぐにというふうにはなかなかいかないかなと思っております。施設の管理をさせていただいている関係で管理人の管理スケジュールというのが1週間前にこういった使い方をされますということ管理スケジュールを決めている関係もございまして、ここについては今すぐにとはなかなか難しいかなというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

済みません、今の点でちょっと確認なのですけれども、あそこって管理スケジュールでいるか、いないかが決まるというのは、午後5時以降の話ではないのですか。昼間は基本的にはいると思うのですけれども、その部分、ちょっとお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

夜の利用の部分についても含めまして1週間のスケジュールを確認させていただいて対応しているというところがございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

であれば、その昼の部分に関しては、基本的には出ているということなので、当日とか近い時間で利用したいという意向があれば、それをくみ取ることもやり方によっては可能なかなと思います。例えば事前に申請して、何か登録しておいて会員証ではないけれども、そういうのを用意しておいて、それを提示して使用可能にするとか、そういった方向で考えることってできないのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

これにつきましては、ほかの役場で持っている施設の申し込みの日数等のかかわりも全体的にあるかなと思っております。議員おっしゃられるとおり昼に管理人がいるので対応可能ではないかということですので、ちょっとその辺は今すぐにとは申しませんが、ちょっと勉強はしていきたいなというふ

うに考えております。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

今ほかとのかかわりというのも出ましたけれども、ほかとのかかわりがあるからできないと言いますけれども、結局別な施設なわけなので、そこに関しては、そっちで早くやれるようにしたら、ほかのところもやらなければいけないようになるとか、そういうところも考えているのかもしれませんが、利便性を考えたらできるところは、やっぱりやったほうがいいにこしたことはないので、今勉強するというお話も出ましたけれども、その部分に関しては検討していただきたいなと思います。

料金の支払いなのですけれども、今料金も銀行に出向いて振り込まないといけない形で、これも利便性を下げている一つの要因かなと思うのですけれども、この部分については、担当課としてどう考えていますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

これも管理の部分にかかわってくると思いますが、現在の管理方法でございますと、施設で直接そういうことができない体制で今現在やってございますので、ご不便かもしれませんが、支払い方としては、今議員がおっしゃられたことになろうかなと考えてございます。いずれできるところからの見直しは、町長答弁でもございましたとおりに進めていきたいなと。これは以前にも同じようなことを8番議員さんのほうからもお話はされていまして、可能なところからというふうには考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

できるところからやるということなので、例えば公金管理の部分も委託するとか、いろいろやり方はあるのかなと思いますので、その辺も含めて考えていただければなと思います。

まちなか交流センターに関しては、最後予約の部分なのですけれども、これもまたちょっとホームページの部分にかかってきてしまうので、これも後からになるのかなと思うのですけれども、今やっぱり役場に来庁して、もしくは電話して予約しなければならないということで、その部分もホームページとかでできるように、ぜひ総務課の管轄にはなるのでしょうかけれども、していただければなと思います。以上でまちなか交流センターに関しては終わります。

次が移住、定住の支援についてです。（1）の移住のコーディネーターについて伺います。業務内容

を見ると、かなり専門的であって分野也多岐にわたります。それから、先ほど同僚議員の質問に対する答弁でもあったのですけれども、Uターン希望者であれば望ましいとか、移住経験者であれば望ましいとか、そういう条件もあるようです。ただこの移住コーディネーターに関して広報やまだに記載してあった内容を見ると、月額給料が11万6,000円と書いてありますので、これがちょっと業務内容に見合っていないのではないかなと思うのですが、この部分に関していかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃるとおり、先ほど答弁しました募集については、このような内容で11万6,000円、これは日当から逆算して週30時間で日数を掛けると、大体11万6,000円という、多分最低の線だと思えますが、一旦それで募集させていただきました。おっしゃるとおり安いと、なので応募がなかったのではないかなと今思っていますので、今後総務のほうと話をしながら見合う費用、実はこれは特別交付税の対象になるのです、コーディネーターというのは、特別交付税の算定基礎となるものがあります、1人当たり幾らというのは、そこら辺を基礎にして再検討をさせていただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

給料を上げるとか、あるいは町から持ち出しが難しいのであれば、補助金が出る地域おこし協力隊とか使ったらいいのではないかなと思っていたのですけれども、特別交付税とかの対象とかという話も出ましたので、できる限りでやっぱりある程度上げていかないと、先ほど望む人材ではなかったの、不採用という話も出ましたけれども、そういう部分の対応もなかなかできなくなってくるのかなと思いますので、ここの部分に関しては、業務内容に見合った人材ができる、登用できる条件を検討していただきたいなと思います。

（2）については、ちょっと後回しにします。

教育行政についてお伺いします。答弁の中で業務内容についての質問だったので、業務内容だけ書いてあるのですけれども、これに関して高校を対象にするというか、念頭に置いて考えているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

田老議員の地域と学校をつなぐコーディネーターについてお答えいたします。この学校支援地域コーディネーターにつきましては、平成30年度より始まるコミュニティ・スクールと連携、協働してい

くという格好になります。それで、このコーディネーターの仕事とすれば、中学校の校区ということになっていますので、高校までは入れないということになります。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

高校までは対象になっていないということなのですが、何とかして高校の部分も絡めてこういう業務ができないかなと思っていて、中学校とか小学校に対してもかなり重要だと思うのですが、今後の町の状況とか、そういうのを考えれば、山田高校にこそこういう地域とのつながりとか、そういったプログラムではないけれども、そういったものが必要になってくるのかなと思います。

先日いつだったか忘れてしまいましたが、山田高校を存続する町民集会というのも開催されましたけれども、やっぱり山田高校がかなり危機的な状況になっていると思います。山中の1年生の生徒が今もう100人を切ってしまっているのはご存じだと思いますけれども、今山高の定員が1学年80人ということで、それを考えると、やっぱり最低でも半数ほど山田高校に行ってくれないと、クラスが減ってしまう。これは、正直に言ってかなり厳しい状況になっていると思います。こういう状況下なので、高校と密にやっぱり連携をとってやっていかなければいけないかなと思うのですが、高校の部分も対象に入れてできないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

この学校支援地域コーディネーターですが、新規の事業ということで正直ある意味手探り、いろいろ経験しながら進めていくということになります。それで山田高校という話が出ましたけれども、例えば共同理解でもないですが、山田高校についてのお話を中学校のほうで聞きたいというふうな場合は、コーディネーターのほうで高校の先生あるいは実際高校生を呼んで中学校でお話をしてもらおうとか、そういった部分については、学校支援地域コーディネーターがかかわれるかと思うのですが、高校そのものになると、まだちょっと難しいところがあるのかなというふうに思います。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

わかりました。今手探りの状況ではあるけれども、高校の先生が中学校に行き行って教えるとか、そういう部分に関してはできるということなので、少しずつでも活動を高校の部分にも広げてやっていただきたいなと思います。

山高の生徒数が減っているということなのですからけれども、中学校から高校に行くくらいになると、新しい出会いとか、そういった外とのつながりというのが結構欲しくなってくると思うのですけれども、現状山田高校に行く生徒というのは、そういうのがほとんどないです。9割以上が山田からの、9割5分ぐらいが山田からの進学ということなので、そういう意味でやっぱり地域とか周りとのつながりがないと、山田高校に行く価値というのは、なかなか見出せなくなっているのかなと思っています。なので、学生、生徒のそういう意向ですとか、そういうのも取り入れて事業を進めていっていただきたいと思うのですが、その部分に関して、ちょっともう一度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

先にこの事業そのものは文部科学省のほうがり立ち上げました。学びを通じた被災地の地域コミュニティ支援事業というところ、10分の10でございます。その中の謝金を活用して進めていこうということで立ち上がったところです。初めは、新しいものをつくるというよりは、これまで小中学校がやってきた地域と関連した事業のコーディネートをまずはやっていきたいと。そのことを深めながら、先ほど話したように、高校とのかかわりが見えてくるような部分については、少しずつ広げることが可能なかなと思っています。ただ軸足のほうは小中学校のそうした学びを中心にとということでまずは進めていきたいと。

この事業を進める中で、今度は今やっているものが充実したら、次新しいものにというふうに行くタイミングが出てくるのかなと。そうしたときにまた高校とそうしたつながりをしながら山田高校の魅力にも、もちろん町内の小中学校の魅力というのが山田高校の魅力にもつながるとは考えておりますので、つながっていただければいいなと期待している部分でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

わかりました。そのようにやっていただければと思います。本来の目的の部分小学校、中学校とかということなので、その部分に関しても予定どおりというか、活動していただければと思います。以上で教育行政については終わります。

健康と福祉の充実についてでお伺いします。1つ目の医師の招聘活動についてなのですが、町としては、常勤医が必要、山田に住んで山田でずっと医療に当たってくれる方を念頭に招聘活動をしているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（野口 伸）

まず常勤の医師も当然必要でありまして、それについても第一に要望していると。あとは、現体制は、病院の職員が常勤医師が3名程度ということで当直医も足りないというところで応援の医師についてもお願いしているというところがございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

当直医の部分がかかなり厳しい状況ということなのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（野口 伸）

人数的な部分で当直医が必要だということで、それ以外にも当然応援の診療ということで週数回、整形外科とか小児科とか眼科の診療を行っているというところで、いずれ医師は不足しているという状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

今お話にあったように、科によっては応援の人を呼んで週に何度か診療をしていただいているということなのですが、そういう部分で週に何度か来てくれるというようなところを重点的にというか、力を入れてやっていったほうが、今の状況だと医師というのは集まりやすいのかなと思います。地域によっては、常勤の医師を募集という方向ではなくて、今話も出た非常勤ではないですが、応援の医師を週に何回か呼んでやるという方向にかなり力を入れて成果を上げているような自治体も出てきているみたいです。なので、そっちのほうで力を入れて、都市部、今特に沿岸の地域の県立病院において医師が減っているという返答もありましたけれども、であれば内陸とか都市部のほうから医師を招聘して週に何回かやってもら。そっちのほうにかなり軸足を置いて、重きを置いてやっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

健康子ども課長。

○健康子ども課長（野口 伸）

議員のおっしゃっていることは理解できますが、今の体制からすると、なかなか沿岸部、特に宮古病院でも医師の数は減っているし、その下部にある山田病院でも医師が減っているというような状況の中で、まず贅沢は言えないというところが正直な気持ちでございまして、いずれ山田病院の診療体制を維持するための最低でも医師を確保していただきたいというのは根底にはございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

宮古も沿岸地域ですので、宮古も減っていて、いろいろ贅沢は言えないというのはわかりますけれども、内陸とかのほうから引っ張ってくるように頑張っていたきたいなと思います。

健康と福祉の充実についてで2つ目の医療費の適正化対策についてお伺いします。レセプト点検とかを重点的に行って、それで医療費の抑制に努めていくということなのですけれども、これに関して山田病院との連携とか、各病院との連携がかなり大事になってくると思うのですけれども、この部分に関してどのように進めているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

レセプト点検における各診療機関との連携ということでございますけれども、レセプト点検の前に、まず診療機関のレセプトについては、国保連のほうに物が行きまして、そこでまず審査をする。国保連で審査したレセプトについて各市町村でレセプトの点検調査をするという流れでございます。したがって、特定の診療機関に対して今のご指摘の内容で連携とかというような形にはなってございません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5番。

○5番田老賢也議員

病院のほうとのレセプトの関係での連携はやるようになっていないということなのですけれども、実際に薬を出したりとか、そういうところの部分では、やっぱり病院側の協力を大いにいただいて進めていかないと、なかなか難しいところかなと思いますので、その部分に関してこれまで以上に力を入れてやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

議員ご指摘のとおり30年度から国保の広域化によってまずこういった取り組みもこれまで以上に取組んでいかなければならないと、そういう認識でおりますので、そのように取組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

5 番。

○5 番田老賢也議員

町の予算の中でも福祉関係の予算というのはかなり大きいものになっていると思うのですが、その中でも医療費って相当な部分を占めていると思いますので、力を入れて対策をしていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（昆 暉雄）

5 番田老賢也君の質問は終わりました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午後 2時56分散会

平成30年第1回山田町議会定例会会議録（第21日）						
招集告示日	平成30年 2月 7日					
招集年月日	平成30年 2月13日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成30年 3月 5日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	散会	平成30年 3月 5日午後 3時50分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 13名 欠席 0名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2			9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	○	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	○
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	3番 佐藤 克典		4番 黒沢 一成		5番 田老 賢也	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	福士 雅子		書記	齋藤 絢介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	長寿福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康子ども課長	野口 伸	○
	副町長	鈴木 裕	○	建設課長	川守田 正人	○
	技監	山下 真徳	○	建築住宅課長	芳賀 道行	○
	総務課長	佐々木 真悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政勝	○
	総務課主幹	倉本 收郎	○	上下水道課長	後藤 清悦	○
	財政課長	古舘 隆	○	消防防災課長	小林 達広	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳一	○	教育長	佐々木 茂人	○
	会計管理者兼 税務課長	白土 靖行	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	川口 徹也	○	生涯学習課長	中屋 佳信	○
	水産商工課長	武藤 嘉宜	○			
	町民課長	昆 健祐	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年第1回山田町議会定例会議事日程

(第21日)

平成30年 3月 5日(月) 午前10時開議

日 程 第 1 一般質問

平成30年3月5日

平成30年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

○議長(昆 暉雄)

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

○議長(昆 暉雄)

ここで、5番田老賢也議員から発言を求められておりますので、これを許可します。5番田老賢也議員。自席でいいです。

○5番田老賢也議員

3月2日に行った一般質問の中で・・・・・・質問した部分がありましたので、これを取り消します。議事録からの削除に関しては議長に一任いたします。

○議長(昆 暉雄)

5番議員からの申し出のとおり、固有名詞など不穏当な発言がありましたので、発言に係る部分を取り消すことに決定します。なお、議事録の該当部分の削除については、本職に一任願います。

○議長(昆 暉雄)

日程第1、一般質問を行います。

それでは、3番佐藤克典君の質問を許します。3番。

○3番佐藤克典議員

3番、政和会、佐藤克典です。通告により6点質問いたします。

1点目、大沢浜川目地区の海岸防潮堤についてであります。震災から7年目が経過しようとしていますが、浜川目地区の排水処理施設付近から西側数百メートルの防潮堤が被災したままの状態、いまだ復旧の兆しがありません。地域住民は、このまま置き去りになるのではないかと懸念している次第です。未着工の原因は何なのか、今後復旧の計画はあるのか、また町内にこのような被災箇所がほかにもあるのか、あわせて伺います。

次に、農林業の振興についてであります。農業委員会、農地中間管理機構と一体となり、農地の集積、遊休農地の解消を推進するとのこと。このことは、農地を守るには必要不可欠なことと私自身認識しております。28年第3回定例会において、遊休農地解消のため、田名部地区の小規模圃場整備の実施について質問しましたが、その後の町の動きはどうなっているのか伺います。

次に、野菜について。新品種の導入や収穫時期を調整するなどして所得向上につなげたいとのことですが、どの品種の導入計画か、また収穫時期の調整の具体について伺います。

3つ目、移住定住支援についてであります。山田町に興味、関心を持っている方々が一人でも多く移住、定住に前向きになっていただけるよう、移住コーディネーターを配置し、きめ細やかな相談、支援ができる体制を構築するとのことですが、この移住コーディネーターの身分は町の職員としてその職責を担うのか、また職務内容について伺います。

4つ目、交通網について。三陸沿岸道路山田北インターのフルインター化は、町民、特に豊間根地区住民や豊間根地区で働いている宮古市民にとって悲願であります。実現のため、宮古市と連携し、国に働きかけるとのことですが、どのような形で要望活動を行うのか伺います。

5つ目、住環境の整備についてであります。町営住宅の管理については、入居者の問い合わせなどに迅速かつきめ細かく対応するため、民間事業者を活用した町営住宅指定管理事業を導入するとのことですが、指定管理者にはどのような組織を考えているのか、またどの職務を担うのか、あわせて伺います。

最後に、学校教育についてであります。学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できるコミュニティ・スクールを導入するとのことですが、詳しい内容について伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。再質問は自席より行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

佐藤克典議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

1点目の浜川目地区の防潮堤についてお答えします。県は、浜川目地区の防潮堤災害復旧工事について発注済みで、現在機能補償工事として上下水道の切り回しを行っており、平成30年6月から、被災した防潮堤の撤去及び新防潮堤の築造工事を行う予定とのこととあります。

また、町内の防潮堤災害復旧工事は全て発注済みであり、作業工程上、部分的に解体していない防潮堤はありますが、倒壊したままの状態に残る防潮堤はありません。

2点目の農林業の振興についてお答えします。1つ目の田名部地区の小規模圃場整備事業については、現在農地の集積についてのアンケートとあわせ、土地所有者から圃場整備事業についての意向の確認を実施しているところであります。この結果をもとに、農地の貸し借り及び集積の意向と圃場整

備の実施の可否などについて総合的に分析し、県等関係機関と協議、検討しながら進めてまいりたいと考えております。

2つ目の野菜についてですが、野菜の新品種としましては、本町にゆかりのあるオランダとのつながりに関連づけて、ヨーロッパ原産とされる芽キャベツの栽培を試験的に実施したいと考えております。

また、収穫時期の調整については、近年注目されているブロッコリーの栽培を主要生産地の端境期に出荷できるよう調整し、所得の向上につなげていきたいと考えております。

3点目の移住定住支援についてお答えします。移住コーディネーターについては、町の非常勤職員としての雇用を考えており、2月1日号の町広報紙にて職員を募集したところであります。職務内容については、移住希望者向けの情報発信や移住体験の実施、就職支援や住居支援などの相談業務等を考えております。

4点目の交通網についてお答えします。三陸沿岸道路山田北インターのフルインター化については、山田町三陸沿岸道路推進室と宮古市復興道路推進室が連携することとしております。要望活動については、岩手県三陸沿岸道路整備促進期成同盟会などとも連携しながら進めていきたいと考えております。

5点目の町営住宅指定管理事業の導入についてお答えします。指定管理者として指定する事業者については、県内に事業所等を有し、公営住宅の指定管理業務の実績のある事業者を対象として考えております。

また、業務内容については、入退去に伴う申請事務、住宅施設に関する問い合わせ対応、施設の維持管理等を予定しております。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

6点目のコミュニティ・スクールについてお答えします。コミュニティ・スクールは、学校と地域の方々が子供の教育に対する課題や目標を共有し、地域一体となって学校づくりを進めていくものです。コミュニティ・スクールに指定された学校には学校運営協議会が設置され、校長が作成する基本方針や学校運営について意見を述べるができることとなっております。委員の構成や人数、任期については、教育委員会規則で定めることとなっており、詳細については現在町校長会等から意見をいただき、検討しているところであります。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。3番。

○3番佐藤克典議員

1点目の浜川目地区の海岸防潮堤について、再度質問いたします。

これは、県管理の工事だと思うのですが、なぜ7年間未着工のままだったかというのが答弁にはございません。どういう状況なのか伺いたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今の部分でございます。町長答弁でございましたとおり、発注については終わっているわけですが、あそこにつきましては防潮堤の脇を県道が走ってまして、その部分について今そちらも着工しています。切り回し、道路に入っている下水道の部分、これを先に移動しなければならないということで、道路の絡みと、あとそれを先にしなければならないということで、堤体そのものを壊していくという作業に入れられないというふうに伺っております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

わかりました。30年6月から行うということなのですが、いつごろを目途にこれはできるのか。

あと、新防潮堤の高さはどれぐらいになるのか、再度伺います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

まず、最初の部分でございますが、道路マップが昨年新たに示されてございます。県の海岸防潮堤につきましては、完成は全ての地区において32年度末を目標にしてございます。それぞれの地区で今下の部分について手がけてございますが、30年度に入りますと堤体等の工事に入れる見込みであるということは確認してございます。ですので、おおむね30年に入りますと堤体に工事着工しまして、目に見えてくる形になるのかなというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

防潮堤の高さ。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

防潮堤の高さについては、山田湾内と、あと船越湾内と、それぞれ高さが違ってございます。

（何事か呼ぶ者あり）

○水産商工課長（武藤嘉宜）

申しわけございません。今手元のほうに資料を持ってきていませんでしたので、後で回答させていただきます。失礼いたしました。9.7メートルの高さになります。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

では、1番目のほうはよろしいです。

次に、圃場整備というか、田名部地区についてお伺いします。いつか集まりを持ったときがあったと思うのですが、そのときに何人集まって、どのような意見が出されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

ただいまの質問にお答えします。

ちょっとその会議に私出席できなかつたので、約10名ほど集まって、おおむね実施したいという意見だったという内容を聞いております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

その会議というか、集まりはいつごろで、それ以後実施はしていないのかどうか伺います。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

実施時期については、昨年の暮れごろという記憶がございますが、それ以降はしておりません。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

昨年の暮れということは、去年の12月ということですか。要するに2カ月か3カ月前ということですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

最終的な集まりはそうだったと記憶しております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

去年の12月、おととしでなくて。

○議長（昆 暉雄）

待ってください。大事な問題ですので、何なら資料を取り寄せてやってください。大丈夫ですか。

○農林課長（川口徹也）

資料がございませんので。

○議長（昆 暉雄）

用意できますか。なければ、後で。

○農林課長（川口徹也）

時間をいただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

3番、そういうことですので、ご理解賜って、次のほうに進んでください。3番。

○3番佐藤克典議員

私のつかんでいる情報は、かなり前だったというふうに聞いているのですが。

まず、農林課長もご承知のとおり、田名部地区の水田は小規模、不整形。極端なところは1アールから2アールの水田が数枚で1筆というところもあります。しかも、大半が湿田、いわゆる谷地です。極端な話、米以外の作物はつくれない。転作作物にほとんど向かない圃場です。手をかけないと、アシ、やがては柳が生えてきて、瞬く間に原野、山林化になってしまう農地です。現状のままだと、農地中間管理事業で貸し手はあっても借り手はない。そのような状況です。確かにこの田名部地区には、数回中山間事業を導入して圃場整備を計画しましたがけれども、残念ながら一定の合意が得られず事業は見送りになったという経緯があります。あれから十数年たち、豊間根地区の圃場整備が施され、そしてことしから荒川地区の圃場整備が実施されようとしています。そして、この機運は高まりつつあると思われまますので、そのことを踏まえて今後の計画に臨んでいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

ただいまの質問にお答えします。

ただいま土地所有者の方々からアンケートを実施しておりますので、その結果をもとに、貸してもいいよと、中間管理機構でそれを一旦受けて、担い手の方々、私がやりたいというような方々とマッチングできるようであれば、実施に向けて関係機関といろいろ話をしていきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

まず、やれない理由を探すのではなくて、前向きにどうすればコンセンサスが図られるのか、事業実施ができるのか、このことを念頭に事業を進めていただきたいと思います。

次に、野菜についてでございます。品種は芽キャベツということなのですが、10アール当たりの収量、粗収益はどれくらいになるのかお伺いします。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

収量については、把握しておりません。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

農林課長、収量、収益というのは基本でしょう。それがなくて、どうして農家に勧めることができますか。違いますか。例えば私たちはこれを推奨したい、そうしてからに農家から聞かれますよ。聞かれて、「どれぐらいとれますか、どれぐらいの収入があるのですか」、「わかりません」、誰もしませんよ、そんなことだったら。これは、勧める上で基本中の基本ですよ。もう一回答弁。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時40分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

執行部の皆さんに申し上げます。時間をちゃんと守ってください。

暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前10時51分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

当初11時までの休憩と発言しておりましたが、執行部より申し出がございましたので、会議を再開いたします。

執行部より、3番佐藤克典議員への答弁に対して、もう少し時間が必要とのことでございますので、

時間の関係上、佐藤議員に対し、この質問をやらなければ次に進めないというのであれば続行しますが、もしよければ保留していただいて、次に進ませていただきたいのですが、いかがでしょうか。3番。

○3番佐藤克典議員

よろしいです。そのように進めたいと思いますけれども、ただ一般質問通告でも、これは2月19日に私通告していることですから、結構時間はあったと思いますので、これについては反省を促したいと思います。

○議長（昆 暉雄）

お座りください。甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

3番議員の質問に応答できなかったことを深く反省いたします。大変貴重な時間を費やして、議員の皆様には大変申しわけないと思っております。今後このような事態がないよう、一生懸命勉強してまいりたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（昆 暉雄）

3番の質問を続行します。3番。

○3番佐藤克典議員

この芽キャベツなのですが、当町で作付している農家はほとんどないと思われまます。栽培の指導体制、販売体制は万全ですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

指導体制につきましては、普及センターさんからの指導を仰ぎやっていきたいと考えております。販売につきましては、ことしは試験的ということで、産直団体さんのところで出す方向で、加工して出すというような形をことしは考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

わかりました。

あと、種苗の確保は十分ですか。例えば作付希望者に対して、苗等の現物支給、あるいは一定の助成を考えているのか伺います。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

苗等の支給ということですが、種の支給を考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

わかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。山田町、過去においてはキュウリ、レタス、雨よけハウレンソウ、寒締めハウレンソウ、三陸菜花「春の輝き」、ピーマン等々、町、農協、普及センターが一体となり、推奨して取り組んできましたけれども、絶対量のないことから、残念ながら特産品と呼べるものはございませんでした。生産者も高齢化により、生産量も激減しております。新たな品種の導入についても、一定の生産者の確保は必要不可欠です。その点についてはどうですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

ことしの試験的栽培を通して、作付する方々がふえていけばいいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

関係機関は、指導体制、流通体制を強固なものにして、生産者と一体となって山田町の特産野菜となるよう、力を注いでもらいたいと思ひます。

次に、ブロッコリーについてお伺ひします。主要生産地の端境期に出荷できるようとなっておりますけれども、主要生産地というのはどこですか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

このあたりだと宮城県が主要生産地となっているところでございます。端境期については、5月から6月、宮城県からの出荷量が低くなると、そこを狙っていけばいいなと思ひております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

わかりました。農業関係については以上で終わりたいと思ひます。

次に、移住、定住について質問させていただきます。この移住、定住なのですが、かつて平成19年、20年、私も役場にいたとき、この担当をいたしました。そのとき、3人からの、3組ですか、問い合

わせがあり、1人は北海道から来た方で、60歳代後半の方だったのですけれども、ご夫婦だったので、スローライフを楽しみたい、この海のある山田町に住みたいということで、その方は実際住みました。ですが、震災後転出したようでございます。

あと1件、この方は関東の大手ゼネコンに勤めている方でした。50歳代後半だったと記憶しているのですが、山田町でシイタケを栽培して生計を立てたいと。実際ほだ場を案内したり、シイタケ生産者の人たちの話を聞いたりして、前向きに取り組むような感じだったのですが、シイタケは植菌してから2年間収入がありません、発生しません。しかも、初期投資に結構費用が費やされるのです。ですから、残念ながら実現には至らなかった。

あと、山田で養殖漁業をしたいという方もございました。残念ながら漁業権の問題云々かんぬんで、この方も物にはなりませんでしたが、移住交流には当然住むところも必要なのですけれども、やはり生活するために働かなければならない。そのようなのが大きなハードルになります。移住コーディネーターだけがこの職務を担うというのはかなり厳しいものがあるのではないかなと私は思います。関係各課で支援、協力体制の構築が必要と思われそうですが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、住む場所、仕事が必要な人には仕事、あるいは教育関係、さまざまな対応が必要かと思えます。おっしゃるとおりでございます。このコーディネーター、我々が狙っているのは、情報発信、それから山田に来たいという人の窓口になって、今おっしゃられるような課題をお聞きして、それを解決する支援を行うというためのコーディネート業務でございます。議員おっしゃるとおり、各課での対応というものは必要になってくるものと理解しているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

それにはやっぱり私は空き家バンク事業というのも、これは必要なのではないかなと思います。農業にしても、漁業にしても、第一步を移住交流者が踏み出すには、町や関係機関の協力は必須です。このことを踏まえて進めていただきたいと思います。

次に、三陸沿岸道のフルインター化でございますけれども、要望活動については三陸沿岸道路整備促進期成同盟会などと連携しながら進めていきたいということなのですが、具体的にどのような形で進めるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

フルインター化につきましては、宮古市長からもフルインター化に向けて協力するという話をいただいております。ですので、宮古市の復興道路推進室と連携をとりながら、期成同盟会も活用して、要望活動は実施していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

フルインター化に伴って、例えば地域で署名活動をやってほしいと言えば、これは私は惜しみなく協力したいと思います。あとは地元選出の代議士を使うというのが一つの手法だと思います。救急車両が三陸沿岸道路を往来するのを結構私目にします。救急車が豊間根地区から三陸沿岸道路を利用して宮古病院まで行くことができれば、時間が短縮され、助かる命もあるのではないかなど私は思っています。まさに命を守る道路だと思っていますので、国に対しても町のほうからは切に要望することをお願いしたいと思います。いかがでしょう。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議員おっしゃるとおりだと思います。地元代議士の力もかりながら、うまく進めていければなというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、町営住宅の指定管理についてお伺いしたいのですけれども、答弁では施設の維持管理等を予定しているとなっているのですが、修繕等もこの団体にお願ひするということですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

軽微な修繕につきましても、指定管理事業の中で考えてまいりたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

そうすれば、当然直すためにはお金が必要ですから、その予算化についても、予算化というか、指定管理事業者にその財源を与えるような格好になるのですか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

修繕料の金額的なものにつきましては、今現在詰めているところでありまして、まだ決まっておられません。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

わかりました。入居者が使い勝手がいい、やりやすいような方向で進めていただければいいのかなと思います。

6点目のコミュニティ・スクール事業の、こういう感じというのがあるのですか。例えばこのような感じと、具体例を出していただきたいのですが、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

推進の具体例ということになりますと、従来学校には学校評議員制度というのがありまして、校長が意見を欲しいと言って、校長が要望したときに限り、個人的な意見を言うことができると。今までこうしたことを学校評価であったりとかに使ってきたわけです。今度学校運営協議会を設置することによって、保護者、地域住民の方々が話し合いを持ったりとか、学校はこういうことをやっていきたいぞと校長さんが学校運営の方針を出すと、そのことについてみんなで話し合いをして、理解を深めながら、ではこういうことが協力できるねといったような、今までよりも一層深いかかわりができるのかなと。学校運営協議会のほうは、年間3回の運営をしたいなというふうに今考えて、校長会のほうと協議しているところです。

また、新たに新しい人を選ぶとなると、地域等々も限られた人材の中の負担があるので、今までの学校評議員さんとその運営協議会の中に入れてたりか、教振と合わせたりとか、そうしたことを学校の実態に合わせながら進められるような方向で今動いております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

3番。

○3番佐藤克典議員

わかりました。そうすれば、評議員を協議会の中に加えることもあるかもしれないということですね。わかりました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

3番佐藤克典君の質問は終わりました。

7番尾形英明君の質問を許します。7番。

○7番尾形英明議員

7番、新生会の尾形英明です。平成30年第1回定例会で質問が許されましたので、通告書のとおり質問いたしたいと思います。

東日本大震災から間もなく7年の歳月がたとうとしております。発災以来、最初の3年間は復旧期、次の4年間は再生期と位置づけ、基盤整備などを行ってまいりました。平成30年度からは発展期として踏み出すようですが、復興完遂に向けて整備促進を望んでおりますので、よろしく願いいたします。

では、質問に入りますが、今回もすばらしい答弁を期待しております。

まずは、1問目、豊間根三鉄駅舎付近に公衆用トイレの設置についてお伺いします。2019年3月移管となる豊間根の三鉄駅舎付近に公衆用トイレの設置を望む。その理由として、付近にスーパーマーケットやコンビニがないため、列車に乗らない一般客でも公衆用トイレを探している状況です。JR東日本からの移管金などを利用しての設置を望むが、当局の考えをお伺いします。

2問目は、山田北インターのフルインター化についてお伺いします。この件については、平成26年12月定例会で私が質問してから、同僚議員など何度も質問しております。先日の施政方針の中で、実現に向けて宮古市と連携しながら、国に対し働きかけると言っているが、どのような対策や取り組みなどを考えているのかお伺いします。

3問目は、町道白山・船石線の歩道整備についてお伺いします。町道白山・船石線は、全体的に幅員が狭いと思うが、どのような構造で計画するのかお伺いします。

4問目は、火災予防対策についてお伺いします。消防水利の不足する地域とはどこの地域なのか。計画は、消火栓や貯水槽の不足分だけなのか。消防水利には河川や海も含まれております。河川の河道整備やしゅんせつなどを望むが、当局の考えをお伺いします。

5問目は、応急仮設住宅集約化計画の見直しについてお伺いします。今掲げている計画の何をどのように見直すのかお伺いします。

6問目は、豊間根地区の排水路整備計画についてお伺いします。豊間根地区排水路整備を30年度は勝山地区の工事着手と言っているが、今年度残り1カ月で全体計画が決定するのかお伺いします。

7問目として、教育行政に関する所信より、外国語指導助手や学校支援員の増員についてお伺いします。外国語の授業時数の増加や児童生徒などの多岐にわたる対応のために増員するようですが、この人数で教育環境の充実が図られるのか、このことについて納得したのか、教育長、教育委員会の考えをお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきますが、再質問は自席より行わせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

尾形英明議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の豊間根駅舎付近への公衆用トイレの設置についてお答えします。JR東日本からの移管協力金の使途は決まっており、その中で利用促進費として、山田線沿線4市町にそれぞれ500万円の配分がありますが、開業イベント費、駅舎整備費の一部に充当することから、公衆用トイレ設置への充当はできかねるところです。駅舎あるいはその付近への公衆用トイレの設置については、地域の課題として捉えております。

2点目の山田北インターのフルインター化についてお答えします。フルインター化の対策や取り組みについてですが、山田町三陸沿岸道路推進室と宮古市復興道路推進室が連携することとしております。要望活動については、岩手県三陸沿岸道路整備促進期成同盟会などとも連携しながら進めていきたいと考えております。

3点目の町道白山・船石線の歩道整備についてお答えします。道路構造等の詳細設計は、平成30年度の発注を予定しており、現時点では詳細な計画内容は決定しておりませんが、豊間根地区の歩道整備事業と同じように、現道幅員を維持した上で歩道部を設置し、車両のすれ違いを考慮し、待機所を整備したいと考えております。

4点目の火災予防対策についてお答えします。消防水利の不足する地域は、主に豊間根地区となっておりますので、今後も計画的に整備を進め、解消していきたいと考えております。

河川のしゅんせつ等による消防水利の利用については、水量が少なく取水が困難でありますので、特に考えておりません。また、海水については、ポンプへの影響などを考慮し、水利の対象とはしておりません。

5点目の応急仮設住宅集約化計画の見直しについてお答えします。現在の計画は、平成28年3月に策定したものでありますが、その後町の復興工事のスケジュール変更があり、該当する入居者の再建時期が変わることとなりました。各地区の基本的な集約方法に変更はありませんが、再建時期の延伸によって集約、撤去時期に若干のおくれが生じてくることから、その内容について見直すものであります。

6点目の豊間根地区の排水路整備についてお答えします。排水路整備の全体計画については、平成29年10月と30年1月に開催した地区住民説明会での意見を受け、国道を横断し豊間根川へ排水するルートと荒川川へ排水するルートの2系統を整備する計画に変更しております。計画変更に伴う修正設計を30年度に実施し、荒川川への排水路工事は年内に着手する予定で進めてまいります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

7点目の外国語指導助手や学校支援員についてお答えします。

外国語指導助手については、これまで年間各小学校に12日、中学校に40日程度派遣しておりました。新たな外国語指導助手を増員することにより、各小学校への訪問がそれぞれ21日ふえ、約33日派遣できると見込んでおり、授業時数増加への対応は可能であると考えております。

また、学校支援員については、各学校の特別な支援を要する児童生徒数に応じて配置しておりますが、2名増員することにより週4日配置できる学校が2校から5校になり、今まで以上に教育環境の充実は図れるものと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。7番。

○7番尾形英明議員

すばらしい答弁なのかどうなのかわかりませんが、とりあえず最初から再質問させていただきます。

あえて三鉄と入れなかったのだと思うのですが、昔のJRのトイレに、普通の人は駅といえば大体トイレがあるものだという認識でいると思うのですが、豊間根についてもそのとおりだと思うのです。周辺に何も無いのに、トイレをやるところがないために、あっち行ったりこっち行ったり探しているような状況なのです。その辺について、今JRからの移管金は使えない。誰がどのような形で決定しているのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

使えないというのは、対象にならないという意味ではございませんで、500万円の用途については、まず開業費、開業費に充てるということで今進めていると。トイレについては、足りないのではないかなという認識でございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

足りないのではないかというのは、何が足りないの。お金が足りないということですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

各4市町に利用促進費として500万円ずつ配分されまして、それを使ったらいかがかというご質問に対して、その500万の用途はまず開業費、開業イベントに使うと、それから陸中山田駅の若干の備品、これは全部駅整備費でそろえられないものですから、そこに若干使うと。豊間根駅の、金曜日もご質

問がありましたけれども、駅舎の内観、外観で不足しているところがあれば、ペンキ等の修繕が出てくるだろうと思っております。

ご質問のトイレの整備でございますが、500万から残る予算ではトイレの設置は厳しいという答弁となりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

ということは、つくれないということではないのですね、お金がないということですよ。では、お金の工面をして建てる気はないですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

状況については、議員おっしゃるとおりで、もう少しお話ししますと三鉄は独自でトイレをつくる気はないと、列車の中にトイレがあるので、それを使えというスタンスでずっと来ております。しかれば地域はどうかというのが議員のご質問であろうかと思えます。金曜日の議員さんの質問にもあったとおり、トイレという課題が出てくるというのは承知しております。そのトイレが駅のトイレなのか、地域の皆様のトイレなのか、あるいは観光客のトイレなのかによって位置づけ、規模が変わってくることもあるだろうということで、少し今検討させていただきますという答弁をさせていただきました。豊間根地区においてもさまざまな課題がある中で、議員おっしゃるとおり必要とする人がいますよというのであれば、それは地域の課題であって、解決しなければならない。ただ、いつも繰り返しますが、全体計画の中で税金をどう配分していくかというのは改めて検討させていただきたいというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

何となくわかったような、わからないような答弁なのですが、いわく、私が文章の中で「など」だとかうたっているのは、付近とか、限定したものでないということとこういう言葉を使っているのですが、要するに公衆用トイレとして駅の付近につくってほしいよと。それは、どんなお金を使うかわからないですが、地元としてそういうのを望んでいるのですよということが質問の趣旨なのです。それが答弁によると、JRからの移管金ではできない、何かではできない、それを望んでいるのではないのです。三鉄でやってくださいとか、JRの移管金でやってくださいと言っているのではない。「など」と言っているのです。いろんながあると思うのですけれども、それなりに。公園管理も含めてです。要するに都市公園だとか何かの公園管理のトイレについてだって、そういう形のものがで

きるわけです。その辺でつくる気はないですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

いずれ答弁については、議員さん、具体的な例を掲げておりましたので、この資金についてはこうですよという答弁になっております。

つくる気があるかないかというご質問ですけれども、いずれそういう要望があり、課題があるということは承知しているということでございます。当然それはあったほうがよいわけで、付近の皆様、あるいは観光客の皆様も使えれば、それにこしたことはない。ただ一方では、いろいろな課題とかがあるわけなので、その辺も含めて、事情は理解しますけれども、今この場でつくりますという答弁はなかなかできないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

できないということをご理解というのは、納得しないのだけれども、要するにどんなお金を使ってやるかは別にして、その気持ちの中でこういうのだったらばつくれるよとかというような案はないのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

今現在で具体的にこの補助金とか起債とかというのは、なかなか出てまいりません。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

では、その辺を考えながらやっていただきたい。ただ、JRの移管金の使い道が明確に我々も把握していませんけれども、何に使うかわからないのですが、それも含めて、こういうのに使うためにできないとか、こういうのをやめればできるとかというような具体的な部分を後で提示していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃるとおり、今までの答弁のとおり、これに使いたいというお話だけさせていただいて、具体的に金額等はまだ定めておりませんので、その辺が固まり次第、補正予算あるいは別な場所でご

説明をさせていただきたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

よろしく申し上げます。この件については、これから数あるたびにやると思います。私があえて言っているのは、あくまでも公衆用トイレという題名で言っていますので、駅舎の中のトイレという話ではないので、その辺で使い道がおかしくなっているのかもしれませんが、それも含めて考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

次のフルインター化についてなのですが、私が何回もやっているのはそのとおりなのです。26年12月の建設課長答弁だと、山田町のお金を投資しなければならないみたいな返答を受けている部分があるのです。そのときから、私は宮古市長といろんな会話をするたびに、何でできないのやという話の中でやったら、山田町から一言も我々に相談がないと、この間もそう言われました。今まで何をやって、どういう形の中で私が質問したのを考えていたのか、その辺。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

昨年12月の定例会の一般質問を受けまして、宮古市長のほうからもフルインター化については宮古市としても協力していくと、連携して進めていきたいと思いますというお話をいただいておりますので、その辺は宮古市と実際に協力、連携しながら進めていきたいということでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

答弁によると、三陸沿岸道路整備促進期成同盟会、これは最初からありましたよね。そんな中で宮古市の復興道路推進室というのが当時から宮古にはあるのです。山田町にもあると書いてありますが、いつつくったのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

町の沿岸道路推進室というのは、三陸沿岸道路の計画が決まった時点から町のほうに設置されております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

その部分について、宮古市と連携はしていなかったのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

これまではそれぞれの、町の三陸沿岸道路推進室、宮古市は宮古市の復興道路推進室、それぞれで活動は行っております。その中で、期成同盟会というのがありまして、それぞれの市町が沿岸12市町村会員になっておりますので、その期成同盟会の中で連携をとりながら要望活動等を進めてきたというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

進めてきたというのを今聞きましたが、本当ですか。何で宮古市長が山田町に電話よこしたかわかりますか。今まで一度も、きのうのきのうまで、電話するまで、一度も相談されたことがないと言っていました、同盟会の中で。それで私は言うのです。26年に私が言ったときに、三国の監督官等は29年に開通しなければならないので、今さら変更はできない、だったらばどうすればいいのですかという伺いをとりました。その後、同盟会と一緒に陳情なりなんなりすれば、何とかなるのではないかなという濁したような返事しかもらえなかったのですが、だったらばという話の中で動いたわけです。でも、山田町は全然動いていなかったのです。個人的に動いているだけだと怒られてきた。どうなっていたのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

昨年、第4回定例会でも一般質問ありまして、申し上げたとおりでございます。開通後、地域の皆さん等からフルインター化の要望が多く出されているということで、これについては町としても積極的にフルインター化に向けて要望活動を実施していきますということで答弁しているところでございますので、それに向けて宮古市とも連携をこれからとっていこうということでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

だから、前回質問して、こうやりますと言ったでしょう、6番議員だったかの質問に。先ほどの5番議員への返答もそのとおりでと思うのですが、宮古市のほうからこうしましよと誘いが来てから動いているような状況なのです。それだけ山田町は危機感を持っていなかったのだ。現在例えばエフビーだとか、宮古のほうから働きに来る人たちがどうか、この間岩手日報にも上がったのですが、

ホームワンサトー、固有名詞出して言うのもあれだけれども、その人たちも言っているわけです。盛岡からの商社も何でという話になっているのです。そういうものを含めて、私は26年のときから言っているのです。何で宮古市長のほうから電話が来てからでなければ動かなかったのですか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

この件については、ずっと以前から動いていたのでありますが、物事には表に出せるものと出せないものがありますので、そこを理解した上で聞いてほしいのですが、尾形議員が発言した当時、町側のほうも動きました。そして、事前に東北地整のほうにもいろいろな働きかけ、事務レベルでの問いかけをやっておりました。当時の技監も一生懸命動いてくれましたが。そういった中で、まだこの部分が開通していないときにそういうことをされると非常に困る面もあると。しかも、このインターチェンジをするときに住民説明会も開いていると。これは、尾形議員もここで前建設課長がいて議論したので、記憶はしていると思いますが、そういったことで、動かないのではありません。動いていました。ただ、たまたま宮古市長が途中から出てきて、さも宮古市長がどうのこうのというふうに聞こえますが、実態は全く別であります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

実態は別という意味がわかりません。どういう意味なのですか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

宮古市長から電話があつてから動いたということではないと、そういうことです。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

その前に何をやっていましたのですか、そうしたらば。それに向けて何をやったというの。そういうことではないです。ある程度一緒になってやらなければならないのだよということを宮古市長は言っていると思うのです。だから、山田だけの問題でないよ、全体的におらほうもこういう問題でいっぱい要望しているよと、何で宮古から行った人は豊間根におりられないのだというのがいっぱい来たから、市長もそれなりに、何となったのやというような話になっているわけです。それを今さら、宮古市長から電話が来たので連帯をとってやりますというような、施政方針で掲げるような問題なのですか、

今さら。その辺聞きたい。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

よく理解してほしいのですが、26年あるいは25年、そのときに動いていたのは事実なのですが、そのときに東北地整の回答は要望されるのは非常に好ましくないというふうな方向でした。国交省は一生懸命つくっているわけです、これを。そういった中で、まだ開通もしていない折にそういうことをされるとというふうな雰囲気がありました。仮に宮古市がそう思っていたというのであれば、そのときに言ってもらっても結構だったのですが、そうすればこういう事情ですと、こっちのほうから説明することになったのではないかと思います、逆に言えば一切あっちのほうからは何もなかったと。うちのほうではいろいろ下で動いていたのです。ぜひそこは理解してほしいです。宮古市長さんとあだ、こうだとけんかするわけにはいかないのです、この辺で事情の報告はとどめたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

そういうわけですので、今後施政方針の中で掲げた部分、要するに連携をとって頑張っていたきたいと思います。そのためにも、職員配置も含めてやらないとどうしようもないのではないかなと思うのですが、その辺についてどういう配備をするか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

豊間根のインターは、もともとは厳しいというところで、距離の関係があつて厳しいと、金浜があると、山田がフル化するという中において、相当強い要望であそこはつくってもらった道路なのです。まず、そのところも前提としてお考えいただきたいと思います。

そして、宮古の市長さん、先ほど一生懸命宮古、宮古と言っておりますが、開通してから不都合が出たので、やはり宮古市民の中のほうで、通勤する方々でしょうか、ぜひ何とかフル化をしてほしいということを最近言われて、宮古のほうでもそれならばそうだなということで私のほうに協力させていいでしょうかということで電話があつたのです。いや、これは阻むものではありませんと、今後の地域の動向なり、皆様方のお考えを聞いて進めていきたいと、そのときにはぜひ力になっていただきたいということで、今までのそういう努力も実はあつたということでございます。最初から私のほうで協力するから、山田のほうから私に協力しないから協力してやらなかったと、こういうことではないのです。地域がそれぞれしっかりと違っておりますので、それぞれの中において精いっぱい努力をしていると、このことだけはご理解いただきたいと、そう思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

話があればになると切りがないのですが、町長の考えもそのとおりだと思うのですが、もともとあそこは困難、豊間根の北インターというのは困難という意味ではないのです。最初からハーフなのです。それを何でハーフにしたのかというのは、地元と説明会をやったという話だったのです。それは、地元全体ではないのです。用地地権者だけなのです。それがその後動いているのです。地権者は、計画の中でここですよと言われたのに対して、そのぐらいだったらば売ってもいいよ、手放してもいいよという話。最初からフル化になっていれば、何も問題ない。それなりの用地を売っているのです。それが最初から、計画の前からハーフで説明やっているために、そういう、ただ単なるそれであれした経緯なのです。その辺を理解していただきたいと思います。全員が納得した部分のフル化でもないし、もともとつくらなかったということでもない。つくるのはつくるのだけれども、計画上げたのがハーフだったわけ。それではだめだよということで、26年のときに言っているのです。用地問題なのですか、何なのですかと言っているのです。それもうやむやになって今になっているのですけれども。そういうことですので、今後30年度は宮古市と一緒に、フル化に向けて頑張ってもらいたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

ここの答弁にあるように、連携しながらいろんな機関と、交通量調査等も含めながらしっかりと進めていくということを申し上げているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

ぜひ実現に向けて頑張ってもらいたいと思います。

では、次に移ります。町道白山・船石線なのですけれども、これの計画が設計を委託する。いつもこうなのですけれども、全体計画を立てた上での委託ではないのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

白山・船石線の歩道整備部分については、荒川地区の歩道整備事業によって創設された用地を町が取得して実施していくということです。圃場整備側で示された用地幅及び面積で今後30年度で詳細設計を実施して、どのような形で整備していくのかというところを新年度で実施していくということです。

ございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

どっちが先かわからないけれども、圃場整備の創設換地を期待しているのでしょうか。創設換地の面積というか、その形をこういうものをつくるからこのぐらい欲しいよというような話をしなかったら進まないのではないですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

歩道分の設置として2メートルの歩道をつかっていきたいということで、このぐらいの創設換地を割り当てるということで、その中で今後の設計を進めていくということでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

そういうのは、今現在小学校側をやっているように、全体計画も立てないで、ただ単なる形だけをつかって、創設換地の中だけで処理する。あそこだって途中で終わりですよ。歩道というのは何のためにつくるのですか。創設換地のところだけ歩道をつくれればいいのですか。そうではないでしょう。歩道計画をつかって、交通安全事業でやるか、何でやるかは別にしても、そういう形をつくらなかったならば、意味がないではないですか。新田のところだってそうでしょう。畠山商店の角のところだけつけて、あと残り何とするのですか。用地が決まらない、そんな問題ではないのではないですか。その辺も含めて。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

荒川地区の歩道整備事業についてなのですが、千治屋商店の先のほう、そこから金塚までの区間については、圃場整備によりまして用地を創設してもらって、歩道を整備するという考えでおります。金塚から先のほう、その部分については支障物件が相当あります。南側については、高低差があって非常に難しい状況ということもありまして、実施できる区間は千治屋商店の先のあたりから金塚までの区間ということで決定しているところでございます。それ以降の豊間根地区の歩道、できていない部分についてですが、あくまでも用地協力がなくてどうしてもできない部分でございます。そこで、何とか用地の協力をお願いしてきたところですが、そこがうまくまとまってこなかったという経緯はございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

だから、言っている。全体計画を示して、ここからここまでつくりたいですよ、だったらどうしたらいいのですかから始まらないで、ただ単なる出たところ勝負だけなのです。創設換地をやってくれるから、圃場整備でやってくれるから、ではつくりましょうと、萬平の前まで。そんな話で歩道計画をやっているのです。今回もそうだ。金塚までが歩道でいいのですか。船石線というのは、福士に行くのと船石に行くのが分かれるまでが船石線ですよ。すごく狭いです。だから、私がどんな構造でというのは、計画的にはみ出し歩道だとか、あとは創設換地の部分ですけれども、水路がありました、そこに。水路の上にふたをかけてやるのか、そういう形をつくらないと圃場整備と一緒にやれるあれないでしょう。全体計画をこうしたいというのをやってから換地の、あとは道路に面している人だけが全て圃場整備に賛同しているかといえば、これは違うと思うのです。途切れ途切れになってしまう。圃場整備だけの話だと、創設換地だけの道路だと10メートルつくって休んで、また20メートルつくって休むという歩道つくるのですか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

事業には多面性がございまして、例えばこの圃場整備なのですが、創設換地とは言っておりますが、これは町の予算で買い上げた土地であります。一方、事業者のほうは、圃場事業を実施するために財源が必要なわけです。だから、そういうことで道路用の土地を売って、その事業の進捗も進めると、こういう面もあるのです。したがって、計画的な全体というよりも、そっちのほうを今回の場合は優先して便宜を図って、圃場整備のほうの推進に協力したというのが実情であります。先ほど建設課長から申し上げました、用地の提供があれば、地権者が提供してくれるのであれば、歩道整備も思うように任せるのですが、なかなか現実にはそうはいかないということもあります。全体計画をつくるまでということにすれば、圃場整備の創設換地と言っている部分、実際は買収なのですが、この部分もできませんよ。なので、部分的にでも圃場整備の推進をするためにやったという事情があります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

ちょっと言っていることがおかしいのではないかなと。創設換地というのは、あくまでも減歩する部分の精算金の支払いを負担するための形でやっているはずなのです。全体的に工事費を上げるために寄附して、それを買い取ってもらって、それを工事費に充てるという部分は創設換地ではないと思

う。これも言ってもどうしようもないと思うのですが、ただ私が言うのは、圃場整備の場所、金塚までという歩道計画を町道白山・船石線というような整備計画、名称をつくるそのものがおかしいのではないかと。やるのだったら、ちゃんと船石までの計画をつくって、そしてこういう場所は用地買収しなければならないです、こういうところは構造的に難しいからはみ出し歩道をつくらなければならないというような形から含めて、可能性から含めて、設計委託するべきではないかなと。いつも中途半端な形で終わってしまう、目的を十二分に発揮しないうちにやめてしまう、そういう形の計画というのはないのではないですか。その辺を考えながら設計していただきたいと思います。

では、次の火災予防の関係なのですが、主に豊間根地区と言っておりますが、豊間根地区でないと思う。表現の中で不足部分と書いてあるのですが、不足ではないのです、基準に達していないのです。その辺の考え方、答弁願います。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

消防水利につきましては、不足している地域ということで、これは基準に合っていない水利も含めた部分で豊間根地区が不足しているということになります。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

これは、不足しているのは豊間根地区だけではなく、全地区だと思います。それをいかに計画を立てて、基準に達する個数にするか。半径70メートルですか、直径であれば140メートル内に1カ所なければならないというような話になっているのですが、そういう基準も含めて、その中で河川のしゅんせつ等を考えて、水量が少ないとか、取水がどうのこうのというのは百も承知です。ただ、そういうたまる場所をつくっておかないで、はい、そうですかとは言えない。ですから、私は水が多いか少ないかの問題でなく、たまり場所をつくっておいて、いざというとき水があるかないかは、それは二次。消防水利というのはそういうものですね。だから、海は塩害があるから考えていない、・・・・・・塩害も関係ないですから。要するに水利の中には海も入っているのですから。だから、そういうのを考えながら、基準どおりやってほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

確かに海につきましては以前は指定水利にしておりましたけれども、現在はポンプへの悪影響というところを考えると基準から外しているという状況でございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

それは内規の部分でしょう。ヘリコプターで水を運ぶとき、海から運んではだめなのですか、そうしたら。そうではないでしょう。水利の中の一つなのだから。そういうので海は対象外と、私も対象外にしたいのよ、本当は。ただ、水利の中にちゃんとあるのだ、うたってあるのだから。それはそれでいいの。ただ、俺が言うのは河川の、水がないからつくらないのだ、そういう問題ではないのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

河川につきましては、活用しないということではなくて、定期的に地水利調査を実施して、災害時に活用できるものは積極的に活用していきたいと思っております。ただし、宮古広域管内の市町村において、河川を水利として指定している箇所というのは、宮古市の川井地区の7カ所だけです。この7カ所につきましても、昨年の台風10号の被害によって全て洗掘されている状況にあります。現在使用できないということですので、河川につきましては年間を通して必要な水量というのが確保できないという状況から、恒常的に維持していくことが困難であると考えております。

（「議長、進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今の7番の質問に・・・・・・という発言があったのだけれども、・・・・・・
・・・・・・はっきりしてよ。・・・・・・

○議長（昆 暉雄）

議事進行について、12番から質問がありました。間もなく12時になります。昼食の時間ですが、7番議員の一般質問が終わるまで延長いたしたいと思えます。

消防防災課長に申し上げます。今7番議員が質問した・・・・・・というものについて、根拠を示して答弁願います。消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

申しわけありません。その・・・・・・というの、もう一度質問の内容をお願いしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

私が言うのは、海水について水利の中に含んでいないという話というのは、これはあり得ないこと。

実質的に水利の計画の中でちゃんと海まで含まれていますので、この辺の返答を私は言ったのです。水利の中に入っていないというのであれば、私は撤回します。多分入っているのです。入っているでしょう。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

基準水利としては指定しておりませんが、当然大災害となれば河川、海の部分も活用していくということになります。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

内規の部分でいうのではなく、要するに全体的に消防水利の中には必ず含まれている。井戸も含まれているし、プールまで含まれている。そういうのがみんな消防水利の中に入っているのです。だから、俺はそれを言うの。ただ、内規の中で、ポンプに影響があるから海から余りとらないようにしようとか、そういうのは内規で決めている中であって、全体的に水利の中にはあるのですから。その辺は今後の考え方で。ただ、要するに水量がないからとか、こうだからだという意味ではなく、消防水利として必要最小限、水がたまるところはしゅんせつして、何らかの部分で水はここにあるだろうという想定を含めた形の中の計画というのは立てられないのですか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長に申し上げます。7番議員が質問している中で、そのようなものがないけれども、いかどうかというところを含めて答弁を願います。消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

国のほうに報告している指定水利としては、海は含まれておりません。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

本当か。いや、それをどうのこうのではないけれども、ちゃんと入っているから後で調べてください。もう言ってもだめだから、次に移ります。

応急仮設の集約化は、先ほどのあれで大体わかったので、はねます。

排水計画についてですが、29年度の事業なのだけれども、残りの金額というのはまだまだ繰り越すのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

豊間根地区の排水路整備事業でございますが、住民説明会の要望を受けまして、整備計画が変更になりました。ですので、新年度で再度その修正設計を行いたいということで、29年度分の事業費については減額いたしまして、30年度に新たに予算としてとっております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

私が聞いているのは、繰り越すのかと。前回は多分繰り越しているはずだと思うのだ、計画の中で。それを今回もまた繰り越すか、それとも下げて新たにとるのか、それを俺は伺っているのだ。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

29年度で予算措置した分については、補正で減額ということになります。30年度に新たに予算措置してございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

減額というのは、変えるというだけなのだね。それについてもそうなのですが、最後に荒川川への排水路工事は年内にというの、年内というのは30年度という意味ですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

荒川川の部分については、年内に着手いたしまして、30年度内に完成したいということでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

そうすると、豊間根川排水という、豊間根川と書いてあるのはどういう形なのか。

あと、最後に教育委員会のほうの話なのですが、1人だとか2人と限定して上げているようですが、この2名増員だけで充実が図れるのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

豊間根川の放流部分については、国道を横断して豊間根川に排水するという計画でございます。事業については、平成31年度を予定してございます。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

先ほどのご質問ですが、子供たちは学校の中でいろいろな子供たちがおりまして、やっぱり行動の出方というのはいろいろと変わってきております。ですから、さまざまな状況がある中で、私どもとしてはまず2名で増員をかけました。そして、もしも今後状況が変わってきたりした場合には増員等も考えていきたいと。山田の子供たちのためには最大の努力を払っていきたいと、そういうふうと考えております。

以上です。

（「英語のほうは」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

英語の指導助手のことについてお答えいたします。

1名入って、ふえた分全部可能かという、これはなかなか難しい部分になるかなと。ただ、1名、今度は英語の免許を持っている者を小学校を中心に配置しようと思っておりますので、学校と協力しながら今後の授業づくりであったりとか、そういうことを含めながら進めていくことができれば、教育の充実には十分反映できるものと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

これはお願いですが、財政の査定の部分についても教育委員会のほうからの要望を十二分にお聞きして、納得のいくような人員配置をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（昆 暉雄）

7番尾形英明君の質問は終わりました。

昼食のため休憩いたします。

午後 零時02分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

ここで、3番佐藤克典議員に対する答弁保留について、もう少し時間をいただきたい旨申し出がございませう。また、12番議員より提示されました7番議員の不穏当発言については、現在調査中でございますので、しばらくの間お待ち願いたいと思ひます。

それでは、午前中に引き続き一般質問を行います。

10番坂本正君の質問を許します。10番。

○10番坂本 正議員

10番、新生会、坂本正でございます。

それでは、1番目、道路整備についてお尋ねします。各種道路整備については、計画どおり順調に進んでいるようでございますが、これまで整備した道路等において、不都合な部分はないのか。また、織笠・外山線、新田、草木線は今後このように整備する計画なのか、詳しくご説明願いたいと思ひます。

2番目に、観光振興について。前山田病院を新たな観光拠点として取得するようでございますが、その財源を含め、活用計画を具体的にお示してください。

3つ目として、思いやり政治について。思いやりのある政治のもと、諸問題について正面から向き合っていきたいとあるが、どの信念で、どのように向き合っていくのか示してください。

4番目、コミュニティーについて。地域コミュニティーの再構築、地域活動の後押しを行うようだが、どのような形で、どのような支援をするのか、詳しくお示してください。また、細浦地区の広場整備について詳しく説明してください。

5番、火災予防対策について。消防水利の不足する地域に対して、地下式消火栓及び耐震性貯水槽を計画的に設置していくようだが、町に何カ所ぐらいそういうところがあるか示してください。

以上、壇上より質問いたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

坂本正議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の道路整備についてお答えします。整備した道路等の不都合な部分については、整備完了後、周辺の宅地整備に伴い、大型車両が頻繁に通行していることから、八幡地区の区画道路にゆがみが生じている箇所が見受けられます。補修については、周辺工事の収束を見ながら、舗装の打ちかえを行うこととしております。

次に、町道織笠・外山線の整備計画についてですが、現時点で整備計画はありませんが、バス路線として重要な路線であると認識しており、幅員が狭く、通行に支障を来している箇所については、検討を進めていきたいと考え手おります。

町道織笠・新田線の整備計画については、織笠川堤防右岸側の道路区間が大雨のたびに冠水する状況にあることから、改良に向けた検討を進めてまいります。

草木地区の三陸沿岸道路側道の整備については、三陸国道事務所から平成29年8月に管理移管を受け、現在道路のかさ上げと舗装工事を行っているところであります。

2点目の観光振興についてお答えします。柳沢地区の前県立山田病院跡地については、平成30年度中に取得し、新たな観光と物産の中心となる施設として整備したいと考えております。現時点での構想としては、三陸沿岸道路にサービスエリア、トイレが設置されないことに着目しており、立ち寄り目的を持つ拠点施設を描いております。財源については、施設の内容により検討を進めてまいります。

3点目の思いやりのある政治についてお答えします。私は、山田町長として2期目のかじ取りを担うに当たり、思いやりのある政治を政治理念として掲げ、町政運営を進めてまいりました。思いやりのある政治とは、復興事業の完了で終わることなく、住み続ける町民の皆様方一人一人の思いと心の復興を大切に、町政を進めることであるとの思いでございます。このことは、すなわち山田町総合計画で掲げている「個性豊かに ひとが輝き まちが潤う町」づくりであり、魅力と活力に満ちたまちづくりであります。思いやりのある政治は、私の基本的な取り組み姿勢であって、個々の事務事業に限られるものではありません。今後もまちづくりのため、町政運営全体にわたって正面から向き合っていく考えであります。

4点目のコミュニティーについてお答えします。地域コミュニティーの再構築に向け、平成29年度に引き続き、山田町社会福祉協議会などと連携し、コミュニティー形成支援事業により、入居後のさまざまな課題や取り組みを話し合う住民交流会を複数回開催するなど、コミュニティー組織の構築を支援してまいります。また、組織の結成後もコミュニティー形成支援員を配置し、地域活動の企画運営や資金計画などのアドバイスを行うなど、活動の支援に努めてまいります。

次に、細浦地区の広場整備についてですが、山田・織笠地区高台住宅団地を含む当該地域のコミュニティー活動、スポーツ・レクリエーションなど多目的に利用できる広場として、多目的グラウンド、公園遊具、駐車場、トイレ等を整備する計画で進めており、30年度末の完成を予定しております。なお、多目的グラウンドについては、30年8月までに完成し、供用開始したいと考えております。

5点目の火災予防対策についてお答えします。消防水利については、現在地下式消火栓や耐震性貯水槽の設置を進めておりますが、平成30年1月1日現在で93カ所不足しております。今後も計画的に整備を進め、解消していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。10番。

○10番坂本 正議員

では、1番目から再質問させていただきます。

織笠・外山線、これ今計画がないということですが、当然バスが通って1車線で、霊堂前

から通学路にもなっていますし、幅員も狭いということで、ここら辺、全部ではないけれども、あそこら辺の霊堂前の整備を何とかしてもらいたいと。これは、住民からの要望でございますので、私今回……5年ぐらい前も私質問しております。それに対して、今のところそのままやるという回答のようでございますが、生徒等も中学校、高校等に自転車で歩いている様子を見まして、道路も頻繁にあそこを走っている車が多いものですから、そしてガードレールもなく、雪降りになるというと毎年二、三台、車が落ちています。それを踏まえた中で、こういう回答はちょっとおかしいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議員おっしゃるとおり、龍泉寺のところから霊堂地区の部分については道路が非常に狭いということで、車のすれ違い等に非常に不便、支障を来しているという状況は認識しております。どのような解消方法があるかということをご検討してございまして、例えばサケふ化場に通じる農道の部分、その道路も活用できないかなというふうなところで今検討を進めているところであります。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

検討は、それは誰でも検討するのだが、実質的にいつごろの見通しで検討する予定なのか。予算もとらなければならぬのだし、そして隣地の方々にもお願いする場面が出てくると思うのです。防火水槽があそこの角にあるのですが、最後にこれも質問しておりますので、はっきり言ってあそこは今使えません。全然壊れていて、火事があった場合困ると思うので、それは最後のほうにお話ししたいと思いますが、あそこの貯水池、確かにあそこが一番ベターなのかなと私も思います。そのまま行っても狭いから、うちもあるし。だから、いつごろそれを考えてもらえますか。予算、設計もあると思いますので、大体いつごろからいつごろの間というふうに言っていただければありがたいのですが。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

ざっと見ましても結構な事業費がかかってくるのかなというふうに考えております。この部分については、総合計画のほうにのせるような形で、復興企画課とも相談しながら進めていきたいというふうに考えます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

私、優先順位はあそこら辺は町内でも一番だと思うのです。バスも通っているし。そこら辺を含めた中で今聞いているのだけれども、町長さんもきのう行って見て、どうでした。白石、田子の木に行ってきたはずだが、あそこの道路を通ったはずだけれども、大変危ないと思って通りませんでしたか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

あそこをいきまして、膨らんでいるところに他人様の建物で、少くずおれているような建物もあって、非常に見通しが悪いということは今気づいたわけではありません。そのような中で、議員のほうからはいつなのだというお話でございますが、その辺のところは事業費等もかかってくるというところでのお話であろうかと、そう思っているわけでございますが、確かにあの道路はなかなか安全性という面から見て、そしてまた降雪時には脱輪するというお話もあるようでございますので、ひとつ検討させていただきたいと、そう思っております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

できない方向ではなく、できる方向で検討していただければと。それも早急をお願いしたいものだなと思います。それは、ひとつそういうふうにお願いで終わりたいと思います。

次に、草木、新田等、新田の道路に関しては、震災7年になるのだけれども、全然、固有名詞を使ってはまずいのですが、何も悪くないことをしゃべるから、山屋さん、あそこの下が全然震災以降手をつけていないと。これは何回しゃべってもわかんねえけ、何とすればいいんだべ。私は、できない理由を聞いては困るのです。それは絶対できない理由は言わないでください。できる方向でお話ししていただきたいのです。あそこ、前にお願ひしたとき、農免道路、あれをつくるときつくりますよというふうの前に回答をいただいておりますが、いまだかつて農免道路はできても、あそこの道路だけはできないと。そこを今後どういうふうにするか、ちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

確かに町道織笠・新田線については、大雨のたびに冠水して、通行どめをしている状況があります。この分については、一度圃場整備のほうで県のほうに排水路の整備等をお願いしたところがあったのですが、それも機能していない状況がありました。どうしても圃場のほうが道路より高くなっているんで水が集まってくるというような状況がございますので、道路のかさ上げも考えながら改良は進めていきたいというふうに考えております。単純にかさ上げしますと、既存の民家に影響する部分もございますので、そこも慎重に考えながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

確かに今そのままかさ上げ道路にするという、民家が水没するというのはわかっています。けれども、これも何か方法があるのではないですか。ないのですか。やっぱり町民の安全、安心を町の執行部のほうでは一番優先的に考えなければならないということにおいては、それはちょっと、この件に関しては全然前に進んでいないということはいけないと思うのです。やっぱりそこら辺をある程度自分の立場において、自分のところがそこであったらどうするのだというふうな温かい心で見えなければまずいのではないかとということでございます。そこは早急に何とかしてください。

それから、昨年度来、洪水で草木地区、新田地区の道路が冠水して、半日ぐらい通れない時期があったと。今後もこのとおりであれば、それは続くのではないかなと。当然今まで田んぼの造成、田んぼ自体が今まで低かったから、それに今までたまっておったわけだが、今田んぼが道路より高くなっているということで、新田から来る水、これは今までそういうところに流れておったやつがまるっこで今の新田側の川に来るということで、あそこは真っすぐであれば一番いいのですが、そちこち曲がっておるものだから、今後そういうことがあるのではないかなと思うのです。それに関してどう思いますか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

草木地区の道路の事業については、水がたまらないように道路に横断側溝を3カ所ぐらいつけて、排水できるように現在考えているところです。

（「新田川のほう」と呼ぶ者あり）

○建設課長（川守田正人）

新田川については、土砂の撤去、しゅんせつが完了しております。県のほうでも、新年度早々には福土牧場付近の河道整備を実施するというに聞いておりますので、今後新田川のほうは大雨の状況も見ながら注視していきたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

まず、それでは、これ以上話したってうまくないから、次に進みたい。とりあえずそのやつ、今後注視して見ていただいて、その都度何かあったら行ってみながら、今後の対策を練っていただくようにお願いします。

次に、観光振興についてお尋ねします。今の返答であれば、あそこにサービスエリア等々トイレも

ないから、そういうのをつくりたいと、そういうふうに回答になっているわけですが、具体的にどういう格好で、どういうやり方でしたいのだという具体性が見えませんが、ひとつそこら辺教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

まず、せんだっての全員協議会で土地を取得するというご説明をさせていただきました。そのときに、着目点はということで今のお話をさせていただきました。具体的な構想と申しますか、当然具体的にこういうのをやるというのはまだまだなのですけれども、構想としましては、テーマは観光と物産ということになります。今後の町づくりを考えたときに、内需だけではなくて、外から外貨をいかに稼ぐかということになってこようと思います。したがって、山田町の物産を売るということと観光客を呼び込むと、そういう施設を目指しているところでございます。そのためには町の魅力、資源というものをできるだけあそこに結集をさせたいと。テーマも物産と観光でございます。例えば農林水産物の、あるいは加工品の直販、通販をする場所、あるいは食べさせる場所、あるいは体験観光の集まり場所、内陸部との交流をする場所、あるいはもっと進んで外国の方と交流をする場所、同時に情報発信するところ、イベントを行うところ、当然道の駅機能も頭には入っているところでございます。というふうにさまざま案があるわけなのですが、現時点で皆様にこれをやるということはなかなかお示しできない状況でございまして、町長が施政方針で述べたことによって、山田町の方々、あるいは町外の方々と実現へ向けて議論を進めていくと、そういう考えで施政方針として上げさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

これ取得するのは30年内というふうに記載されておるわけですが、基本的な計画を今からしておかなければ、ことし取得するのだと、これは取得するに当たって今現在の建物はどのようなふうな格好になるの。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

現在の建物は、壊して、更地の状態で一から練り上げてまいります。施設規模についても、そのとこでどのようなことをするかによって、建物の位置、大きさ、デザイン等が決まってくるので、現時点では更地にするというのが第一番というふうに考えているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

だから、30年に取得するというのであれば、今大まかな計画を教えていただいたのですが、明細、これをやるのだと、それで今ちょこっと触れましたけれども、道の駅ということになるわけですが、そうなれば先回全協でもおっしゃっておったのですが、道の駅となれば、こっちの道の駅あるわけですが、そこら辺はどういうふうに考えているのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

道の駅については、議員ご承知のとおり、国への登録によって道の駅指定がなされます。それには条件等々がありまして、そもそも同じ町内に複数存置登録できるのかどうかというのもまだ定かではございませんので、その点も含めて関係省庁と協議を進めると。したがって、土地を取得する、建物を壊す、準備を進める、それから道の駅等々の議員おっしゃるとおり疑問点があればそれを解決しながら、同時並行で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

道の駅に関しては、例えば岩泉にも2カ所道の駅はあるわけですが、これは国交省のいろんな認可が必要でしょうから、そこら辺はどういうふうに今後進めていくのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

現時点で船越に道の駅やまだというのは存在しておりますので、これともう一つの道の駅がつくれるのかどうか、あるいは認められなくて移転するのかどうかとか、さまざまなパターンがあるので、早急に国のほうの機関と詰めるというか、協議をしたいと。その上で関係各者に相談をしたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

そうすると、そこら辺のことはまだ煮詰まっていないと。だって、ことし取得するに煮詰まっていないということはないと思うのだよね。大体2カ所できるかできないかというのもまだ未確定だということはおかしいのではないですか。それはちゃんと調べているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

調べるといいますか、基本的には議員ご承知のとおり、指定されるためにはトイレとか、駐車場、それから産業振興、道路情報というのが必ずなければならないのがあって、そのほかに施設と施設の距離要件というのがあるようなのです。その距離要件が微妙な位置にありますので、その点を確認に行きたいということでございます。ただ、両方、2カ所にするのがいいのか、1カ所にするのがいいのかという議論までは現時点では行っておりませんが、勉強はさせていただいております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

勉強した結果、2カ所でやるということですか、それとも1カ所でやるということですか。ましてや、例えば5キロ以内とか、5キロ以外とか、そういうルールがあるようでございますが、それに抵触するのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

私どもが調べた範囲では10キロというのがあるようでございます。ただ、その10キロが9.5だからいいとかだめとか云々があるようなので、これは現実的に登録を行っている国交省関係のほうに出向かないと確認ができないという状況でございます。繰り返し言いますが、2カ所がいいのか、1カ所がいいのかについては、それぞれのところで今検討しております。これは、ちょっと結論は出ておりません。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

わかりました。いろいろ検討していただいているようでございますが、課長であれば、大丈夫できると思いますので、頑張ってください。

それから、これ私、町長さんのほうにちょっと言いたいのですが、町民の感覚でやるのだと、今までそういう格好で来たのですが、初めて執行部のほうでこういうふうな震災以降、今まで例えば学校給食等々、コミュニティー等々あるのですが、これはもともと凍結されたものを解除しただけの話で、今回新たに執行部のほうで新しい企画ということで、震災後初めて私は評価するものでございます。今まで執行部でやってきたのは全部、震災のためにいろいろな面でやってきたのだというふうに思うわけでございます。だから、とりあえずこれをぜひ成功させていただくということで、そして町民のために、そしてこの三陸道を走る運転手のためにも、頑張ってくださいと、そう

いうふうに思います。

次に移ります。思いやりのある政治についてと、思いやりのある政治というのはどういうのが思いやりあるのかなと思って、自分でもちょっとわからないところがあるのですが、一言で言って、町長さん、これはどういうことなのですか。

○議長（昆 暉雄）

町長。

○町長（佐藤信逸）

大変大きな問題でございますが、先ほど坂本議員のほうの質問の中で、温かい心を持って物に接しなさいということだと思っております。しかしながら、ここで気をつけなければならないのは、やはり政治でございます。思いやり、そして優しい心というものを兼ね備えた上でのなかなか難しい決断というものもあるわけございまして、全ての方々に広くあまねくということは基本であります。なかなか復興の中においていろんな問題がございます。法律にかなわない部分とかもございまして。そのようなところで決断が思いやり等があり過ぎた場合において、非常に難しい場合もありますので、ひとつその辺のめり張りといいますか、そのようなものをしっかりと見ながら、本当にお困りの方、その辺のところを見きわめながらのまさしく温かい心を持った、優しさを持った思いやりの政治を進めていきたいと、そう思っています。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

余り思いやりがあって、織笠地区に今9.何ヘクタールの土地があるわけですが、震災以降の土地ですね、準工業地帯にしたところ。私あ那时候、町長さんが当初当選した暁に、上林くんに、元の財政課長ですか、ソーラー発電、これ私は何回も勧めたのです、何とかやれと。当初三十何円ですか、売電、三十二、三円ですね、今二十何円になっているはず。あ那时候やれば一番今裕福な町になっていたのかなと、それを売電すれば。だから、思いやりのある政治もよろしいですが、たまに鬼になって政治をしてもらわなければ、あれは最高の町に対して失敗だったのかなと、そう思っています。私も3業者ぐらい連れてきて、相談して、パンフレットもあげたのですが、なかなか前に進まない経過があったものですから、それが残念でなりません。それは過ぎたことございまして。そういうことでありますので、鬼になるときもなければならぬのかなと、町長さん、そういうことございまして、ひとつそこら辺を踏まえた中で政治をしていただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。細浦地区の広場整備について、ちょっと詳しくお知らせ願いたいです。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

細浦地区の広場整備についてですけれども、中身的には織笠地区、あと山田地区の高台住宅団地に
住む人、あとこの地域に住む人のコミュニティー活動とか、スポーツ・レクリエーション活動のため
に多目的に利用できる広場を建設していくというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

以前もお聞きしたのですが、全協でお聞きしたのですが、これ駐車場が狭かったのではなかったか
なと思って、私以前質問したのですが、今どういうふうな設計になっていましたか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

全員協議会で駐車場台数少ないのではないかという意見を受けまして、全員協議会の際には25台と
いうことでしたけれども、現在は駐車場台数40台で計画しております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

40台と今言っていますけれども、ここは山田の中心で、いろんな競技等々をやる場になると思うの
ですけれども、40台でも足りないのではないかなと思うのですが、そこら辺はどういうふうに考えて
いましたか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

この多目的広場の上のほうに、教育委員会のバス置き場がございます。そのバス置き場も利用でき
るよというところで、教育委員会とは調整しておりまして、そのバス置き場を通常使う場合には
さらに64台の駐車が可能ということでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

これも給食センター等々の絡みで、そっちにこういう結果でなったと思うのですが、何でこれ7年
たってから今ごろ、と言えば語弊がありますが、以前にもこういう計画で早くやったら給食センター
も早くできたのではなかったのかなと思うのですが、そこら辺はどうなのですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

お答えいたします。

あそこの多目的広場については、そもそもは防集元地でございます。移転したところ。町の計画とすれば、まず防集移転地から出ていただいて、高台をつくと。その後で、防集元地をどのように使うかということでございました。したがって、まずは高台のほうをつくって、最後のあたりに防集元地を整備しましょうと。整備をするといってもなかなかないわけなのですが、あるとすれば企業誘致のための産業用地、なければこのような公園の目的を持った多目的グラウンドぐらいしかなかったものですから、それで最終年度あたりに工事ができるようにしましょうということで進めてきたものでございます。その間、道路工事の残土置き場、これも遠くになれば費用がかかるものですから近くに置くということで、あそこのあたりを利活用していただいたと。そうしているうちに、正直申し上げて再編がおくれていると、災害公営住宅と宅地の引き渡しが遅くなったと、これによって仮設住宅の移転がおくれることとなったと、これは事実でございます。説明しているとおりでございます。その影響によって給食センターの工事開始も遅くなることが見込まれたと。しかしながら、給食センターの給食開始については、これは町全体の要望、要求であって、一日でも早く子供たちに給食をとっていただきましょうということで一致したことでございますので、何とかして予定どおりやりたいということになりましたので、それでは前倒しであそこを整備しましょうということで、急遽復興庁と協議をしまして、前倒しをお願いをして、通常のプロセスよりは早く決定をさせていただいて進めてきたというところでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

何だか通常より早目にやっているのだと……

（「その部分だけ」と呼ぶ者あり）

○10番坂本 正議員

その部分だけはね。ただ、はっきり言って、町長が選挙のとき、開口一番、これを建てるのだと、それでもう1年何ぼ、2年何ぼか、2年になるのですが、そうしたらその時点で動かなければならぬいわけだ。そうなった場合、私とすれば早くでなく、遅かったのではないのと、逆で。その時点で執行部でぱっとそういう格好で話ししたら、それに付随して早く動かなければならなかったのではないかなと、遅いぐらいでないかと私は思うのだけれども、いかがですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

確かに今の時点になると、遅かったのではないかというのはあるのかもしれませんが、先ほど説明

した中で、では急いでやりましょうという原因は、仮設住宅がどうも遅くなりそうだということを受けての一つの考え方として、あそこを活用しましょうと。通常1年とか2年協議にかかるのですが、そこを前倒してやった分、早くできたと思っています。

いつ変更したかというのは、建築住宅課長のほうから答弁させます。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

当初町民グラウンドの仮設住宅の集約を進めることで、給食センターの建設に進もうという計画であったものですが、30年3月に引き渡す予定であった防集第1団地が7月に引き渡すというふうに、町の復興工事のスケジュールの変更がございました。そうしまして、結果的に仮設住宅の集約移転がおくれるという事情が出てまいりましたので、今回山中下のほうに広場を整備することで、給食センターの建設を図ろうというふうになったものでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

仮設住宅がどうのこうのと、仮設住宅はもともと前からおけているのはわかることでしょうよ。何でそこで今ごろ仮設住宅がどうのこうのと云わなければならないの。それは、もう事前に前からわかっていることでしょう。そういうのを理由にしてどうのこうのと、私納得しませんよ。だって、事前にそれはおくれるというのはわかっているのだから。それを理由にされては困ります。あと1回どうぞ。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

議員、前からわかっているというのがいつのお話かちょっとあれなのですけれども、役所のほうでの話は29年の当初でございました。おけると、順々にいくとどうも間に合いそうもないということで、どちらかという交付金のほう、いわゆる多目的広場のほうの工事を早めれば対応できるという結論を出したのが今年度の当初のあたりでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

当初から新聞等で、町長いわく、半年から1年ぐらいおけているところもあると、そういうふうに出ているものを、おめさん、俺にそんなことをしゃべったってだめではないの。新聞でそう言っていたもの。だから、そこら辺を踏まえた中で、そういうのを理由にしないで別な理由でしゃべったほ

うがいいよ、次から。まあ、いいや、それはそれで。時間がないから次に移ります。

最後になりますけれども、火災予防対策についてと。地下式の消火栓や耐震性の貯水槽が現在町内に93カ所不足しているというご返答をいただいたのですが、時間がないですから率直に伺いたいと思います。例えば織笠第1団地、あそこに地下式消火栓が何ぼあるのか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

第1団地ですけれども、あそこには防火水槽が1基、そして地下式の消火栓2基となっております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

そうすると、それであの広大な場所を網羅できるのですか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

はい、網羅できると考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

では、役場前はどのようなふうになっていましたか。消火栓。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

中央町、長崎など、かさ上げ、区画整理事業等により、今後地下式の消火栓20基程度、あと耐震性の貯水槽5基程度、整備される予定となっております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

それでは、まだついていないということなのですね、今後つくるということは。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

一部完成しているところもございますけれども、順次整備されていく予定となっております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

順次というのはいつごろなのですか。もうこんなに住宅も建っておるのですが、万が一のことがあったら大変ではないかなと思って私聞いているのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

工事の進捗状況等もございますので、速やかに整備できればと思っております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

要するにこれは後からつくるといのはおかしいのではないの。道路等ができて、その上に穴を掘らなければならないのだよね。道路ができる前につくるのが普通ではないですか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

説明の仕方が悪くて申しわけありません。工事と同時進行で進めているものでございます。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

それでは、心配なく見守っていきたいと思います。

それから、霊堂地区、先ほど私指摘したのですが、農道に曲がる場所、田村さんのところですか、あそこは。あそこに貯水槽があるわけですが、あれ今使うにいいのですか。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

使用できるものと把握しております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

見て言ってもらわなければ困るが、全然あそこは泥がたまってできません。水もたまっていません。だから、そこを踏まえた中で私質問しているのだけれども、あそこは整備しなければだめではないか

など思うのです。だから、とりあえずあそこに地下式の消火栓をつくったほうがいいなど。あれは無理ですから、あれやるぐらいなら地下式の消火栓をつくったほうがお金がかかりません。後で見て、見ないでそんなことを言わないでくださいよ。私が見ているから言っているのだから。あそこは全然水もたまりませんし、泥がいっぱいたまっています。何かあった場合は困りますよ、あれでは。そういうことですので、ひとつそこら辺をどうぞ。

○議長（昆 暉雄）

消防防災課長。

○消防防災課長（小林達広）

随時現場のほうを見ながら対応していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

10番。

○10番坂本 正議員

それでは、早速つくってください。

以上で終わります。

○議長（昆 暉雄）

10番坂本正君の質問は終わりました。

暫時休憩をいたします。

午後 1時50分休憩

午後 2時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

4番黒沢一成君の質問を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

4番黒沢一成です。通告に従い、壇上より質問いたします。

まず、紳士協定についてです。原子力発電環境整備機構では、放射性廃棄物の最終処分場を探しております。地層処分に関する科学的特性マップの提示もしております。それによりますと、全国の沿岸地域ほぼ全域が適性があるということになるようです。しかし、万が一の事故のときには広範囲に被害が及ぶことは、東日本大震災時の福島事故から明らかであります。本町のみならず、近隣への誘致は絶対あってはならないことだと思います。

そこで、あらかじめ予防のために、広範囲に汚染や被害の可能性のある施設誘致において近隣……ここに「四市町村」と書いていますが、この「四」は間違いですので、削っていただきたいと思えます。近隣市町村に配慮する条例（紳士協定）を制定するべきと考えます。その内容としては、施設誘

致においては近隣市町村の同意を得なければならないこと、また施設の稼働については施設側との条件の提示及び交渉について、近隣市町村にも同様の権利を与え、交渉に参加させなければならないことを内容とするものです。無論、同様の条例を近隣市町村にも制定していただく必要があります。執行部の見解を問います。

2番目に、津波記念碑等についてです。(1)、山田地区中心部の公園内に津波記念碑を建設する考えのようですが、中心部の公園とはどこで、どのような碑になるのか、公園と一体化するものなのか。また、亡くなられた方全員の名前を刻むべきと考えますが、どうでしょうか。

(2)、震災の規模を残すという意味で、津波到達点、津波到達高さを示す表示を町内各所に設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。

その次に、仮設、みなし仮設等の状況についてです。(1)、アパートを借りたくてもあきがないため困っている方がいるようです。みなし仮設として利用されているアパート、空き家の状況はどうなっているのでしょうか。そして、新居が定まらないうちは仮設を追い出されることはあってはならないことと考えますが、大丈夫でしょうか。

(2)、豊かな浜の担い手育成事業で新規就業者に対する助成もあるようですが、町外からの体験などの受け入れを考えたとき、住むところがないのが実情です。仮設住宅の一部を残して、住むところとして対応することはできないでしょうか。

(3)、仮設備品の譲渡については、県では照明、エアコン等も無償譲渡の対象と考えているようですが、条件として建物撤去時まで残っている方に限るようであります。現実的に今後は新たな入居はないと思われます。現在仮設に残っているのは、復興が後回しになった山田中心部の方がほとんどです。これから仮設を出る方には持ち出しを可としてよいと思いますが、いかがでしょうか。

4つ目に、町民体育祭の開催についてです。山谷の総合運動公園に人工芝のラグビー・サッカー場が整備され、今後の利用促進が期待されるところです。その利用の一つとして町民体育祭を行ってはどうでしょうか。山田中心部は、まだ復興半ばで、人集めも難しいと思いますが、他地区はある程度落ちついてきているように思えます。町民グラウンドが以前の形に戻るにはまだ四、五年はかかると思われしますので、人工芝のグラウンドの一般町民へのお披露目も兼ねて町民体育祭を企画してはいかがでしょうか。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

黒沢一成議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の質問についてお答えします。昨年7月に、国が高レベル放射性廃棄物の最終処分候補地に関する科学的特性マップを公表した際に、岩手県知事は「県として最終処分施設を受け入れる考えは

ない」との方針を表明しております。このことから、ご指摘の施設誘致における近隣市町村に配慮する条例の制定については、県を初め県内の各自治体の今後の動向を注視してまいります。

2点目の津波記念碑等についてお答えします。1つ目の津波記念碑を建設する公園については、山田地区震災復興土地区画整理事業区域内に計画されている御蔵山の公園を予定しております。どのような碑にするか、建立位置などについては、これから検討を進めてまいります。鎮魂、追悼の思いを込めるとともに、震災から学んだ教訓を後世に伝える場になるよう、公園整備と調整を図りながら進めてまいります。

亡くなられた方々の名前を刻むかについては、遺族の方の意向を踏まえて慎重に検討してまいります。

2つ目の津波到達点を示す表示板については、これから予定している避難誘導看板等の整備にあわせて設置をしたいと考えております。なお、場所等については、今後の復興状況を見つつ検討してまいります。

3点目の仮設、みなし仮設の状況についてお答えします。1つ目のみなし仮設住宅となった町内の民間賃貸住宅については、平成23年10月時点で308戸ありましたが、住まいの再建が進むに従って入居者の退去も進み、30年1月時点で63戸まで減少しております。

みなし仮設を追い出されることはないかとの質問ですが、みなし仮設住宅の供与期間終了後は、特定延長制度により一定の要件に該当する方に限り1年の延長を認められております。該当しない方であっても、直ちに退去を強制されるものではなく、以後、家賃負担が生じることとなりますが、改めて貸し主との契約の上、引き続き入居することは可能です。

2つ目の豊かな浜の担い手育成事業に係る仮設住宅の利用についてですが、応急仮設住宅は災害救助法に基づいて設置しており、建築基準法上も仮設の建物として確認申請の許可を得ているものであります。他用途へ転用する場合は、本設の建物として基礎工事が必要となるなど、多額の費用がかかることになり、その使用目的終了後においては撤去を進めていくこととなりますので、ご理解をお願いいたします。

3つ目の応急仮設住宅の備品の譲渡についてお答えします。県が示す方針は、議員ご指摘のとおりであります。町として検討した結果、入居者の退去時期の違いによって譲渡を受けられる、受けられないという不公平感が生じないように、個人に対しての備品譲渡は行っておりません。仮設住宅の管理においては、退去の後先にかかわらず、入居者間における公平性を保つことが大事であると考えており、ご理解をお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

4点目の町民体育祭の開催についてお答えします。

町民体育祭は、町内各地区代表により組織された実行委員会において、各地区の参加有無を確認し、開催の可否を決定しております。各地区コミュニティーの再構築についてはこれからと認識しており、現時点では町民体育祭の開催は難しいと思われまます。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。4番。

○4番黒沢一成議員

再質問は前から順に行います。

まず、紳士協定のところですが、県知事が県として最終処分場を受け入れる考えはないという方針を表明しているというのは、それはそれでいいのですけれども、町は町として紳士協定のようなものをつくっておくべき、周りの様子を見るというのは、それはそれで一つですけれども、率先してつくるということも一つの方向かと思うのですが。

私は、放射能関係に限って提案したのですけれども、環境に関する全てにおいて、近隣市町村に影響がありそうな、例えばごみの最終処分場にしてもそうですし、においが関係があるとか、においであれば流れていくとか、海であれば、海はつながっていますし、空気もつながっていますし、そういう環境全般に関する紳士協定として、近隣に影響がある場合は近隣の同意を得るというものが必要かと思うのですが、それに関して改めて答弁をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

ただいまの放射性廃棄物の処理施設の受け入れ等に関するご質問ということでご回答をさせていただきたいと思います。

まず、議員ご質問のとおり、候補地に選定される前に施設受け入れに関する宣言や、あるいは条例の制定を行うべきという趣旨は十分に理解をしております。ただ、今国の状況等を見ますと、法に基づく調査、今後の動向も不透明な部分がございます。県でも、当面はこれらの動向に注視するとともに、受け入れ拒否の姿勢を明確にすることについては、どのような時期にどのような方法で行うのが最も効果的なのか検討している段階としておりますので、町もこれに準じて対応していくべきものではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。マイクを使って話をしてください。

○4番黒沢一成議員

答弁は答弁でもっともなことではあるのですけれども、北海道、市町村名までは忘れましてけれども、よそでは既にこういう条例をつくっているところもあります。そういう条例をつくるということ

がある意味環境に関して、私の町は周りに対して配慮いたしますというアピールをするという意味もあるかと思うのですけれども、そのアピールも含めて前向きに考えていってほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

放射性廃棄物をめぐる国内の動きということ言えば、調べましたところ、近くでは平成元年に釜石市議会が最終処分地の受け入れを拒否する宣言を決議しております。北海道も平成12年に、北海道における特定放射性廃棄物に関する条例を制定して、受け入れ拒否を宣言しております。こういった各自治体の取り組みも行われております。そういった時期等をこれから検討していかなければならないのではないかなというふうにも考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

当初この質問を出したときは、あるいはそのような条例、議会の側で率先して出してくださいというような答えが返ってくるのかなとも思っていたのですけれども、そういう分も含めて、今後前向きに考えて、お互いに、議会の側もそうですし、執行部側もそうですし、考えていくべきことだと思いますので、これに関しては以上でよろしいです。

次に、津波記念碑なのですけれども、御蔵山ということで、適地として考えられるのはあそこかなというのはそのとおりで。よそを見てみると、北海道の奥尻のように、公園全体を一つのモニュメントのような感じにしてつくっていて、すぐそばに記念館があったのですけれども、そういう大がかりなものもあるし、あるいは宮城県のどこでしたか、浜辺なのですけれども、津波がこの高さまで来ましたよというでっかい石の碑があって、その両脇に亡くなった方の名前が全部刻まれているという、ある程度簡単な形のものもあるのですけれども、御蔵山の大きさを考えるとそんな大規模なのはできそうにないなど、あと予算的にも大きなのをつくると厳しいので、大規模なのはつくれないとは思っているのですけれども、ただ一人一人の名前というのが必要だと思うのです。なぜかという、知り合いの方が訪れましたとか、家族の方が訪れました、そのときにやっぱり一人一人名前を探すのです。探すときに、こんなに大勢の方が亡くなったのだなというのを改めて感じるというのがあると思うのです。そういう意味も含めて、一人一人名前を刻む形にしてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

お答えいたします。

町長答弁と重なるのですけれども、それも含めて今後の検討ということになります。町長は取材等にもお答えしていますが、津波があったということが風化しないようにするということが第一番というふうにもお答えしておりますので、それがまず第一番で、議員おっしゃるとおり、個人情報関係で明らかにできないところもありますので、それを碑にしてよいかどうか、あるいは碑にすることによってわかるというのも一面ではありますので、これは慎重に検討する必要があると思っております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

東日本大震災の前の明治とか昭和にも大きな津波があって、その碑が各所残っていたりするのですけれども、その碑だと個人の名前はなくて、人数だけが載っていたりするのですけれども、やはりそれだけだと弱いと思うので、個々の名前を刻むことについては前向きに検討していただきたいのと、あるいは遺族の中には反対する方もいるかもしれないのですけれども、前向きに考えてほしいなと思います。

次に行きます。津波の到達点等の表示の部分です。震災から7年がたとうとしていて、覚えているようで、結構忘れてしまう部分がありまして、宮古に行くと、宮古の役所のそばですね、あそこは震災当時、津波の写真とかよく使われていたのですけれども、実際どれぐらいだったっけと思い出そうとしても思い出せないのですけれども、あそこの歩道橋には今表示がついているのです。あの表示を見ると、この高さまで来たのだよなというのを改めて確認できるというか、という部分があって、宮古のような例はいいことやっているなと感じているのです。

山田は、今のところ鯨館のところに印があるだけなのですけれども、あちこち道路があるところ、道路のどこまで行ったとか、あるいはここの地点では高さ3メートルだったとか、4メートルあったというのを時間がたつと忘れてしまうので、そういう表示は必要だと思うのですけれども、検討していくということなのでもうちょっと具体的にはっきり答えてほしいのですけれども。例えば小谷鳥とか大浦、道路がありますけれども、この道路のどこまで水が来ましたよというの、今であればわかるのです。時間がたつと忘れてしまうかもしれないけれども。境田にしても、山中に上がっていく道路、ここまで水が来ましたよと、今だったら覚えている人いるけれども、そのうち忘れてしまうという。覚えている人がいるうちに、ある程度具体的に決めていったほうがいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

このご質問については、たしかおとしの12月議会で別の議員さんからご質問があって、そのとき

はどっちかといえば後ろ向きなご回答を差し上げたと思います。その後、課内で検討して、復興事業の効果促進で行う事業の中に避難経路とか避難場所の看板設置、そういう事業があると、その中で検討して、設置できるのではないかということで、そのときお話しされた道路とか国道沿いとか観光地、いわゆる海水浴場とか、そういうところどうですかということでお話しされたので、どのぐらいの数になるか、宮古はかなり大規模にやっていますが、国道にもありますし、鯨館にもありますし、主なところ、数は多くはならないかというふうに思いますけれども、今どこに必要かということのをこれから検討して、31年度事業で行いたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

効果促進でできるということは、町の持ち出しが少なくて済むという意味でいいのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課主幹。

○総務課主幹（倉本收郎）

効果促進事業については、復興事業ですので、町の持ち出しがないというふうに理解しておりますが、避難看板等々がこれからどの程度必要かということも検討していかなければならないので、そちらと調整をとりながらやりたいというふうに思っております。ご理解をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

町の持ち出しが少ない事業ですというのは、それはそれでいいことなのですけれども、何といつても風化が一番怖いというか、心配されるし、体験した私たちが後世に残さなければならないものが風化しないようにするということなので、到達点等についてはふだん人が通るようなところ、目立つところにすぐわかるような形のものを各所にぜひ残していただきたいと思います。これについては要望ということで、次に行きます。

みなし仮設の状況についてなのですけれども、23年10月時点で308戸あったみなし仮設が、今は63戸まで減少しているということなので、逆に考えれば、その当時使われていた部分が、アパート等が来てきているというふうに受け取れるのですけれども、でも私をもといた仮設に住んでいる方で、アパートを探している方がいるのですけれども、その人の話を伝え聞くにはなかなかアパートが見つからないよということなので、みなし仮設としてではなく、普通のアパートとして使われて、結局あきがないということなのかもしれないのですけれども、ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかもしれないのですけれども、みなし仮設を追い出されることはないかとの質問ですが、みなし仮設……というふうにつながっていくのですけれども、みなし仮設を追い出されるのではなくて、普通の仮設住宅

から出てアパート等に入りたい場合に、アパート等があいていないので、結局出られないという状況が生まれているので、そういう方に関しては行き先がはっきり決まるまでは、仮設等を追い出されることのないようにすべきだと思うのですが、その点について改めて答えをお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

民間のアパートで新居が定まらない場合というご質問であります。基本的には民間のアパートがないためという理由では特定延長の対象にはならないというふうに解釈をしております。県からもそのような回答をいただいております。民間のアパートを探すということよりも、災害公営住宅の入居を検討していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

その災害公営住宅に入居できる要件の方であれば、それも一つの手なのですけれども、そうではない可能性もあるので、何しろ行き先が定まらないうちに出ていけというのはやってはいけないことだと思うので、要件としてそういう要件はないということなのかもしれないのですけれども、とにかく追い出すことはないようにしていただきたいのですけれども、改めてお願いします。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

特定延長制度につきましては、入居者の再建方法、それから時期をお示ししていただいて、仮設住宅の入居の延長が認められるものという前提がございます。再建が明らかなことが条件でありますので、民間のアパートは、先ほど申したとおり、県のほうでは特定延長の対象とはならないということがございますので、基本的には退去の対象となるのです。ただ、強制的に出ていってくださいという前に、まずは個別具体の事案がそれぞれあるので、相談においていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

相談してほしいということなので、相談に乗るということなので、追い出されることはないというふうに受け取りますので、そのようにお願いします。

次に、豊かな浜の担い手事業で、よそから来る方のすみかとして仮設住宅を転用できないかという

点に関しては難しいということなのですが、仮設住宅でリースのものは譲渡できないけれども、リースではない、県で買い上げたものは、例えば山田町に払い下げというか、ができるように思うのですけれども、具体的に山田町にある仮設住宅で、県がリースで借りていて譲渡ができないものと、譲渡ができる場所というのはどこになるのでしょうか。何か所ぐらいあるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

リースの仮設住宅は、山中のところと多目的広場の2棟と把握しております。ただ、譲渡の話が出ているので、県の譲渡の考えは1棟単位で譲渡を市町村が受けて、新たに建築確認申請を提出して、再度基準法の規定に基づいて基礎工事等を施工して使用していただきたいということになるので、基本的に他用途への転用につきましては多額の費用が発生すると、今のままで利用するということとはできないということであります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

リースされているのが町民グラウンドと多目的広場だけですか。例えばタブの木仮設とかは、町で欲しいと言えどももらえるものなのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

町のほうで譲渡の申請をすれば、県から譲渡を受けることは可能であります。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

であれば、例えばタブの木の仮設は、メーカーさんがつくった仮設ではなくて、住宅メーカーさんがつくった仮設住宅なので、結構作りはいいと思うのですけれども、基礎の部分が木だったか、それとも鉄骨を並べて、その上に建物をつくったような気もするのですけれども。あそことかは、町で譲渡を受けて何かに使えるのではないかと思うのですけれども、例えば豊かな浜の担い手事業、よそから時々来る方に貸すようにしていったほうがいいのではないかと思うのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

まず、応急仮設住宅の建築基準法の取り扱いを答弁しなければならないのですけれども、あくまでも災害救助のための仮設建築に対して法の基準を適用しないということで、基準法上の県全域を区域として指定して、もろもろ緩和されているものであります。その対象の建築物は、被災者がみずから使用するために建築するものというふうに、被災者と限定されているものです。他用途に転用する場合は、今の建築基準法上で仮設の建物としているものを要は本設として申請し直さなければならない。今はタブの木の具体的な仮設住宅のご提案をいただいているものですけれども、あそこも基礎がないので、基礎を回さなければなりません。よって、基礎工事が必要となるということは多額の費用が発生するというので、簡単に今のままで利用するというわけにはまいらないということであります。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

以前に似たような質問を誰かがしたときには、ケビンハウス等を利用するような答えが返ってきたような気がするのですけれども、ケビンハウス等は本来観光客のためのものなので、ちょっと使い方が違うなと思った記憶があるのですけれども。実際何かのときに泊まる場所が必要だというときに、改めてつくることを考えれば、今ある仮設を解体してしまうのはもったいないとどうしても思ってしまうので、基礎工事からすると多額のお金が、どの程度なのかはちょっとわからないのですけれども、今出してくださいと言っても出てはこないと思うのですけれども、もうちょっと仮設の建物を有効利用という観点も含めて検討していただきたいなと、これも要望しておきます。

では、次に行きます。仮設住宅の備品の個人への譲渡に関してですけれども、不公平感が、退去の時期によって譲渡される方とされない方がいると不公平だということで、個人に対して備品譲渡は行っておりませんという答えなのですけれども、もらう、もらわないだけで考えれば不公平感はありませんけれども、ただ最初に出た方というのは高台等が最初に整備されて、早く自宅再建できて、出られた方なのです。今残っている方というのは、町で行った宅地の整備等がおくれて、公営住宅にしてもそうですけれども、町で整備がおくれたから結局残っている方なので、それを考えれば不公平ということはないと思うのですけれども、最初に出た方はもらえなかったけれども、後から出た方は、欲しいという方には上げてもいいと思うのですけれども、いかがなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

この備品の譲渡につきましては、確かにさまざまなご意見を頂戴しているところです。先ほど議員ご指摘のとおり、復興がおくれたから、その部分も不公平のところと考えてあげてはいかがだろうかということですが、一方で既に仮設を退去した方からは、後の人がもらうことがないように公平性だけは保ってほしいという逆のご意見もいただいているところ、事実です。町としては、譲渡を

進めることで不平等感を生じさせてしまうことを考慮して、個人への譲渡については行わないこととしておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

先に出た方が、後から出た方がもらえるのはずるいとかというのちょっとした了見が狭いような気がするのですけれども。とりあえず現時点では譲渡しないと決めているようですけれども、でももったいないですよ、正直。捨てられてしまうのだったら、使えるものは使ったほうがいいなと思うので、この譲渡に関しては、特に今残っている方は自宅再建等おこなっている方なので、欲しいという方には上げられるようにして、前向きにこれ検討していただきたいと思います。これについては以上です。

最後の町民体育祭に関してです。町民体育祭、確かに以前は町内各地区代表で構成された実行委員会で開催していたのはそのとおりなのですけれども、名目上はそうだけれども、実質的に事務行為を行っていたのは役場の生涯学習課というか、そちらの体育関係の方が行っていたように思うのです。町内各地区の代表は、各地区からメンバーを選ぶとき、あるいは実行委員長とか副委員長とかありますけれども、そういう部分、それは各地区代表が行っていたように思うのです。地区コミュニティーの再構築はこれからと認識しておりということ、それはそれでわかるのですけれども、でも正直言って町民体育祭、人集めは大変だったけれども、盛り上がったなという記憶が強いのです、私は。せっかく人工芝のいいグラウンドができたのだから、そのお披露目も含めて、人選は大変だと思いますけれども。体育祭の規模自体も、震災前のような大きな規模でなくてもいいと思うのですけれども、もうちょっと小ぢんまりしていてもいいと思うのですけれども、やってみるのも町を元気にする一つの方法かと思うのですけれども、いかがでしょうか、前向きに考えてもらえないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

黒沢議員の質問にお答えします。

震災前のように、町民体育祭、にぎわいをという思いはわかりますけれども、担当課とすれば2つの面で開催は難しいのではないかなと考えております。1つは、ラグビー・サッカー場ということですが、あそこのグラウンドはラグビー、サッカーに適した面積、使用面積しかありません。以前体育祭をやった町民グラウンドは、サッカーのグラウンドの周りに400メートルの陸上のトラックがあって、それも6レーンぐらいあって、またその周りにもスペースがあって、そこに町内11地区から1,200人が集まったということで、面積的には半分以下、町民グラウンドの半分以下ですので、広さ的にまず無理であるというふうに考えます。

また、規模を縮小してという話もありましたけれども、2つ目は、教育長の答弁にもありましたけれども、今各地区のコミュニティーができていない、再構築の中、また中心部については住宅がまだできておりません。そういった中で、一般町民の方が町民体育祭を開催したいというふうな機運にはまだなっていないというふうに考えますので、そのような状況から判断するに、今現時点で町民体育祭を開催するのは非常に厳しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

2つの点で無理ということなのですが、面積の部分に関して言えば、競技内容等を考えれば十分対応可能かなとは思いますが、高齢化が進んでいますので、以前のように走り回るようなのは難しくなっているのではないかと思うので、面積に関しては大丈夫ではないかなと。

もう一つが町民の機運がそういうふうな状況ではないでしょうかということなのですが、それはそれでわかるような気もするのですが、でも震災があって、その後例えばお祭りやるかどうかというときに、お祭りなんかやっている場合ではないよねという考えと、いや、こういうときだからお祭りやって元気を出すのだというような2つの考え方があって、結局お祭りというのはやってきたと思うのです。だから、町民体育祭についても似たような意味合いもあるのかなと私は思うのですが、事務方は大変かもしれないし、人集めも大変かもしれないけれども、あえて行うことで町が元気になるのではないかなと思うのです。執行部の答弁は答弁で、これ変わらないとは思いますが、これも最後要望になってしまうのですが、町に元気を出すという意味も含めて、もうちょっと検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（昆 暉雄）

4番黒沢一成君の質問は終わりました。

11番菊地光明君の質問を許します。11番。

○11番菊地光明議員

11番、新生会、菊地光明です。通告により質問いたします。

1点目、男女共同参画について。今回の施政方針について、これまで歴代の首長は女性の社会進出や活躍に対しての思いを発信してきましたが、今回の施政方針には一行もなく、残念でした。特に今回開催されたオリンピックで活躍しているアスリートの中にも女性が多い中、町は女性の社会進出についてどう考えているのか、詳しく示してください。また、担当部署についても教えてください。

2番目、施設の長寿命化について。各種集会所について、長寿命化を図るようだが、同じように体育館を初めとするスポーツ施設はどうするのか。特に屋根のさびが目立つのは、高規格道路から見え

る桜野地区の体育館です。また、被災した大沢、山田、織笠、船越地区の集会所の再建について着手するようだが、詳しく示してください。被災しなかった織笠の集会所も、被災した集会所と同様の再建方法なのか教えてください。

3番目、産業振興について。(1)、各種イベントなどを通じて殻つきカキのブランド再生に取り組むようだが、これからはみずからの力でブランド化再生並びに出張販売に取り組んでいる漁家の皆様に交通費等の補助制度を考え、振興を推進するべきであると思うがどうか。

(2)、アワビ、ナマコの種苗放流事業の継続は大変よいことであるが、現在までの放流事業の効果調査をしているのか。また、調査内容により将来計画すべき問題点は何か詳しく示してください。

(3)、漁具等倉庫復旧整備支援事業により、現在まで何人の漁家が活用して、今後何人の予定があるのか。また、支援事業の補助率等を詳しく示してください。

(4)、新規就業者に対しての助成について、現在まで何人が利用して、何人が就業しているのか、詳しく示してください。

(5)、今後のブランド化の取り組みについて詳しく示してください。

4番目、観光振興について。(1)、前山田病院を新たに観光拠点として取得するようだが、この観光拠点となる施設の目的や規模等、財源を含め、活用計画等を具体的に示してください。

(2)、山田湾は、国立公園で最北の海域公園地区に指定されるようだが、この指定についてメリット、デメリットについて詳しく示してください。

5番目、奨学金について。32年度までの期間限定で返還不要の給付型奨学金を設定しているようだが、この奨学金について29年度何人募集に対し何人応募したのか。また、希望しても漏れた方のその後のケアはどうだったのか。その反省の上に立って総括したのか、詳しく示してください。また、この制度が何年間継続可能か、その見通しも示してください。

6番目、埋蔵文化財について。恒久的な埋蔵文化財収蔵施設の整備に着手するとのことですが、いつからどこに計画しているのか、詳しく示してください。

以上、壇上よりの質問を終わります。再質問は自席より行います。

○議長（昆 暉雄）

答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤信逸）

菊地光明議員のご質問にお答えさせていただきます。

1点目の男女共同参画についてお答えします。まちづくりには、政策や方針の決定過程に女性の視点や意見を取り入れることが重要であると認識しており、さまざまな分野において女性の参画を推進しております。昨年3月に策定した第2次キラリやさしいまちだ男女共同参画推進プランでは、審議会等委員の女性登用を目標値30%に設定した取り組みを進めており、平成29年4月1日現在では23.4%となっております。今後においても積極的に登用を図りたいと考えております。

なお、男女共同参画についての担当部署は、生涯学習課となっております。

2点目の施設の長寿命化についてお答えします。集会施設と同様に、体育館を初めとするスポーツ施設については、適正な管理に努め、長寿命化を図ってまいります。桜野地区の健康増進センターについては、改修が必要であると認識しておりますが、事業費が多額になることが予想されることから、十分な検討が必要であると考えております。

次に、被災した大沢、山田、織笠、船越地区の集会所の再建についてですが、大沢地区では下条地区に108平方メートル、浜川目地区に64平方メートルの集会所を、山田地区では長崎地区に240平方メートルの集会所を、織笠地区では織笠第1団地に451平方メートルの織笠コミュニティセンターを、船越地区では船越第5団地で64平方メートルの集会所の再建を計画しており、平成29年度に着手する予定で進めております。

長崎地区の集会所は、F I D Rからの寄附金と過疎債を充当いたしますが、いずれも復興交付金を活用して再建することで進めております。

なお、織笠コミュニティセンターは、被災はしていませんが、織笠第1団地の整備に伴い、解体しております。

防集事業、区画整理事業、災害公営住宅整備事業において生活再建する被災者に加え、既存宅地住民の一体的なコミュニティー活動の中心となる施設として整備することで、他の被災した集会所と同様に、復興交付金を活用した再建を進めることとしております。

3点目の産業振興についてお答えします。1つ目のブランド化の推進については、漁業者が6次産業化の取り組みとして行う加工販売や、町外での販売を通じて、加工品や水産物のPRを行っており、町としても物産展などの各種イベントでブランド化の推進に取り組んできたところであります。ご質問の交通費等の補助制度については、現時点では考えておりません。

2つ目のアワビ、ナマコの種苗放流事業の効果についてですが、漁獲されたアワビのうち、放流具が占める割合を調査する混獲調査を実施しております。調査結果については、震災後2年間放流ができなかったことから混獲率は年々減少していましたが、平成25年度から種苗放流が徐々に再開されたこともあり、28年度からは増加に転じており、種苗放流の一定の効果はあるものと認識しております。

なお、ナマコについては、天然物と放流物の選別が困難であり、専門的な調査が必要となることから、混獲調査は実施しておりません。

種苗放流事業は、27年度から31年度まで5年間を計画しておりますが、放流効果を検証した上で事業の継続を検討していきたいと考えております。

3つ目の漁具等倉庫復旧整備支援事業についてですが、これまでに本事業を活用している漁業者は21人で、今後も年間10人程度の申請を想定しております。事業内容については、漁業者が被災した漁業用の倉庫や作業場を復旧する場合は費用の2分の1、限度額60万円を補助するもので、申請期間は平成32年度までとなっております。

4つ目の新規就業者に対する助成についてですが、震災後に創設した町単独事業の豊かな浜の担い手育成支援事業により、これまでに新規就業者30人に対して助成を行っており、全員が就業しております。

5つ目のブランド化の取り組みについてですが、殻つきカキを初め、水産物のブランド化を推進するためには、安心、安全で質のよい水産物を生産するとともに、消費者に広く周知し、信頼を得ることが重要であると考えております。引き続き漁協と連携して、水産物の付加価値向上に努めるとともに、各種イベントなどを通じて周知を図ってまいります。

4点目の観光振興についてお答えします。1つ目の柳沢地区の前県立山田病院跡地についてですが、平成30年度中に取得し、新たな観光と物産の中心となる施設として整備したいと考えております。現時点の構想としては、三陸沿岸道路にサービスエリア、トイレが設置されないことに着目しており、立ち寄り目的を持つ拠点施設を描いております。財源については、施設の内容により検討を進めてまいります。

2つ目の海城公園地区の指定についてですが、海城公園地区は海域の景観と生物資源を保護するため、国立公園、国定公園内に設けられる特別な海域で、山田湾はリアス式海岸の湾部にあるすぐれた内湾景観が評価され、指定されることになったものです。工作物の設置や海面の埋め立てなどの開発行為に対して、一定の制限をかけることで景観などを保護するほか、海城公園地区という名称をブランドとして使用できるメリットがあります。

なお、この指定により漁業や船舶の運航、マリンスポーツ等、これまで湾内で行われてきた活動が制限されることはありません。

5点目の奨学金についてお答えします。平成29年度の山田町育英会への応募者数は、大学生枠5人に対し12人、短大及び専門学校枠2人に対し14人、高校生3人枠に対し4人でありました。

残念ながら採用にならなかった方については、不採用通知でお知らせしておりますが、その後の問い合わせ等はありません。

また、この制度は、今年度から実施したところであり、総括については6月開催予定の山田町育英会総会において協議してまいります。

なお、33年度以降については、今後制度のあり方等も含め検討してまいります。

○議長（昆 暉雄）

教育長。

○教育長（佐々木茂人）

6点目の埋蔵文化財についてお答えします。

復興事業に伴う発掘調査により出土した多数の遺物を恒久的に保存管理する収蔵施設の整備については、平成30年度事業着手を目指し、建設場所及び設備内容等について復興庁と協議を進めているところです。

○議長（昆 暉雄）

再質問を許します。11番。

○11番菊地光明議員

最初からいくと時間がなくなるので、今回は最後からいきたいと思います。

埋蔵文化財について、30年度事業着手を目指し、建設場所、建設内容等について復興庁と協議を進めているところだと、30年度というのは来月からですよ。29年度中に協議が終わって、30年度から着手するというのでいいのですか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

答弁のほうでは、現在復興庁と協議中ということで詳しくは答弁していないわけですが、現在建設場所を2案に絞って復興庁のほうと協議しております。その場所が決まれば、その後は30年度に入ってから基本設計、それから30年度中に建設工事というふうになります。建設のほうは、収蔵庫、簡単な建物というわけではないですが、建物のほうについては年度内に完成ということになるかと思いますが、収蔵保管するための備品関係がいろいろありまして、特に鉄製品については温湿度の管理を厳密にする必要があるかということ、備品管理については31年度というふうになる見込みで今進めているところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。であれば、2案というのはどこどこか、まず教えてください。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

1案については、鯨と海の科学館付近の西側の線路に面したほうのちょっと高くなったところ、以前松林がありましたけれども、あそこの町有地になります。それから、2案は、大沢の前の消防庁舎の敷地、建物の前の部分、訓練場というのですか、そこで協議を進めております。町のほうとすれば、大沢のほうに絞ってというふうに今内部的に話を詰めているところでございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。であれば、そのことはいいのですが、これ当初予算に計上しているのですか。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

当初予算に計上しております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、今協議を復興庁と進めるといって、どういう建物になるかということになれば、予算委員会で今度は委員の方々から質問が来ると思います。提案している予算書の中に物がまだわかりませんという提案はできないと思うので、私はこれで納得しますけれども、もしかしたら予算委員会で皆さんから質問が来ると思うので、ちゃんとしておいたほうがいいと思います。

2点目の奨学金についてです。まずお伺いしたいのは、32年度までとした根拠を教えてくださいけれども。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

ここは、総会の中で復興完遂期に向かう町のスケジュールに合わせて子供たちの背中を押し進めようということ、特にも仮設から本設に移る子供たちがこの期間に多くなっていくだろうということで、この期間が決定したところでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

奨学金の原資がなくてそうしたということではないということですね。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

この原資についても、当然参考にしなければならない部分でした。人数を決める中でも、この原資をもとに積算しながら人数であったり。ただ、期間については、町長の思いもございまして、この復興完遂期に合わせた期間ということで出したところです。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

町長の思いがあってそうしたということであれば、33年度以降についても、私の提案です。今震災7年目です。震災のとき、混乱した中、小学校に入学した子供たちがことし中学校になります。その子供たちが高校終わるときまであと6年です。一番苦勞したのが今度中学校に入る子供たちで、右も左もわからない状態で、運動会もろくにできないで卒業した子供たちです。その子供たちが大学に行くときまで、せめてそういう、育英会で検討するということですが、そういう検討はないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

今議員おっしゃるとおり、一年でも長く、一人でも多くの子供たちにこうしたことができれば本当にいいなというふうに思うのですが、次は基金の原資の問題になるのです。議員の質問のところは何年度まで継続可能かを数値化していなかったのは、2つの要素なのです。実は今、貸与型で戻ってくるお金もあると、あと基金として残っているお金もあると、これが今後どう合わさっていくのかの見通しも含めながら。ただ、全て戻ってくるだろうということで予想しますと、平成35年度までは今と同じ形でできるかなと。ただ、今と同じ形をとると、平成36年度は基金がマイナスになるということで、全く今と同じ形であれば35年度で基金が底をつくという形になります。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

基金が枯渇するというのはわかりました。

では、参考までに、山田町役場職員で会員というのは何人いるのですか。

（「山田町職員だけ」と呼ぶ者あり）

○11番菊地光明議員

大体でいいですよ。

○議長（昆 暉雄）

教育次長。

○教育次長（箱山智美）

済みません。町職員だけの会員は、ちょっと今手元にないのですが、本年度の会員数全てでいくと145名が会員ということで、会費のほうをいただいているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。145名ということで、山田町役場の職員だけでも200名近くいると思いますので、大体わかります。町長の思いを全職員が酌んで、皆さんが一人でも多く会員になることを期待しています。これはいいです。

では、次に行きます。山田湾が海域公園になるというメリットはわかったのですが、これについてはデメリットはないということによろしいのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

町長答弁でお答えしたとおりで、これまでと従来の使い方が変わるものではないと認識してございますので、デメリットはないものと思っております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

私は、これができるので、もしかしたら海域公園なので、新たに山田町に対して航路の設定などできるのかなと思ったのですが、航路は設定できないということでもいいのですね。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

利用の目的というところもかかわってきます。町長答弁でもございましたが、あくまで利用の仕方に一定の制限をかけられるということで、開発行為等の乱開発等がないということがメリットでございますので、町として航路等の申請等はできるということになってございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

今町として航路の申請ができるということなのですから、それ答弁間違いでなく、できるので、確認しておきますけれども。航路ができる、できないは、大きい問題になるので。本来山田湾は、漁船用の漁業者の航路と県北バスさんが行っている観光船の航路しか私は記憶にないのですが、昔は大浦に向かうモーターボートの航路もあったのですが、それ以外にも町として申請できるという、確認しておいていいのですね。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

申しわけございません。答弁がかなり舌足らずでした。金曜日の日にご質問があった海童丸等を町

として利用する場合は、町としてとれるということで、今議員おっしゃられたように、漁業者が使ったり、あとは運航事業のために航路をとらなければならないという従来のやり方はそのとおりでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、さっきの答弁を訂正しておいたほうがいいと思います。あくまでも臨時的に活用するときには航路ができると。これとれると皆さんに出しますと、漁業者から猛反発が来ますよ。漁業者用の航路を町が占用できるということになります、本当にいいのですね。

○議長（昆 暉雄）

確認をとってください。協議をして。水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

ただいま議員におっしゃられたとおりですので、一番最初にお話しした件については訂正させていただきます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。あとは、これにより埋め立て等の開発行為が禁止となるということなのですが、そうした場合、今現在防潮堤で埋め立てするのは該当になるのですか、ならないのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

山田湾の海域というふうにお話ししておりますが、厳密には陸地に触れる部分については、今おっしゃられたような部分での工事等の施工があると想定されてございましたので、湾部の中の陸地に近いところについては海域公園からは外させていただきます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

それだと全然話が違ってくるのではないの。都合がいいところは外れるといたら、ちゃんとそのように説明してもらわないと。

では、逆な質問で、きょう3番議員が質問した浜川目の防潮堤、あそこを直すということだが、あそこは完全に海になっていますよね。海の中にあります。それは、どうなるのですか、そういうところは。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

山田湾の中に海域公園という指定をされてございますが、これ詳しく申しますと、ポイント、ポイントで結ばれた線の中において海域公園という指定がされてございます。議員がおっしゃられた部分での防潮堤等の工事で海際が使われるという部分については、海域公園の中からは外されてございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。であれば、養殖いかだがあるところは海域公園から外れているということでのいいのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

その部分につきましては、先ほど申したとおり、漁業活動等については従来どおり使えますので、外れている部分も部分的には出てきますが、海域公園に指定されている中にいかだがあるものについても、従来と使い方は変わらないというふうになってございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

そうでなく、いかだが並んでいる、これからもいかだがふえるかもしれませんが、そのいかだがあるところは海域公園の指定から外れているという考えでいいのかということですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

区域の中に一部入ってございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

一部入っているということで、一部入っているのもあると。ただ……それ以上強く言ってもあれなので、ではこれは一部入っているということで、納得します。

観光振興についてお聞きします。これについては、同僚議員が質問したので大体わかるのですけれ

ども、これから山田病院跡地について議論するとき、道の駅という前提で議論を進めていいのかどうかだけ確認させてください。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

お答えいたします。

私どもが目指しているのは、観光と物産の新たな拠点でございます。ですから、もう少し大きいイメージで持っていければいいなと思います。その中の一つが道の駅の機能を持つというイメージを進めたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば、道の駅だけではなく、それをもっと、道の駅はごく一部であって、そういうエリアで、これから多分皆さんが次のいろいろと議論になると思うのです。ですから、議論するとき、答弁が、皆さんが困らないように、本来であれば道の駅であれば道の駅というのであれば議論もしやすいし、それ以外にも大きいのがあれば大変だなと思って、それで確認したのです。ですから、道の駅が一部分でなく、道の駅が9割ぐらいとか、半分ぐらいであれば、それらを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

おっしゃるとおりでございます。えてして道の駅をつくるという議論になりがちでございますけれども、もう少し大きい範囲で、町長も夢のある政策とおっしゃっていますので、夢のある政策を皆さんとともに実現したいと。

9割になるか、8割になるかは、今後皆さんも含めて議論していきたいと思っております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では次に、産業振興についてお伺いします。

まず、6次産業化の取り組みについては、各種進めていきたいということですがけれども、例えば商社をつくって進めるのもいいのですけれども、そういうのに加入しないで独自に6次化というか、加工販売している方々、これから自分が生きるためにもそういう方々がふえてくるのではないかと思います。そういう方々に後押しするという考えはないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

議員が今おっしゃられた部分につきまして、町長答弁にもございます漁業者の方がそれぞれ取り組んでいるというところについても、一つの活動になるのかなというふうには捉えてございます。ただ、ご質問ありました補助につきましては、漁業者の個々に対して補助に当たると、個々の助成になるということになるかと思いますので、現時点では難しいということと考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

現時点では難しいという考えですけれども、例えば東京や何かに観光協会などを通じて町の職員も行きますよね。その観光協会さんと一緒に行っている民間の業者さんもいっぱいいますよね。そういうときの取り扱いというのは、その取り扱いに対して町として一生懸命応援していますよね。それも手助けの一つだと思うのです。そういうものをほかにも広げていけないかと。ただ単に交通費の補助ではなく、そういういろんな補助の仕方もあるのではないかということなのです。だから、観光協会、役場と一緒にいった方々はそれで済むし、自分独自で行っている人たちはないので、それらの整合性はいかがかなということなのです。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今議員おっしゃられたとおりで、町が進めているもの、あるいは観光協会を含めてPRしているものにつきましては、今おっしゃられたとおり、観光協会、あくまで委託した格好で進めておりますけれども、それと漁業者が行うもの全て含めて、ブランド化に向けての活動になるのかなというふうには考えてございます。ただ一方で、これも繰り返しになりますが、個々への補助という部分のところについては考えていかなければならないのかなというふうに思っております。現時点では答弁といましては難しいのかなというふうに答えさせていただきます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では、わかりました。

次に、アワビ、ナマコの放流についてですが、28年度からは増加に転じており、種苗放流の一定の効果があると認識しているということですのでけれども、まずアワビから、それであれば放流効果、混獲調査はしているのでしょうかけれども、混獲割合、110号、111号、112号の割合はどうなっていますか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

震災後にアワビの混獲率については調査を進めてございまして、震災以前につきましては112号の調査を行ってございまして、112号につきましては混獲率が28.8となっております。それから、111号につきましては、混獲の調査を始めたのが28年となっております、その間行ってございません。110号につきましても、同じように現在行っていないところでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

混獲調査を行っていますとあって、111号は28年度したと、110号は全然していないというのはどういことですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。マイクを使って話をしてください。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

答弁いたしました部分につきましては、混獲調査を実施している部分について述べさせていただいてございます。ちなみに、112号につきましては、震災後におきましても調査してございます。混獲率が順次、24年が34%、25年、24%というふうに落ちてございまして、27年で7.4%まで混獲率が落ちてございます。28年度から混獲率が、28年度が8.4、29年度が17.4と上がってございまして、こちらについては放流をしなかったときのものが放流サイズになる年に混獲率が落ちており、放流を始めたものが徐々に漁獲サイズになっているというふうに捉えてございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

だから、山田町にとっての漁業権は110号から112号まででしょう。混獲調査は一部しかやっていないという理論ではないですか、これだと。違いますか、震災後。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

110号につきましても、体制がなかなかとれない中、役場の職員が開口日に出向いて、実際に混獲率をつくってございますが、一斉に各地区で上がったものをとれなかったということがございまして、データとしては乏しいということで発表ができないということで、実際しているのは111号と112号ということで答弁をさせていただいております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

データが乏しいというのは、そういう答弁でいいのかわかりませんが、混獲調査は町だけでなく、実際に受益を受ける漁協さんと一緒にしないのですか、これは。違うのですか。

○議長（昆 暉雄）

しっかり答弁してください。マイクを使いながら、わかるように答弁してください。水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

船越湾漁協につきましては、震災後から一緒に漁協とともにしてございます。ですので、今回ご提示できるような調査のデータが残ってございます。一方で、三陸やまだ漁協にも同じように混獲の調査ということで進めていくのは当然なのですけれども、なかなか震災からの中での人的なものもございまして、進められなかったというのが正直なところではあります。実際混獲の調査をしたいということで、この話は漁協にも話をしてございまして、何とか漁協とともに進めていきたいというふうに思っております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

漁協と一緒に進めていきたいというのは、ことしからという理解でよろしいでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

27年度から放流し始めてございますが、町の補助でも。30年度の分につきましては、漁獲サイズになるものと思っております。30年度からの混獲調査、金曜日の日に12番議員さんにも言われましたけれども、混獲調査だけが全ての調査ではないのですけれども、一つの指標にはなるということで、何とか三陸やまだ漁協にも、補助の効果があるかどうかというのは30年度からの漁獲になってくると考えてございますので、そこは何とか一緒に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

混獲調査も一緒に進めたいと。では、放流はどのようになっていますか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

放流につきましては、27年度から町の補助での放流というのを開始してございます。27年度19万

6,000個、28年度が16万6,000個、29年度が23万4,000個というふうに放流を実施してございます。

（「質問と答弁が」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長に申し上げます。今調査をしてどのような効果があるかという話をしていますので、例えば三陸やまだ漁協に何ぼ、船越何ぼとか、そうやって、110号に何ぼとかというのがわかれば教えてやってください。答弁してください。

（「議長、いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

であれば放流ということは、例えば放流するときは漁協だけですか、役場も行っていますか、両者で行っていますかと。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

申しわけありません。今議員がおっしゃられたように理解、うまくできませんでした。

放流に関しましては、三陸やまだ漁協及び船越湾漁協、それぞれ独自に放流を任せてございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

独自に放流したのを、費用対効果を調べるのだから、町が行ってやらないとだめでしょう。例えばことしはこの地区に放流したと、来年はこの地区に放流するとか、そういうのをした場合、12番議員さんも言いたいそ焼けとか、餌がないとか、そういうのを見ながら放流すべきでしょう。漁協がどこに放流しているのかわからないで、費用対効果を調べられますか。だから、ことしはこの地区にしたと、例えば赤平のところにしたとか、来年はここにしますというのを、そういうのを追跡調査していかないとだめではないかと思うので、放流はどうなっていますかと聞いたのです。それは、従来どおり漁協にお任せするのですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

既に放流をしてから3年過ぎまして、残りの期間ございますが、放流効果があらわれてくるのがことしの漁期の分からということでございますので、その辺は議員おっしゃられるように、漁協とまく場所等について一緒に進められるかどうかについては考えていかなければならないかなというふうに

思っております。

(何事か呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

暫時休憩をいたします。

午後 3時26分休憩

午後 3時40分再開

○議長 (昆 暉雄)

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番議員におかれましては、すばらしい質問を行っておりますが、今後予算委員会等がございますので、予算委員会には専門職員が来ますので、本日は政策論争だけお願い申し上げたいと思います。ご協力のほどお願い申し上げます。

質問を許します。11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。答弁は要りませんので、次に進みます。

次は、ナマコですが、これ見るとナマコの混獲調査は難しいということなのですけれども、今ナマコはアワビ、ウニと同じように最高級食材なのです。それは皆さんご理解していたと思うのですけれども。大体売るのはどのくらい、一番わかりやすいのは売るのに成長する期間というのは何年ぐらいなのでしょう。

○議長 (昆 暉雄)

水産商工課長。

○水産商工課長 (武藤嘉宜)

議員のご質問ですが、申しわけございません、把握してございません。

○議長 (昆 暉雄)

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。であれば、提案ですけれども、せっかく放流するのだから、本来何グラム以上はとってはならないということになっているらしいのですけれども、せめて5センチとか何センチ以下は、アワビは9センチ以下はとってはならないとか、そういうのを組合と協議しながら、町長の思いで補助金を出しているのですけれども、そういう協議の場を設けて進めていってほしいのですが、それはどうでしょうか。

○議長 (昆 暉雄)

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今議員おっしゃられた部分については、私も含めその辺知らなければならない部分でもございますので、進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

では次に、新規就業者についてだけ、これまでの新規就業者30人に対して助成を行って、全員が就業しておりますと言うのですけれども、これの内訳というのは把握していますか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

ただいまの新規就業の形態でございます。漁業形態が養殖である者が3、漁船漁業である者が5、それから養殖漁船兼業である者が2、最後に定置が20ということで、合わせて30となっております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。これについては、これ以上追求しません。全員が就業しておりますという答弁を正確にそのとおりとりますけれども、私が知っている情報とは違いますので、これはもうこれ以上追求しません。それらについては追求しませんので、しっかり調べておいたほうがいいと思います。

次に、長寿命化につきまして、特に健康増進センターですけれども、私はその当時建築に携わった職員として、屋根を赤くしたったべかなと思ったのですけれども、あの当時そんな奇抜なのをつくるはずがないなと思って、よくよく調べたらさびでした。やはり高規格道路に乗ると一番最初に見える町のでっかい施設です。やはりあれは何とか早急に直す工夫をお願いしたいと思いますが、その考えはないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

今議員おっしゃられたように、復興道路からも見えますし、下の道路からも見える状況でございます。雨だれも茶色いのがぽつぽつと落ちている状況でございますので、前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。これ以上は言いません。

それと、集会所はわかったのですけれども、私が一番心配したのは、被災した集会所となっていたので、私が聞いたかったのは織笠コミセンなのです。織笠コミセン、やはり小さい集会所をつくるのが正しいのですけれども、中核施設を最初につくってあげないとまずいのではないかと思ったので、それらについての考えをお聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

確かに議員おっしゃるとおり、被災をしたで全て網羅されるかという、そうではないというのが現実でございます。特に織笠のコミュニティセンターは被災をしておりません。あそこの織笠の高台団地をつくる際に解体をしたという事実でございます。おっしゃるとおり、中核的な施設でございますので、まずは織笠のコミュニティセンターをつくって、そこを中心にコミュニティ協議会が活動していただくというのが基本的なところでございます。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。わかりましたが、何年度をめどに建築する計画があるのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

織笠コミュニティセンターについては、地元と複数回、検討協議を重ねておまして、大体設計図はできておりますので、速やかに入札等にかけて建設をしまいたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。速やかにという言葉はいいので、それが何十年度が入ってこないで、速やかにということで、わかりました。早くしないと、皆さんが。

それから最後に、男女共同参画につきまして、担当部署が生涯学習課というので生涯学習課長に聞いた方がいいのかどうかかわからないのだけれども、県では女性活躍推進員というのを配置する予定なのです。これは、企業訪問だの研修会などもして女性の登用を図るとい、県では配置する予定なので、すけれども、これらについては生涯学習課長が答弁でいいのかな。これらについて、町とすればどういう考えを持っているのか、お聞かせください。

○議長（昆 暉雄）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中屋佳信）

男女共同参画推進プランにつきましては、申しわけありませんが、今菊地議員が言った委員についてはちょっと詳しいところはわかりませんが、いずれ男女共同参画推進プランについては、各分野、町の最上位の総合発展計画に位置づけて、あとはそれぞれの分野を横断するというので、政策、産業、福祉、教育、町民生活、それぞれの分野ごとに担当課が関係課と連携を図りながら進めていくというふうな格好になっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。これについては、県も2月の定例会で発表していますので、本来であれば私は、これは総務課でないかなと思ったのですが。

それで最後に、山田町における幹部職員の女性登用というのが計画では何%になっていますか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

それでは、町職員のことですので、総務課のほうからお答えします。

この部分につきましては、具体的な目標値というものは設定しておりませんが、今年度当初の女性の占める割合というのは19%ほどになっています。

（「19%というのは職員の中の19%、幹部職員の中」と呼ぶ者あり）

○総務課長（佐々木真悟）

幹部職員の中で女性職員が占める割合ということです。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。

以上をもって終わります。

○議長（昆 暉雄）

11番菊地光明君の質問は終わりました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午後 3時50分散会

平成30年第1回山田町議会定例会会議録（第22日）						
招集告示日	平成30年 2月 7日					
招集年月日	平成30年 2月13日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成30年 3月 6日午後 1時00分			議長	昆 暉雄
	散会	平成30年 3月 6日午後 3時08分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 13名 欠席 0名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2			9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	○	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	○
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	3番 佐藤 克典		4番 黒沢 一成		5番 田老 賢也	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	福士 雅子		書記	齋藤 絢介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	長寿福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康子ども課長	野口 伸	○
	副町長	鈴木 裕	○	建設課長	川守田 正人	○
	技監	山下 真徳	○	建築住宅課長	芳賀 道行	○
	総務課長	佐々木 真悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政勝	○
	総務課主幹	倉本 收郎	○	上下水道課長	後藤 清悦	○
	財政課長	古舘 隆	○	消防防災課長	小林 達広	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳一	○	教育長	佐々木 茂人	△
	会計管理者兼 税務課長	白土 靖行	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	川口 徹也	○	生涯学習課長	中屋 佳信	○
	水産商工課長	武藤 嘉宜	○			
	町民課長	昆 健祐	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年第1回山田町議会定例会議事日程

(第22日)

平成30年 3月 6日(火) 午後 1時開議

- 日 程 第 1 報告第4号 小谷鳥漁港災害復旧(28災43号南防波堤)工事の請負変更契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 2 報告第5号 山田町新斎場建設工事の請負変更契約の専決処分の報告について
- 日 程 第 3 議案第4号 山田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 日 程 第 4 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 5 議案第6号 火葬場条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 6 議案第7号 山田町国民健康保険条例及び山田町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 7 議案第8号 山田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 8 議案第9号 山田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日 程 第 9 議案第10号 山田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- 日 程 第10 議案第11号 山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日 程 第11 議案第12号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 日 程 第12 議案第13号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 日 程 第13 議案第14号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日 程 第14 議案第15号 財産(土地)の処分に関し議決を求めることについて
- 日 程 第15 議案第16号 字の区域の変更に関し議決を求めることについて
- 日 程 第16 議案第17号 山田町林産物展示販売施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日 程 第17 議案第18号 柳沢北浜地区土地区画整理事業排水路築造(その2)工事の請負契約

の締結に関し議決を求めることについて

日 程 第 1 8 議案第 19 号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて

平成30年 3月 6日

平成30年第1回山田町議会定例会会議録

午後 1時00分開議

(議事日程等別紙)

午後 1時00分開議

○

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

○

○議長(昆 暉雄)

ここで執行部側の出席者について申し上げます。

佐々木教育長は、忌引きのため欠席していることをご報告します。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。本日の日程第1としておりました一般質問は昨日で終了していることから、これを日程から削除し、お手元に配付の日程のとおり変更したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、報告第4号 小谷鳥漁港災害復旧(28災43号南防波堤)工事の請負変更契約の専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長(武藤嘉宜)

報告第4号 小谷鳥漁港災害復旧(28災43号南防波堤)工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成29年第1回山田町議会定例会において議案第29号として請負金額5,994万円で議決をいただき、大坂建設株式会社が施工中の工事であります。

それでは、変更の概要について説明いたしますので、資料2をごらんください。工事内容は、陸上で製作した消波ブロックを海上運搬し、南防波堤の赤で着色した部分に据えつけるものです。今回の変更は、消波ブロックの製作場所を変更したことに伴い、消波ブロックの運搬方法及び運搬距離を変

更するものです。当初県との調整により、消波ブロックの製作場所として大浦漁港を想定していましたが、より施工性のよい船越漁港が確保できたことから、消波ブロックの製作場所を船越漁港に変更し、運搬方法を当初予定していたトレーラーによる陸上運搬と起重機船による海上運搬から、起重機船のみの海上運搬に変更したものです。

次に、請負変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額5,994万円から消費税込み金額198万3,960円を減じた金額5,795万6,040円で、去る2月5日に請負変更契約を締結したところであります。

以上、報告としますので、よろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

変更時期が2月5日ですか。その前に変更できなかったのですか。製作場所が決定した時点で、もう変更ができるのではないですか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

変更につきましては、先ほどご提案したとおりでございまして、今回の部分につきましては製作及び据えつけだけでございますので、ほかに変更要素がないということで、最後に修正するということで進めてまいりました。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

そんな変更はないのではないですか。要するに、つくる場所が変わるということは、全体的な段取りが変わってくるのです。それを考えた上で業者は動くのだから、そういう変更をやっていなければおかしくなる。高くなるのであれば、俺は何も言わない。安くなる部分というのは、業者はすごく困るのです、後で。そういうのをちゃんと明確にしておかないで、あとは変更するのがないから、最後になってやりますというようなのはおかしい。おかしくないか。

○議長（昆 暉雄）

暫時休憩をします。

午後 1時05分休憩

午後 1時06分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

答弁を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

議員ご指摘の件についてでございますが、工事を施工して始めるに当たりましては、変更指示書の中で業者と確認をして進めてございます。ですので、今回上げたところでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

以上で報告第4号を終わります。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第2、報告第5号 山田町新斎場建設工事の請負変更契約の専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。建築住宅課主幹。

○建築住宅課主幹（佐々木政勝）

報告第5号 山田町新斎場建設工事の請負変更契約の専決処分の報告について、その概要についてご説明申し上げます。

本工事は、平成29年第1回山田町議会定例会において議案第31号として請負金額4億7,952万円で議決をいただき、株式会社佐々木組が施工していた工事であります。

それでは、変更の概要についてご説明いたしますので、資料2をごらんください。今回の変更は、湧水対策として排水用暗渠管、ピット排水用ポンプ等を設置したことによる変更で、①と③で表示した部分となります。また、雨水対策としてといを設置したことによる変更で、②で表示した部分となります。

次に、請負変更契約についてですが、資料1をごらんください。変更前の請負金額4億7,952万円に消費税込み金額284万2,560円を加えた金額4億8,236万2,560円で、去る2月6日に請負変更契約を締結したところであります。

以上、報告としますので、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

○議長（昆 暉雄）

日程第3、議案第4号 山田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

議案第4号 山田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、その制定の提案理由と概要についてご説明申し上げます。

今回の条例の制定は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）において、介護保険法（平成9年法律第123号）が一部改正されたことに伴い、居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることから、居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、この条例を制定しようとするものがあります。

それでは、資料の山田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の概要でご説明申し上げますので、資料をごらん願います。1、条例制定の趣旨については、先ほど申し上げたとおりでございますが、後段部分の条例の制定に当たっては、厚生労働省令の基準に従い定めるもの（従うべき基準）と厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（参酌すべき基準）が規定されております。

2、国で定める基準を参酌して山田町が独自に定める基準ですが、居宅介護支援事業は既に県が定める条例によって運営されておりますが、第32条、記録の整備において山田町独自の基準を設けております。サービス提供等の記録文書の保存期間を、地方自治法第236条により地方公共団体の金銭債権の時効が5年と規定されていることから、国基準の2年から5年とすることとしております。

3、指定権限の移譲とともに改正となる国の基準に合わせ、町で定める基準として、第6条第2項で居宅介護支援事業所の管理者要件を見直し、主任介護支援専門員であることを管理者の要件としております。また、附則において、その経過措置として平成33年3月31日までは介護支援専門員を管理者とすることを可能としております。

第16条第20号で、訪問介護の回数について国が基準を定め、かけ離れた回数の訪問介護については、居宅サービス計画の市町村への届け出を規定しておりますが、附則において6カ月の周知期間を設け、30年10月1日から施行することとしております。

4、条例の構成ですが、実線のアンダーラインを引いている箇所が従うべき基準、点線のアンダーラインを引いている箇所が山田町独自の基準となっております。第1章、総則を4条、第2章、人員に関する基準を2条、第3章、運営に関する基準を26条、第4章、基準該当居宅介護支援に関する基準を1条、第5章、雑則を1条とし、条項数34条と附則で構成されております。

5、附則の施行期日ですが、第1項ではこの条例は平成30年4月1日から施行するとしております。ただし、第16条第20号の規定は平成30年10月1日から施行するものとしております。

第2項で、管理者に係る経過措置として、平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができると規定しております。

以上、条例制定の提案理由と概要について説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

1点だけ確認させてください。

資料のところ言えば、附則のところです。訪問介護の回数です。これは、条例のほうを見ると、その利用の妥当性を検討するとあるのですけれども、数多くお願いしたいという場合はどういうふうな扱いになるのか。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

この訪問介護の回数ですけれども、国のほうが4月に基準を設定するとなっておりますけれども、回数が多い場合にはやはり町への届け出をしてもらって、ケアプランの確認等をして決めるということになります。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

働き方によっては、どうしても必要性が出てくると思うのですけれども、そういうのは各家庭の事情においては、幾ら国が決定したからといっても、町のほうに移譲されているからどうにでも対応できるというふうなことでいいのかな。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

国で定めているのはあくまでも基準ですので、あとはその家庭家庭によって必要であれば、その回数等については相談することができると思います。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

指定居宅介護事業者ですけれども、当町では何件あって、名称のほうもお願いしたいです。

それと、事業者へのこの条例の内容の説明、伝達の部分なのですけれども、周知期間6カ月設けるということなのですが、こういう周知の部分で山田のほうではどのようにやっていくのかをお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

山田町にあります居宅介護支援事業所ですけれども、現在8カ所ありますけれども、今1カ所休止中になっております。具体的な名称といいますと、まず社会福祉協議会さん、それからヘルパーはうすさん、あすなろさん、晃生会、あゆみ訪問看護ステーション、すずらん介護事業所、山崎タクシー等がその事業所となっております。

それから、6カ月間の周知期間に関することですが、各事業所とは定期的な会議を開いておりますので、その場でお知らせすることと、それから文書でもお知らせすることとしております。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

そのほかにですけれども、基準どおりにこの条例が遂行されているというチェック機能というか、そういうのはどのようになされているのかをお願いしたいのですけれども。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

居宅介護支援事業所のチェックですけれども、県のほうがチェック機関となっております。それは、定期的に指導とか監査という形で行われております。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

8番。

○8番関 清貴議員

県から市町村へ移譲されるための条例制定のようですが、市町村の職員、山田町の職員の増員というか、そのようなのは考えていますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

職員の増員ということで、職員の人事のほうは総務課で預かっておりますので、総務課のほうから

答弁させていただきます。

県のほうから移譲される事務が町のほうにおりてくるということにつきましては、総務のほうでも承知しております。あとは、全体の職員配置の中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

というのは、32条の第2項で5年間保存という文言が出てきたので、果たしてそれに伴う保存、きちんとできるかどうか、人員も事務分掌等ふやせば解決するのかなとは考えるところですが、とりあえず体制というのはきちんととらなければ大変かなと思って、その辺はいかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

保存期間ですけれども、今までも山田の場合は5年間ということで保存しております。また、保存場所については課題は少しあるかと思っておりますけれども、大丈夫かと思われま。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第4号 山田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第4、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正

内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、新旧対照表により改正内容をご説明申し上げます。資料をごらんください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。第2条の2の改正は、この条文の中に記載されている児童福祉法第6条の4が全部改正されたことに伴い、整合性を図るため改めようとするものです。

第3条第6号の育成休業を再度取得する場合、第4条の育児休業期間を再度延長する場合及び第10条第7号の育児短時間勤務を再度取得する場合の改正は、条例で定める特別な事情として保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないことをそれぞれ加えようとするものです。

次に、改正本文をごらんください。附則であります。この条例は平成30年4月1日から施行しようとするものです。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第5、議案第6号 火葬場条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

議案第6号 火葬場条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の概要についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正は、移転新築となる火葬場の平成30年4月1日からの供用開始に伴い、所要の改正をするものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、資料をごらんください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。第2条は、火葬場の名称及び位置を規定しているものであります。山田町斎場、山田町織笠第15地割59番地1を、やまだ斎苑、山田町山田第1地割10番地に改めるものであります。

第4条は、火葬場の使用料について規定しているものであります。使用料の見直しにより区分ごとの使用料についてそれぞれ改めるものであります。本町に住所を有する者が使用する場合又は死亡時に本町に住所を有していた者を火葬する場合の1体当たりの使用料については、区分1の16歳以上の者5,000円を1万5,000円に、区分2の16歳未満の者4,000円を1万円に、区分3の死産児及び区分4の上記以外のそれぞれ3,000円をそれぞれ6,000円に改め、その他の者が使用する場合については区分1の16歳以上の者1万5,000円を2万円に、区分2の16歳未満の者1万2,000円を1万5,000円に、区分3の死産児及び区分4の上記以外のそれぞれ1万円をそれぞれ1万2,000円に改めるものであります。

改正条例本文に戻っていただきまして、附則において本条例の施行日を新施設の供用開始日とする平成30年4月1日とするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第6号 火葬場条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



○議長（昆 暉雄）

日程第6、議案第7号 山田町国民健康保険条例及び山田町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

議案第7号 山田町国民健康保険条例及び山田町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の概要についてご説明いたします。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険法において市町村の国民健康保険運営協議会に係る規定が改正され、また国民健康保険事業費納付金に係る規定が追加されることとなりました。これを受け、国民健康保険運営協議会の設置規定を整備し、その中で協議会の名称を明らかにすること、また30年度から国民健康保険事業費納付金が主要な支出の一つとなることから、国民健康保険事業財政調整基金条例の改正を行う必要が生じたものであります。今回の改正は、主としてこのことに対応するため、それぞれの条例の関係条項について改めようとするものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、資料1をごらんください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。まずは、一部改正条例第1条による改正についてであります。第1条の2は、当町における国民健康保険運営協議会の設置及び名称について明確にするため、新たに規定するものであります。

第2条は、第1条の2の見出しについて、第3条までの共通見出しとしたため、見出しを削り、また国民健康保険運営協議会の定数を定めることについての根拠を明らかにするため、各号列記以外の部分を改めるものであります。

第3条は、第2条と同様の理由から見出しを削り、また国民健康保険運営協議会に関する規定が直前の1条から2条になることに伴い、字句を改めるものであります。

第9条は、第1条の2において国民健康保険法を略称したことに伴い、字句を改めるものであります。

資料2をごらんください。一部改正条例第2条による改正についてであります。29年度をもって老人保健関係業務の全てが終了となること、また先ほど申し上げたとおり30年度から国民健康保険事業費納付金が主要な支出の一つとなることから、第1条について字句を改めるものであります。

改正条例本文に戻っていただきまして、附則であります。本条例の施行日について、冒頭の当該一部改正法律の施行日と同日とするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第7号 山田町国民健康保険条例及び山田町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第7、議案第8号 山田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

議案第8号 山田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正の概要についてご説明いたします。

平成30年4月1日から施行される持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律により、上位法である高齢者の医療の確保に関する法律に国民健康保険住所地特例者に対する後期高齢者医療保険の住所地特例の適用に関する規定が新たに設けられました。

制度改正の骨子についてですが、現行制度では県外の病院等に入院等をし、国民健康保険の住所地特例を受け、前住所地の被保険者となっている方が75歳到達等により後期高齢者医療保険に加入する場合に、管轄する広域連合が異なり、後期高齢者医療保険における都道府県間の住所地特例が適用されないことから、これを見直すものであります。今回の条例改正は、主としてこのことに対応するため、関係条項について改めようとするものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、資料をごらんください。アンダーラインを引

いている部分が改正しようとする箇所であります。第3条は、保険料を徴収すべき被保険者についての規定であります。新たに第5号として、上位法の新規定に基づき国民健康保険住所地特例者に対し後期高齢者医療保険の住所地特例を適用させるため、その適用を受ける被保険者についての規定を加えるものであります。

国民健康保険と後期高齢者医療保険では、資格の適用を住所地で行うことを原則とし、被保険者が施設等に入所し、住所変更をした場合でも前住所地の被保険者の資格が引き継がれる、いわゆる住所地特例制度を設けておりますが、今回の見直しにより県外の病院、施設に入院、入所する国民健康保険住所地特例者が後期高齢者医療保険に加入した場合でも、都道府県間の住所地特例が引き継がれることとなります。

次に、順序が戻りますが、第5号の追加に伴い、現行の後期高齢者医療保険の住所地特例者について定める同条第2号から第4号までの規定を第5号で新たに規定した被保険者に準用するため、それぞれ必要な規定を加え、また第2号及び第4号については当該規定の追加に伴い、字句の整理が必要となる箇所についてそれぞれ改めるものであります。

附則第2条は、平成20年度における保険料の徴収に係る経過措置に関する規定であり、現在経年によりこれを要しないものと認められることから削るものであります。

同第3条は、同第2条を削ることにより、1条繰り上がるものであります。

改正条例本文に戻っていただきまして、附則であります。本条例の施行日について、冒頭の当該一部改正法律の施行日と同日とするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第8号 山田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



○議長（昆 暉雄）

日程第8、議案第9号 山田町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

議案第9号 山田町介護保険条例の一部を改正する条例について、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

今回の改正は、介護保険法の改正により、平成30年度から32年度までを計画期間とする第7期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料率等の関係条項を改めようとするものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げますので、資料をごらん願います。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。第3条は、保険料率を規定しているものであります。平成30年度から32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者の保険料を3万円から3万2,300円に、第2号に掲げる者の保険料を4万5,000円から4万8,400円に、第3号に掲げる者の保険料を4万5,000円から4万8,400円に、第4号に掲げる者の保険料を5万4,000円から5万8,100円に、第5号に掲げる者の保険料を6万円から6万4,500円に、第6号に掲げる者の保険料を7万2,000円から7万7,400円に、第7号に掲げる者の保険料を7万8,000円から8万3,900円に、第8号に掲げる者の保険料を9万円から9万6,800円に、第9号に掲げる者の保険料を10万2,000円から10万9,700円に改めようとするものであります。

次に、第15条中、第1号被保険者を被保険者に改め、被保険者の資格等に関する調査対象者を拡大し、これらの者が正当な理由なしに調査に応じない場合等において、過料を科す規定の適用対象を拡大しようとするものであります。

次に、条例本文に戻りまして、制定附則に次の1条を加え、平成30年度から32年度までの保険料率の特例として、第8条第3条第1号に規定する者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万9,000円とすると規定するものです。

次に、改正附則の施行期日ですが、この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は公布の日から施行する。

改正後の山田町介護保険条例の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については従前の例によると規定しております。

以上、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第9号 山田町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第9、議案第10号 山田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(菊池ひろみ)

議案第10号 山田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について、その改正の理由と概要についてご説明申し上げます。

今回の改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第4号)の施行に伴い、関係条項を改めようとするものです。

大きな改正点は、医療、介護の連携強化、共生型居宅サービスの創設などであります。

なお、改正条例本文1ページの第1条は、山田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正にかかわるもの、2ページ目の第2条は、山田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正にかかわるもの、11ページの第3条は、山田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正にかかわるものとな

っております。

一部改正にかかわる資料説明は、資料1から3の新旧対照表と資料4でございますが、本日は資料4、山田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の概要により、主な改正条項と概要についてご説明申し上げますので、資料4をごらん願います。改正条例第1条、山田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正ですが、改正条項第7条第3項では、入院時における医療機関との連携を促進する観点から、介護予防支援の提供の開始に当たり、利用者等に対し、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を医療機関に提供するよう依頼することを義務づけております。

第33条第14号の2では、平時からの医療機関との連携促進のため、介護予防サービス事業者等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、心身状態等について、介護支援専門員から主治医等に必要な情報伝達を行うことを義務づけております。

同条第21号の2では、利用者が介護予防訪問看護や介護予防通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望する場合は、主治医等の意見を求めることとされておりますが、この意見を求めた主治医等に介護予防サービス計画を交付することを義務づけております。

次に、2ページ目の改正条例第2条、山田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正ですが、改正条項第5節、第59条の20の2及び3では、共生型地域密着型サービスに関する基準として、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後デイサービスの指定を受けた事業所であれば、共生型通所介護の指定を受けられるものとして基準を設けております。

第117条第7項では、認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針において、身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ること、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施することを規定しております。

次に、3ページ目の改正条例第3条、山田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正ですが、第78条では、指定介護予防認知症対応型共同生活介護における身体的拘束のさらなる適正化を図る観点から、検討委員会の3カ月に1回以上の開催とその結果について介護職員等に周知徹底を図ること、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること、介護職員その他の従業者に対し、研修を定期的実施することを規定しております。

次に、条例本文の12ページをごらんください。附則において、この条例は平成30年4月1日から施行すると規定しております。

以上、条例改正の提案理由とその概要についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

当町において、この身体的拘束、これが可能な施設というものはあるのか、それとも今後こういうのが発生する可能性もあるのかどうか、そこをちょっと教えてください。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

この身体的な拘束につきましては、ここで述べているのはグループホームのことを指しております。実際身体的拘束というのは、必要に応じて行われるものですが、そのような例は、見ていますとないようです。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第10号 山田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第10、議案第11号 山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に

関する規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

議案第11号 山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、その提案理由と変更内容についてご説明申し上げます。

本規約は、山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条の協議会に関する事務を追加することとし、山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務の委託に関する規約の一部を別紙のとおり変更することについて宮古市と協議を必要とするため、議会の議決を求めるものであります。

それでは、資料の新旧対照表をごらん願います。アンダーラインを引いている箇所が追加部分でございます。第1条中、第32条第2項に関する事務の次に、並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条の協議会に関する事務を加えようとするものであります。

次に、別紙、規約本文をごらんください。附則において、この規約は平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由と変更内容についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第11号 山田町と宮古市との間における宮古地区地域生活支援事業等の事務委託に関する規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第11、議案第12号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木真悟）

議案第12号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて、その提案理由と改正内容についてご説明申し上げます。

岩手県市町村総合事務組合は、県内の全市町村、一部事務組合及び広域連合で組織され、常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務、議会の議員、その他非常勤職員に係る災害補償に関する事務、消防団に係る損害補償に関する事務、住民の交通災害共済に関する事務などを共同で処理する目的で設立された組合であります。今回の提案は、平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合に常勤の職員が配置されなくなることから、常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くこと及び岩手県市町村総合事務組合同規約別表第2において所要の整備をしようとするものです。

それでは、新旧対照表により改正内容をご説明申し上げます。資料をごらんください。アンダーラインを引いている部分が改正しようとする箇所であります。別表第2中、共同処理する団体から紫波、稗貫衛生処理組合を除くため、例外規定である括弧書きの中に加えようとするものです。

次に、別紙をごらんください。附則であります。この規約は平成30年4月1日から施行しようとするものです。

規約等を変更しようとする場合には、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体との協議が必要であり、また同法第290条の規定により議会の議決が必要となることから、今回提案するものであります。

以上、提案理由と改正内容についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第12号 岩手県市町村総合事務組合における共同処理する事務の変更及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第12、議案第13号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(佐々木真悟)

議案第13号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

今回の提案は、平成30年3月31日をもって紫波、稗貫衛生処理組合を常勤の職員に係る退職手当の支給に関する事務を共同処理する団体から除くことに伴い、岩手県市町村総合事務組合の財産を処分することについて協議を行うものであります。

それでは、別紙、財産処分に関する協議書をごらんください。紫波、稗貫衛生処理組合が岩手県市町村総合事務組合に納付した負担金の総額が支給した退職手当の総額を超える場合は、岩手県市町村総合事務組合はその超える額に相当する額のうち、組合の構成団体であり、退職手当支給事務を共同処理していない盛岡市の持ち分額に相当する額を紫波、稗貫衛生処理組合に還付し、負担金の総額が支給した退職手当の総額に満たない場合は、紫波、稗貫衛生処理組合はその満たない額に相当する額を岩手県市町村総合事務組合に納付するという内容の財産処分であります。

財産を処分しようとする場合には、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体との協議が必要であり、また同法第290条の規定により議会の議決が必要となることから、今回提案するものであります。

以上、提案理由についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第13号 岩手県市町村総合事務組合の財産処分の協議に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。

午後 2時02分休憩

午後 2時25分再開

○議長(昆 暉雄)

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第13、議案第14号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、1番阿部幸一君、10番坂本正君、12番山崎泰昌君の退場を求めます。

(1番阿部幸一議員退場)

(10番坂本 正議員退場)

(12番山崎泰昌議員退場)

○議長(昆 暉雄)

提案理由の説明を求めます。水産商工課長。

○水産商工課長(武藤嘉宜)

議案第14号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明いたします。

震災により被災した商工業者等に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構、略称中小機構が整備し、町へ贈与された仮設施設を貸し付けており、引き続き無償で貸し付けるものです。

無償の理由としては、中小機構からの施設の贈与に当たり、貸し付けに当たって町は収益の稼得を

目的としないという贈与時の条件があることから、引き続いて施設の無償貸し付けを行うものです。

貸し付ける財産及び相手方は、別表のとおり15カ所、43業者で、貸し付ける期間については平成30年4月1日から平成30年7月31日までであります。

以上のとおり提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。6番。

○6番木村洋子議員

貸し付けの期間なのですけれども、約4カ月ということなのですが、何か細切れのような気がするのですけれども、これ以降の貸し付けはどうなっていくのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

ただいまの質問でございます。貸付期間を平成30年7月31日までとしてございますが、これにつきましては仮設店舗からの退去期間を定めておって、7月31日としたもので、現在おのおのの事業者と7月退去に向けてそれぞれ事情に応じまして協議をしているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

この中の業者にも、ちょっとお話を二、三日前に伺ったのですけれども、全然話を聞いていないということで、そちらまでまだお話しに行っていないということだとは思いますが、ちょっと準備期間が余りにも短いような気がするのですが、そこら辺は業者の方は納得されるのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

ただいま議員からご質問ございました件につきまして、ことしの7月退去という話につきましては、昨年度境田の仮設店舗の退去の期限をご説明するに当たりまして、中小企業の仮設に入っている方々についても同じように説明をし、そこからおのおの相談のほうには応じてございます。

○議長（昆 暉雄）

6番。

○6番木村洋子議員

認識していない方なのかもしれませんけれども、実際にこの境田の方の中では、全然その考えがないという方もいましたので、そこら辺は説明を十分にしていってほしいと思いますので。要望ですけれども。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

8番。

○8番関 清貴議員

期限が7月31日までとなっているわけですが、この7月31日以降、8月1日から皆さんいなくなった後に、この建物というのはどのようなようになるのか。壊すのか、それともとっておくのか、年度末までに壊すのか、そのことと、あと先ほど同僚議員が質問したように、次に行くところが決まっている方々だけなのか。今度この解約する人たちは、次に行くところが決まっているのかどうか。そして、全てが決まっているか。それとも決まっていないのであれば、何業者が決まっていないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

まず、1点目についてです。仮設から退去されて、仮設につきましては解体ということになってございます。

それから、現時点で再建先が定まっていないという方は7件ほどございますが、こちらにつきましては先ほどご説明申し上げましたとおり、7月の退去に向けておのおのの事情を確認しながら、退去に向けた協議を進めているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

今後協議を進めながら進めるということですが、4月1日から7月といたら3カ月しかないのですけれども、その間に本設の土地を全ての人が持っているとは、この名簿からも感じ取られない。例えば長崎地区の仮設があるのですが、あの辺はたしか完成するというか、土地の引き渡しがあるのは次年度、30年度の5月とか7月ぐらいに……

（「関係ないんじゃないか。7月31日まで貸すのだから」と呼ぶ者あり）

○8番関 清貴議員

議長、いいですか。

○議長（昆 暉雄）

はい、どうぞ。

○8番関 清貴議員

今私が質問しているときに、関係ないとかなんとかという話が聞こえてくるのですが、これは……

○議長（昆 暉雄）

質問してください。

（「議決に関係ないんじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

どうぞ質問してください。8番。

○8番関 清貴議員

議決に関係ないのでかという意見ももろに聞こえ……

○議長（昆 暉雄）

それは関係ありませんから、質問してください。

○8番関 清貴議員

その辺を、議長、よろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

はい、わかりました。

○8番関 清貴議員

ということで、大変議論が白熱してくれば、このやじというのは結構貴重な意見になるかと思いますが、私が聞きたいのは長崎地区に本設を予定している人もあるようですが、この方々についても細心の相談をしているかどうかというのを確認いたします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

まず1つは、今議員おっしゃられた4月からということの短さというふうにお話しされていますが、先ほどのご質問にもありましたとおり、昨年からの話についてはかなり足を運びまして、おのおの方々と協議は進めておるところでございます。

それから、長崎地区につきましては、今議員おっしゃられたとおり復興事業のほうの引き渡しのスケジュールと再建のスケジュールというところも多少あるかと思いますが、その辺も含めて、今残っている方々とは7月退去に向けた協議をしておるところでございます。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

わかりましたが、細心の注意を払って協議しているように、今ここの場ではお聞きしますが、ただ協議されている相手方が果たしてそのように、町のほうと密接に次の行き場所とかなんとかをきちんと話しているのが少し見えないようなこともお聞きしますので、それを確認いたしました。それはわかりました。

そして、まだ本設ができていない方もあると思うのですが、その場合、一旦仮設の店舗というか事業所をつくりますが、荷物を置いたり何なりする。そして、本設ができた後に、改めてまた仮設から本設のほうに移って、そこで完了ということになるわけですが、例えばそのように仮設に移る場合の引っ越し費用というか、移動費用とか、設備とか、そのようなものはどうなのか。どうなのかというより、費用負担は事業者が全て賄うのか、それとも町のほうでも原因つくったので持ちますよということであるのか、その辺を確認したい点と、あと7月31日という期限を決めていますが、8月1日以降、実はここをまだ借りていたかったという声が出ないかどうか、その辺が懸念されるのですが、その辺の心配はないですか。

以上。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

1点目の引っ越しの費用についてという件でございますが、議員がおっしゃられたのは多分町のほうでの事情があってというふうに捉えてお話ししますと、町の事情で移るのを余儀なくされたという場合は、そこは検討が必要かなと思っております。ただし、今この中小機構のほうでの話につきましては、7月の退去に向けた協議を既にしておきまして、その中で7月退去に向けた協議ということはしてございます。

それから、8月1日以降残るのではないかという件につきましては、これも何遍も繰り返しになって申しわけございませんが、現在7月退去に向けて協議を進めておるところでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

4番。

○4番黒沢一成議員

この仮設が建っているところの土地、7月以降すぐ何かに使うというのならわかるのですが、そうでないところもあるかと思うのですが、そういう場所を残しておくことはできないのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

ただいまの4番議員のご質問ですけれども、仮設店舗の利用の目的が終わった場合ですけれども、その場合は解体ということになってございます。その解体につきましてもかなりの費用になるということで、実は平成30年度までが中小機構のほうで解体の助成をする期間となつてございまして、基本

的には解体をするということで考えてございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

その解体費用が、30年度までならば中小機構のほうで出してくれると。それ以降になると、町の費用で解体しなければならないということなのではないでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今の件は、議員おっしゃられたとおりでございます。ただ、解体の時間がもしかしたら間に合わない可能性も出てくるのではないかなということで、中小機構のほうには年度を延ばすようお願いしようかなということも含めて検討してございます。

○議長（昆 暉雄）

4番。

○4番黒沢一成議員

それは、期間延ばすお願いはしてほしいのですけれども、何よりこの入っている方が、本設が完成する前に出てくださいますとるのが一番大変かと思うのですけれども、その土地自体がすぐ別の工事始まる予定があるというならまだわかるのですけれども、そうではない場所については、あるいは解体費用の負担の延長を願いしながら建物は残して、すぐ工事が始まるような場所に入っている方の引越等も可能にしながら、少しでも本設ができるまでの間、仮設を使えるようにしていったほうがいいと思うのですけれども、いかがなのでしょう。

○議長（昆 暉雄）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木 裕）

質問が相次いでいるので、ちょっと仮設店舗の考え方についてご説明させていただきます。

7月31日という期限を切ったというのは、いろんな仮設の店舗、所在地ありますけれども、そこでの全体の工事スケジュールの中でも、一つ示さなくてはならない期限だったということでもあります。今回の議案は、まずそこまではお貸しいたしますと、責任を持ってお貸しいたしますという議案でございます。

当然本設する場所の整備の都合もありますし、今仮設が建っている部分の土地の工事のスケジュール、取り扱いのスケジュール、さまざまある中で、場所によって退去期限をばらばらにして、人によってばらばらにしてご案内していくということは、ちょっと公平性保てない部分も出てくるのではないかとということで、まず7月31日という期限を示させていただいて、今回そこまでは安心して入って

いただけますよということをお示しするというものでございます。

当然黒沢議員おっしゃるとおり、下が公園に戻すとか、民地であったりとか、工事対象さまざまありますけれども、皆さんにまず目標としてこの期日まで再建に向かって検討を進めていこうということ町も事業者様と一緒に考えていくと、そういう仕掛けになっております。ご理解のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

9番。

○9番阿部吉衛議員

ちょっと喉が悪いので、なかなか通りにくいと思うのですが、ある方から電話がありまして、田名部の工業団地、その中で7月までということで、その後家賃が発生しますということで、家賃のほうはどのような割合で基準を決めて出しているのか。また、あいている部屋があるということで、貸し出すことはできるのかどうか、この2点をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今の点でございます。田名部につきましては、今議員おっしゃられたとおり賃貸を望む方があればということで、前お話ししてましたとおりその辺は検討しておりました。

賃貸については、退去後の8月からということで考えてございますが、賃貸の金額につきましては建設費用等を含めた中で適正な価格というところを決めまして、それで今提案をしてお話ししているところでございます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

6番、反対討論ですか、賛成討論ですか。

○6番木村洋子議員

反対討論です。

6番木村洋子です。この議案には賛成しかねます。

まず、事業者との協議も不十分ではないでしょうか。行き場がまだ定まらない業者もあります。7月退去は時期尚早ではないでしょうか。貸付期間の延長がこの場合には一番よい選択だと思います。国のほうも検討の期間に入ったということもありまして、この期間を延長することを望みます。

以上、この議案に対しての反対討論を終わります。

○議長（昆 暉雄）

本案に対する反対の討論が終わりました。

次に、本案に対する賛成者の討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論を終わります。

これから議案第14号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(昆 暉雄)

起立多数です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここで1番議員、10番議員、12番議員の入場を許可します。

(1番阿部幸一議員入場)

(10番坂本 正議員入場)

(12番山崎泰昌議員入場)

○議長(昆 暉雄)

1番阿部議員、10番坂本議員、12番山崎泰昌議員に申し上げます。

議案第14号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第14、議案第15号 財産(土地)の処分に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(川守田正人)

議案第15号 財産(土地)の処分に関し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

処分の目的は、岩手県立山田病院用地として売却するものです。

それでは、概要について説明いたしますので、資料をごらんください。売却対象位置図となります。山田中学校北側の赤色で表示している部分で、所在地は下閉伊郡山田町飯岡第1地割21番1、地目は宅地、面積は1万1,019.16平方メートル、坪にしますと約3,333坪となります。

次に、売却金額についてですが、議案本文をごらんください。価格は1億9,283万5,300円、相手方は岩手県盛岡市内丸10番1号、岩手県です。

以上、提案理由と処分の概要についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げ

げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第15号 財産（土地）の処分に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第15、議案第16号 字の区域の変更に關し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

議案第16号 字の区域の変更に關し議決を求めることについて、その提案理由と概要についてご説明申し上げます。

本議案は、現在山田地区内で整備が進む震災復興土地区画整理事業などにより住居表示区域となっている整備区域内において、道路などの位置や街区割りに変更が生じたことから、これに合わせ住居表示区域における字の区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

それでは、概要についてご説明いたします。変更する字の区域であります。表の左側が変更対象の字名であり、上から北浜町、八幡町、中央町、川向町、長崎三丁目、長崎一丁目及び境田町となります。これらの字の区域に表の中央にある区域がそれぞれ編入されることとなり、別図1に示す現行の字の区域を別図2のとおり変更しようとするものであります。

次に、3枚目の別図2をごらんください。住居表示実施区域の字界の変更案であります。字界としていた道路などの位置等の変更に合わせて、隣接し合う字の区域を見直すもので、赤色の点線部分が

今回変更となる箇所、新字界として表示してあります。

なお、住居表示の変更に伴う一連の所要の手續として、さきの平成29年第4回議会定例会において住居表示の実施区域の変更議案の議決をいただいた後、去る1月5日から2月3日までの30日間、今回の字区域の変更案についての告示を行っており、この告示期間を経た上での議会提案となりますことを申し添えます。

以上のとおり、提案理由と概要についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第16号 字の区域の変更に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第16、議案第17号 山田町林産物展示販売施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林課長。

○農林課長（川口徹也）

議案第17号 山田町林産物展示販売施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

平成27年山田町議会第1回定例会において指定管理者の指定の議決をいただき、管理運営してまいりました山田町林産物展示販売施設の指定管理者であります山田町特産品販売協同組合の指定期間が本年3月31日をもって満了することから、引き続き同組合を指定することについて、地方自治法第244条

の2第6項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

議決事項であります、公の施設の名称は山田町林産物展示販売施設であります。

指定管理者となる団体の名称は、山田町特産品販売協同組合であります。

指定の期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。

なお、本施設は平成18年4月1日から現在まで指定管理者として同組合を指定しております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第17号 山田町林産物展示販売施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

————— ○ —————

○議長（昆 暉雄）

日程第17、議案第18号 柳沢北浜地区土地区画整理事業排水路築造（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第18号 柳沢北浜地区土地区画整理事業排水路築造（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて、その提案理由と工事の概要についてご説明申し上げます。

本工事は、柳沢北浜地区土地区画整理地内の宅地、道路等の雨水排水を処理するため整備するものです。

それでは、工事概要について説明いたしますので、資料2をごらんください。赤色で表示している

部分が施工箇所で、プレキャストカルバート工229メートルを施工するものです。

次に、請負契約についてですが、資料1をごらんください。本工事は、条件つき一般競争入札により行うこととし、山田町営建設工事発注基準に基づき平成29年12月26日に町ホームページ等に掲載し、入札公告を行ったものであります。その結果、有限会社川村建設、有限会社藤沢組、2者の応札があり、1月23日に開札を行い、落札候補者に有限会社藤沢組を指名いたしました。その後、資格の確認を行い、1月26日に落札者に決定し、2月1日に仮契約を締結したところです。

契約金額は、消費税額及び地方消費税額357万8,400円を加えた金額4,830万8,400円で、工期は平成30年3月13日から平成30年10月15日までとしております。

以上、提案理由と工事の概要について申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。7番。

○7番尾形英明議員

ちょっと確認なのですが、本線の函渠工の断面と集水ますの断面、集水ますのほうの断面が大きいというのはどういう意味なのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

集水ますの断面については、JR側に布設してあります伏びの径に合わせた形での断面としております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

ということは、この工事はJRとの関係がある工事、要するに近接工事になっているのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

JRのほうでは、伏びは設置されておまして、その伏びからの排水を迎えに行くということで、集水ますは設置してございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

それはわかるのですが、こんなに大きい集水ますが必要なのですか。だって、本管飲み切れませんか。それだったら、変な話。JRのほうの水がこのぐらいの量が来ますよということであ

くった断面なのであれば、要するに本管のほうの管渠の断面を2メートルぐらいにしなければならぬ。その辺の理屈通るように返答してください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

J Rの設置されている伏びの径は、600ミリのものが入っておりまして、それに合わせる形で集水ますの大きさを決めているということでございます。幹線となるプレキャストカルバート工の排水については、流域計算を行いまして十分飲める形での設計としております。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

私が言うのは、J Rが何ぼの水量で、流域面積が何ぼで、600ミリの側溝が必要だったよと。600ミリから持ってくるのだったらいいのだ。要するに、本管の管渠断面が1メートルなのに、深さが1メートル40だとかというような集水ますをつくっていいのかということです。全然合っていない、断面と。理屈が通らないのではないか。40センチたまるのだ、水が、それだと。納得するように説明してください。

○議長（昆 暉雄）

皆さんがわかるように説明してください。建設課長はわかっているけれども、皆さんが採決するのですから、理屈が通るような説明をしてください。今言っている内容は、素人の方に説明をしているから、全部説明してください。

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

線路の高さは、宮古方面から釜石方面に下る形となります。伏びのほうも、その傾斜に合わせた形で釜石方面に向かって下がっていきますので、集水ますの深さというのを設定しております。それから、幹線のプレキャストカルバート工は、その集水ますの位置よりちょっと深いところにありますので、水はJ Rの伏びを通して集水ますのほうに集まってくるということでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

11番。

○11番菊地光明議員

難しい議論はわかりませんが、そもそもこの案件は何で議決案件として提案されているのでしょうか。地方自治法で、私が知っている限りは、5,000万円以下は議決案件ではなくて、町長に任されている範疇だと思っていたのですけれども、そういう説明もないので、私はこの案件は取り下げる

べき案件ではないかと思うのですが、いいのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議決案件は、設計額5,000万円以上ということになっております。入札の結果で5,000万円を下回ったということですので、議決案件になってくるということになります。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

わかりました。では、提案理由が何もなかったもので、そういう誤解を招くのではないですか。要らぬ議論を起こさないように、町長に任されている分は本来であれば議論はなくてもよかったのではないかと思うので、やはりこれからのこともあるので、そうであればこういう厳しいところは、地方自治法で幾ら以上で、こういうことでしたというのをちゃんと説明しないと、皆さんが納得しないと思いますので、お願いします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第18号 柳沢北浜地区土地区画整理事業排水路築造（その2）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第18、議案第19号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川守田正人）

議案第19号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについて、その提案理由についてご説明いたします。

認定の目的は、山田地区防災集団移転促進事業により整備する山田第3団地内道路について町道認定するものです。

それでは、位置図によりまして説明してまいります。資料をごらんください。山田第3団地内の道路5路線についてです。緑色で表示している山田第3団地1号線、延長236メートル、幅員6メートル、水色で表示している山田第3団地2号線、延長118.4メートル、幅員6メートル、黄色で表示している山田第3団地3号線、延長126.7メートル、幅員6メートル、黄緑色で表示している山田第3団地4号線、延長21メートル、幅員6メートル、紺色で表示している山田第3団地5号線、延長26.2メートル、幅員4メートルとなります。

以上、町道の路線の認定についてご説明いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第19号 町道の路線の認定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しましたので、これをもって散会いたします。

午後 3時08分散会

平成30年第1回山田町議会定例会会議録（第23日）						
招集告示日	平成30年 2月 7日					
招集年月日	平成30年 2月13日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成30年 3月 7日午前10時00分			議長	昆 暉雄
	散会	平成30年 3月 7日午後 1時56分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 13名 欠席 0名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2			9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	○	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	○
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	3番 佐藤 克典		4番 黒沢 一成		5番 田老 賢也	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	福士 雅子		書記	齋藤 絢介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	長寿福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康子ども課長	野口 伸	○
	副町長	鈴木 裕	○	建設課長	川守田 正人	○
	技監	山下 真徳	○	建築住宅課長	芳賀 道行	○
	総務課長	佐々木 真悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政勝	○
	総務課主幹	倉本 收郎	○	上下水道課長	後藤 清悦	○
	財政課長	古舘 隆	○	消防防災課長	小林 達広	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳一	○	教育長	佐々木 茂人	○
	会計管理者兼 税務課長	白土 靖行	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	川口 徹也	○	生涯学習課長	中屋 佳信	○
	水産商工課長	武藤 嘉宜	○			
	町民課長	昆 健祐	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年第1回山田町議会定例会議事日程

(第23日)

平成30年 3月 7日(水) 午前10時開議

- 日程第1 議案第20号 平成30年度山田町一般会計予算
- 日程第2 議案第21号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 日程第3 議案第22号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第23号 平成30年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)予算
- 日程第5 議案第24号 平成30年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)予算
- 日程第6 議案第25号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第7 議案第26号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第27号 平成30年度山田町水道事業会計予算
- 日程第9 意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについて
- 日程第10 意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについて
- 日程第11 意見第3号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについて
- 追加日程第1 議案第28号 平成29年度山田町一般会計補正予算(第7号)
- 追加日程第2 議案第29号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 追加日程第3 議案第30号 平成29年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 追加日程第4 議案第31号 平成29年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第1号)
- 追加日程第5 議案第32号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号)
- 追加日程第6 議案第33号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成30年 3月 7日

平成30年第1回山田町議会定例会会議録

午前10時00分開議

(議事日程等別紙)

午前10時00分開議

○

○議長(昆 暉雄)

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

○

○議長(昆 暉雄)

これより直ちに本日の会議を開きます。

○

○議長(昆 暉雄)

7番尾形英明議員から発言を求められておりますので、これを許可します。7番。

○7番尾形英明議員

3月5日に行われた一般質問の再質問の中で、不適切な表現がありましたので、これを取り消してもらいたいと思います。取り消します。なお、議事録からの削除については、議長に一任します。よろしくお願いします。

○議長(昆 暉雄)

7番議員からの申し出のとおり、不適切な表現に係る部分を取り消すことに決定します。なお、議事録の該当部分の削除については、本職に一任願います。

○

○議長(昆 暉雄)

次に、3月5日に行われた3番佐藤克典議員の一般質問中、答弁保留したものについて、答弁したい旨申し出がありますので、これを許可します。農林課長。

○農林課長(川口徹也)

3月5日の3番議員さんに対する答弁が保留になっておりましたので、貴重な時間をおかりしまして、この場でご報告させていただきます。

まず、基盤整備関連の会議打ち合わせについてですが、平成29年5月15日に土地改良区で、平成29年9月12日に田名部林業担い手センターで、平成29年12月4日に役場庁舎でそれぞれ開催いたしております。圃場整備事業につきましては、豊間根工区を見て圃場整備が必要だと必要性を感じた方もいると思いますので、現在実施しているアンケートの結果を踏まえ、検討、協議してまいりたいと考え

ております。

次に、野菜の反収についてですが、芽キャベツの反収については、1反歩当たり約1トン、卸売価格が1キログラム約950円となっております、1反歩当たり約95万円ということになっております。ブロッコリーにつきましては、1反歩当たり約820キログラム、1キログラム当たりが約420円で、1反歩当たり約35万円となっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、追加日程として議案6件が提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

○議長（昆 暉雄）

日程第1、議案第20号 平成30年度山田町一般会計予算、日程第2、議案第21号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、日程第3、議案第22号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4、議案第23号 平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算、日程第5、議案第24号 平成30年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算、日程第6、議案第25号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算、日程第7、議案第26号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計予算、日程第8、議案第27号 平成30年度山田町水道事業会計予算を一括議題とします。

以上8件は、全て当初予算にかかわるものですので、一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、順次説明を求めます。

最初に、日程第1、議案第20号 平成30年度山田町一般会計予算について、提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

議案第20号 平成30年度山田町一般会計予算についてご説明いたします。

なお、皆様のお手元に資料としてお渡ししております平成30年度山田町一般会計当初予算の概要に沿ってご説明いたしますので、ごらんいただきながらよろしくお願ひいたします。

1ページをお開きください。総論でございます。平成30年度一般会計当初予算案の総額は、歳入歳

出それぞれ278億3,587万3,000円で、前年度当初予算総額359億5,197万9,000円と比較し、マイナス22.6%、81億1,610万6,000円の減と前年度を下回りましたが、震災以降7年連続で数百億円規模の大型予算となっております。30年度もこれまでに引き続き、東日本大震災からの復興事業を中心とした予算編成となっております。

次に、予算編成の基本的な考え方についてであります。前段は、政府予算や国の地方財政対策に係る部分であり、省略させていただきます。

後段の部分をごらんください。本町の平成30年度一般会計当初予算案は、これら地方財政を取り巻く状況を踏まえ、復興を最優先に山田町総合計画の実現や町政に求められる課題解決を図りつつ、健全な財政運営の維持に努めることを念頭に予算編成を行いました。

次に、主要な施策についてであります。本資料の16ページ以降に詳細を掲載しておりますが、平成30年度一般会計当初予算案は、前年度までに引き続いて東日本大震災からの復興事業を中心とする予算となっております。

次のページをお開きください。予算の枠組みについては、次のとおりとなります。なお、事業の名称などは記述のとおりでありますので、省略いたします。

山田町総合計画事業では、総合計画に基づき計画的に実施する各種事業を85事業、22億7,000万円程度を計上しています。復興交付金事業では55事業、161億5,000万円程度を、災害復旧事業では9事業、3億4,000万円程度を、復興関連事業では50事業、27億6,000万円程度を計上しています。

次に、歳入についてご説明いたします。1款町税の総額は11億1,383万7,000円で、前年度と比較して伸び率は0.7%、792万円の増となっております。1項町民税は5億446万1,000円で、前年度比874万7,000円の増となっております。個人の所得割及び法人税割の増加などを見込んだことによるものです。

3ページをごらんください。2款地方譲与税では、1項地方揮発油譲与税は前年度比20万円減の1,630万円、2項自動車重量譲与税は前年度比210万円増の3,970万円となっております。

3款から5款については省略いたします。

6款地方消費税交付金は、前年度比1,130万円増の2億7,190万円となっております。なお、社会保障財源分としては1億1,200万円程度を見込んでいます。

7款から9款については省略いたします。

10款地方交付税の総額は65億1,609万7,000円で、その内訳は普通交付税が27億7,300万円、特別交付税が6,000万円、震災復興特別交付税が36億8,309万7,000円となっております。普通交付税は、国の地方財政計画においても減とされていることから、前年度比マイナス3.8%、1億1,000万円の減と見込んでいます。なお、平成29年度の交付決定額29億3,495万8,000円と比較しますと、マイナス5.5%、1億6,195万8,000円の減となっております。特別交付税は、前年度と同額を計上しています。震災復興特別交付税は、復興交付金事業や災害復旧事業の町負担相当額などが算入対象となるもので、前年度比11億1,505万1,000円の減と見込んでいます。

なお、復興事業費の一部地方負担については、3事業で400万円程度と見込んでいます。

4ページをお開きください。11款は省略いたします。

12款分担金及び負担金の総額は7,263万3,000円で、伸び率は6.3%、432万円の増となっています。これは、保育料の増などによるものです。

13款使用料及び手数料の総額は8,193万円で、伸び率は27.9%、1,788万8,000円の増となっています。これは、災害公営住宅使用料の増などによるものです。

14款国庫支出金の総額は13億401万5,000円で、伸び率はマイナス61.6%、20億9,420万2,000円の減となっています。増減の主なものは記述のとおりでありますので、省略いたします。

15款県支出金の総額は12億1,267万8,000円で、伸び率は4.9%、5,609万7,000円の増となっています。増減の主なものは記述のとおりでありますので、省略いたします。

16款財産収入の総額は4億3,367万2,000円で、伸び率はマイナス32.4%、2億780万6,000円の減となっています。これは、防災集団移転促進事業により整備した宅地の売り払いなどの不動産売払収入の減などによるものです。

17款寄附金の総額は、ふるさと応援寄附金を含めて前年度同額の8,000万3,000円となっています。

次のページをごらんください。18款繰入金の総額は151億4,314万円で、伸び率はマイナス23.2%、45億7,341万9,000円の減となっています。これは、復興事業の進捗に伴い復興交付金管理運営基金からの繰入金が減少したことなどによるものです。基金ごとの内訳は記述のとおりでありますので、省略いたします。

19款は省略いたします。

20款諸収入の総額は1億3,486万8,000円で、伸び率はマイナス23.6%、4,155万3,000円の減となっています。これは、町民総合運動公園ラグビー・サッカー場改修工事の完了に伴う助成金の減などによるものです。

21款町債の総額は13億9,270万円で、伸び率はマイナス5.3%、7,840万円の減となっています。町債の増減事由や事業債別の区分については記述のとおりでありますので、省略いたします。

以上、歳入科目別に申し述べてまいりましたが、歳入の一般財源総額は91億3,013万4,000円で、歳入総額に占める一般財源の割合、いわゆる一般財源比率は32.8%と、前年度を5.4ポイント上回っています。

6ページをお開きください。次に、歳出についてご説明いたします。性質別区分による予算額では、減額となった主な理由は、復興事業の進展により普通建設事業費が58億1,900万8,000円の減、災害復旧事業費が19億8,913万8,000円の減となっています。なお、詳細は13ページ以降に掲載しております。

義務的経費を見ると、公債費は減となったものの、職員の新規採用などにより、人件費が7,370万円の増となり、また扶助費も3,165万7,000円の増となったことから、伸び率は2.8%の36億6,360万4,000円となりました。

目的別では、1款議会費の総額は8,547万1,000円で、前年度当初予算額と比較して、伸び率マイナス6.6%、603万8,000円の減となっています。

2款総務費の総額は19億1,418万1,000円で、伸び率はマイナス13.1%、2億8,798万9,000円の減となっています。構成比6.9%は教育費と並び土木費、民生費に次いで3番目となります。

各款ごとの項及び目の内容は、それぞれ記述のとおりでありますので、以降各款の総額についてのみ申し上げ、読み上げは省略いたします。

7ページをごらんください。3款民生費の総額は24億3,692万8,000円で、伸び率はマイナス0.7%、1,802万7,000円の減ですが、構成比8.8%は土木費に次いで2番目となります。

4款衛生費の総額は5億3,908万円で、伸び率はマイナス55.6%、6億7,495万2,000円の減となりました。

5款労働費の総額は95万9,000円で、伸び率はマイナス5.5%、5万6,000円の減となりました。

8ページをお開きください。6款農林水産業費の総額は16億7,261万9,000円で、伸び率はマイナス29.4%、6億9,633万7,000円の減となっています。構成比6.0%は土木費、民生費、教育費、総務費に次いで5番目となります。

7款商工費の総額は3億9,796万6,000円で、伸び率は21.4%、7,017万4,000円の増となっています。

9ページをごらんください。8款土木費の総額は172億5,827万円となっています。伸び率はマイナス25.0%、57億6,642万1,000円の減となりましたが、構成比は最も高い62.0%となっています。

10ページをお開きください。9款消防費の総額は4億7,833万円で、伸び率は19.8%、7,894万5,000円の増となっています。

10款教育費の総額は19億2,847万4,000円で、伸び率は157.6%、11億7,987万8,000円の増となり、構成比6.9%は総務費と並び土木費、民生費に次いで3番目となります。

11款災害復旧費の総額は3億3,777万8,000円で、伸び率はマイナス85.5%、19億8,913万8,000円の減となっています。

11ページをごらんください。12款公債費の総額は7億7,081万6,000円となり、前年度当初予算と比較してマイナス0.8%、614万5,000円の減となっています。

13款諸支出金は、整理科目として1,000円を計上しています。

14款予備費は、前年度同額の1,500万円を計上しています。

本資料の12ページ以降には予算額の比較資料や事業一覧などを掲載しておりますが、内容の説明については省略させていただきます。

また、当初予算の審議に当たって参考としていただくため、別に当初予算のあらましも配付させていただいておりますので、あわせてご一読くださるようお願いいたします。

以上のとおり、平成30年度山田町一般会計予算の提案理由の説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

次に、日程第2、議案第21号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、日程第3、議案第22号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計予算についての提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

議案第21号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についてご説明申し上げます。説明については、平成30年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）当初予算の概要で申し上げます。

1 ページをごらんください。予算編成の基本的な考え方についてであります。平成30年度における国民健康保険事業は、今般の制度改革に伴い、予算総額の72.8%を占める保険給付費と25.1%を占める新たに創設された国民健康保険事業費納付金が骨子となっており、予算編成に当たってはこれまでどおり事業を適正かつ円滑に執行していく上で、診療報酬改定などによる医療費の動向などを踏まえた保険給付費の算定に主眼を置いております。歳出については、保険給付費の的確な推計、経常経費の効率化及び適正な執行、歳入については国民健康保険税の適正な賦課、県支出金の的確な把握、その他収入の確保などに留意し、予算編成を行っております。

予算の総額についてであります。歳入歳出予算案の総額は23億3,207万2,000円で、前年度当初予算と比較し7億1,745万3,000円、率にして23.5%の減となっております。これは、主に制度改革に伴い、高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業が廃止されたことによるものであります。主なものについて前年度当初予算と比較しますと、歳入については国民健康保険税は3.8%の減、県支出金は1,102.3%の増、繰入金は7.1%の減となっております。国民健康保険税の減額は被保険者数の減、県支出金の増額は国民健康保険事業費納付金などの創設に伴う増、繰入金の減額は被保険者数の減に伴う財政安定化支援事業分の減を見込んだことによるものであります。歳出については、保険給付費は9.6%の減、国民健康保険事業費納付金は皆増となっております。保険給付費の減額は被保険者数の減少、国民健康保険保険給付費等交付金は新たな創設によるものであります。

それでは、歳入歳出の款別に100万円以上の主なものについてご説明申し上げます。会計の性格上、歳出から説明してまいります。

2 ページをごらんください。1 款総務費についてであります。総務費は、国保事業を行っていくための事務費等に要する経費で、1 項総務管理費は1,920万1,000円、2 項徴税費は652万2,000円を計上しております。

2 款保険給付費についてであります。1 項療養諸費と2 項高額療養費は、厚生労働省方式の推計方法により、平成27年度から29年度までの自然増減率と退職者医療制度移行分を加味するなどして推計をしております。

1 項療養諸費は、1 目一般被保険者療養給付費15億2,160万6,000円、2 目退職被保険者等療養給付

費1,629万1,000円、3目一般被保険者療養費671万6,000円、5目審査支払手数料345万1,000円など、合計で15億4,856万4,000円を計上しております。

2項高額療養費は、1目一般被保険者高額療養費1億3,612万8,000円、2目退職被保険者等高額療養費200万円など、合計で1億3,853万6,000円を計上しております。

3ページをごらんください。4項出産育児諸費は、1目出産育児一時金、1件42万円の20件分で840万円を計上し、合計で840万5,000円としております。

5項葬祭諸費は、1目葬祭費、1件3万円の50件分で150万円を計上しております。

3款国民健康保険事業費納付金についてであります。国民健康保険事業費納付金は、都道府県が交付する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用や、前期高齢者納付金を初め、都道府県の国保事業に要する費用に充てるため、市町村が保険税などを財源として都道府県に納付するものであり、その納付金の区分ごとの計上となっております。

1項医療給付費分は、1目一般被保険者分4億158万6,000円、2目退職被保険者等分217万2,000円で、合計で4億375万8,000円を計上しております。

2項後期高齢者支援金等分は、1目一般被保険者分1億2,522万9,000円など、合計で1億2,616万3,000円を計上しております。

3項介護納付金分は、1目介護納付金分5,429万5,000円を計上しております。

4款保健事業費についてであります。1項特定健康診査等事業費は、平成20年度から始まった40歳から74歳までの国保被保険者の健診事業で、1,781万5,000円を計上しております。

5款基金積立金、6款公債費については省略いたします。

4ページをごらんください。7款諸支出金についてであります。諸支出金は、国保税の還付金等があります。1項償還金及び還付加算金は、1目一般被保険者保険税還付金の329万円など、合計で345万円を計上しております。

8款予備費についてであります。予備費は、前年度当初と同額の300万円を計上しております。

以上、歳出合計は23億3,207万2,000円となっております。

次に、5ページをごらんください。歳出を補うための歳入についてであります。歳出合計23億3,207万2,000円から歳入の2款から9款までの合計19億3,167万9,000円を差し引いた額4億39万3,000円が国民健康保険税に求められることとなります。

1款国民健康保険税についてであります。29年度の本算定額などのデータをもとに積算し、収納率を一般被保険者分、退職被保険者分ともに93%と見込みました。1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は3億9,593万3,000円を計上、前年度当初予算と比較し862万4,000円の減となっております。内訳は、1節医療給付費分現年課税分が2億4,868万3,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分が9,187万7,000円、3節介護納付金分現年課税分が4,177万7,000円、4節医療給付費分滞納繰越分が965万6,000円、5節後期高齢者支援金分滞納繰越分が238万9,000円、6節介護納付金分滞

納繰越分が155万1,000円となっております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は446万円を計上、前年度当初予算と比較し718万5,000円の減となっております。内訳は、1節医療給付費分現年課税分が244万1,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分が90万2,000円、3節介護納付金分現年課税分が89万8,000円などとなっております。

2款使用料及び手数料については省略いたします。

3款国庫支出金についてであります。国庫支出金については、制度改革により、これまで市町村の取り扱いとなっていた療養給付費等負担金など主要なものについて県の取り扱いとなり、市町村が取り扱うものが一部のものに限定されました。

6ページをごらんください。このため1項国庫補助金、1目災害臨時特例補助金1,000円のみを計上となっております。

4款県支出金についてであります。県支出金については、制度改革により、新たに創設された国民健康保険給付費等交付金が主要なものになり、このため大幅な変更となっております。1項県補助金、1目保険給付費等交付金は17億3,479万円を計上し、内訳は1節普通交付金14億8,371万2,000円、2節特別交付金2億5,107万8,000円となっております。普通交付金は、出産育児諸費などの任意給付分を除く保険給付費、特別交付金は主に国民健康保険事業費納付金の財源となるものであります。2目一部負担金特例措置支援事業費補助金は1,846万5,000円を計上しております。

2項1目財政安定化基金交付金は、財源不足が生じたとき、一定の基準を満たした場合に県から交付されるもので、1,000円を計上しております。

5款財産収入については省略いたします。

6款繰入金についてであります。1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分として7,753万5,000円、同じく保険者支援分として3,810万4,000円、嘱託徴収員報酬、レセプト点検員報酬などの事務費等繰入金として2,383万6,000円、出産育児一時金等繰入金として560万円、財政安定化支援事業繰入金として3,140万円、合計で1億7,647万5,000円を計上しております。

7款繰越金については省略いたします。

8款諸収入についてであります。2項雑入は、1目一般被保険者第三者納付金100万円など、合計で101万1,000円を計上しております。

以上、歳入合計は23億3,207万2,000円となっております。

続きまして、議案第22号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。説明については、平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計当初予算の概要で申し上げます。

1ページをごらんください。予算編成の基本的な考え方についてであります。岩手県後期高齢者医療広域連合議会での議決に基づき、保険料徴収分、低所得者等保険料軽減額相当分の繰入金を歳入に、制度を運営していくための事務費並びに広域連合規約に基づいて徴収した保険料、延滞金及び保険基

盤安定負担金を納付金として歳出に予算計上することを基本としております。

予算の総額についてであります。歳入歳出予算案の総額は1億7,042万5,000円で、前年度当初予算と比較し955万8,000円、率にして5.9%の増となっております。

それでは、歳入歳出の款別に100万円以上の主なものについてご説明申し上げます。歳入についてあります。1款後期高齢者医療保険料についてであります。1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料は、年金から天引きされるもので、6,830万6,000円を計上しております。2目普通徴収保険料は、年金から天引きできない分を保険料総額の33.29%とし、収納率98.15%を見込み、3,345万5,000円を計上しております。

2款使用料及び手数料については省略いたします。

2ページをごらんください。4款繰入金についてであります。1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金は、歳出の総務費に充当するもので、487万2,000円を計上しております。2目保険基盤安定繰入金は、低所得者等の保険料軽減額相当分の4分の1を市町村が、4分の3を県が負担することとなり、県の負担分を一般会計で受け、町分と合わせてこの特別会計へ繰り入れるもので、5,900万7,000円を計上しております。

5款繰越金については省略いたします。

6款諸収入についてであります。2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金は、後期高齢者医療保険料の過年度分の還付を勘案し、前年度と同額の100万円を計上しております。

3項1目雑入は、広域連合が保険者として負担すべき後期高齢者健康診査事業に対する補助金294万2,000円を計上しております。

以上、歳入合計は1億7,042万5,000円となっております。

3ページをごらんください。次に、歳出についてであります。1款総務費についてであります。1項総務管理費、1目一般管理費は412万円を計上しております。主なものは、保険料算定適正化に係る後期高齢事務支援システム改修委託料64万3,000円、後期高齢者医療制度事務支援システムリース料328万6,000円などとなっております。

2項1目徴収費は106万3,000円を計上しております。普通徴収納付書の印刷代が主なものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、特別徴収保険料、普通徴収保険料、保険基盤安定負担金などを納付するもので、1億6,077万8,000円を計上しております。

3款後期高齢者健診事業費についてであります。1項1目後期高齢者健診事業費は、後期高齢者健診等委託料の331万9,000円など341万4,000円を計上しております。

4款諸支出金についてであります。1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金は、過年度分の保険料の還付金として歳入の保険料還付金と同額の100万円を計上しております。

以上、歳出合計は1億7,042万5,000円となっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（昆 暉雄）

次に、日程第4、議案第23号 平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算、日程第5、議案第24号 平成30年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算について、提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

議案の提案の前に、提出しておりました平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算書の訂正がございます。70ページの5款地域支援事業費の説明欄に印刷誤りがありました。まことに申しわけございません。訂正の内容は、皆様のお手元に配付のとおりでございます。今後このようなことがないよう十分注意してまいりますので、よろしくお願いたします。

議案第23号 平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算についてご説明申し上げます。説明につきましては、平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）当初予算の概要で申し上げます。

1ページをごらんください。予算編成の基本的な考え方についてであります。全国的に高齢化が進む中、平成30年度の山田町における高齢化率は37.6%と推計されます。団塊の世代が75歳に達する2025年に向け、保険財政が健全かつ円滑に執行されるよう、3カ年の介護保険事業計画に基づき、介護給付・予防給付等の歳出と第1号被保険者の介護保険料、国や県の公費負担分等の歳入の均衡に留意するとともに、高齢者が可能な限り住みなれた地域で生活が続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域支援事業をさらに重視した予算編成としております。

予算の総額であります。歳入歳出予算の総額は18億3,320万9,000円で、前年度当初予算額と比較し4,171万4,000円、率にして2.2%の減となっております。主なものについて前年度と比較しますと、歳入については介護保険料収入は6.8%の増、国庫支出金は1.1%の減、支払基金交付金は6.7%の減、県支出金は2.4%の減、繰入金は5.9%の減となっております。歳出については、総務費が11.3%の減、保険給付費は3.1%の減、地域支援事業費は24.4%の増となっております。

それでは、歳入歳出の款別に主なものについてご説明申し上げます。会計の性格上、歳出から説明してまいります。

2ページをごらんください。1款総務費についてであります。1項総務管理費は、介護保険システム改修等委託料657万8,000円など1,300万2,000円を、3項介護認定審査会費は主治医意見書作成料432万9,000円など1,500万7,000円を、合計で2,843万9,000円を計上しております。

2款保険給付費についてであります。1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費は、居宅介護、地域密着型介護、施設介護、福祉用具購入、住宅改修、居宅介護サービス計画の各サービス給付費で、15億7,198万円を計上しております。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費は、介護予防、地域密着型介護予防、

介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修、介護予防サービス計画の各サービス給付費で、3,340万円を計上しております。

3項1目その他諸費は、審査支払手数料、高額介護サービス費、高額合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費など、1億1,293万7,000円を計上しております。

3款財政安定化基金拠出金、4款基金積立金については省略いたします。

5款地域支援事業費についてであります。1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は1,962万7,000円、2目介護予防ケアマネジメント事業費は672万円、合計で2,634万7,000円を計上しております。

2項1目一般介護予防費は578万6,000円を計上しております。

次のページをごらんください。3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費は1,573万9,000円、2目在宅医療・介護連携推進事業費は138万1,000円、3目生活支援体制整備事業費は2,207万円、4目認知症総合支援事業費は625万5,000円、6目任意事業費は640万7,000円を計上しております。

6款公債費については省略いたします。

7款諸支出金についてであります。1項償還金及び還付加算金、1目還付金及び返還金は、第1号被保険者保険料の還付金など100万1,000円を計上しております。

8款についてであります。予備費は、前年度当初と同額の100万円を計上しております。

以上、歳出合計18億3,320万9,000円となっております。

次に、4ページをごらんください。歳出を補うための歳入についてご説明申し上げます。1款保険料についてであります。1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料は3億4,750万円を計上しております。内訳は、年金から天引きとなる特別徴収保険料3億1,500万円、天引きできない直接納付となる普通徴収保険料を収納率90%を見込み3,100万円、滞納繰越分を150万円としております。

2款使用料及び手数料については省略いたします。

3款国庫支出金についてであります。1項国庫負担金、1目介護給付費負担金は3億472万円、2項国庫補助金、1目調整交付金は1億2,210万9,000円、2目地域支援事業交付金（総合事業）は、地域支援事業費のうち介護予防・生活支援サービス事業費等643万7,000円、3目地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）は2,012万円など、計1億4,964万6,000円を計上しております。

4款支払基金交付金についてであります。1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、第2号被保険者の保険料に係る分で、介護給付費の27%の4億6,394万6,000円を計上しております。2目地域支援事業交付金は、総合事業に係る第2号被保険者負担分で、事業費の27%の869万1,000円を計上しております。

次のページをごらんください。5款県支出金についてであります。1項県負担金、1目介護給付費負担金は2億5,373万4,000円を計上しております。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（総合事業）は402万3,000円、2目地域支援事業交付金（包

括的支援・任意事業)は1,006万円、3目利用者負担補助金は被災者の利用者負担の免除に対する補助金140万円を計上しております。

3項財政安定化基金支出金、4項委託金は省略いたします。

6款繰入金についてであります。1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は2億1,478万9,000円、2目地域支援事業繰入金(総合事業)は402万3,000円、3目地域支援事業繰入金(包括的支援・任意事業)は1,006万円、4目低所得者保険料軽減繰入金は390万3,000円、5目その他一般会計繰入金は2,745万9,000円、合計で2億6,023万4,000円を計上しております。

2項1目基金繰入金は2,912万円を計上しております。

7款繰越金、8款諸収入は省略いたします。

以上、歳入合計18億3,320万9,000円となっております。

続きまして、議案第24号 平成30年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)予算についてご説明申し上げます。説明につきましては、平成30年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)当初予算の概要で申し上げます。

6ページをごらんください。予算編成の基本的な考え方についてであります。町地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業所の指定を受け、予防給付のケアマネジメント業務を行っております。このことから、サービス事業勘定予算を設け、予算管理を行っております。歳入については、予防支援サービス事業量の推計、歳出については予防支援事業所の業務運営に必要な経費の適正な把握に留意し、予算編成を行っております。

予算の総額についてであります。歳入歳出予算の総額は217万4,000円で、前年度当初予算額250万4,000円と比較し33万円の減、率にして13.2%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の款別にご説明申し上げます。歳入についてであります。1款サービス収入は、1項予防給付費収入、1目予防支援サービス計画費は217万2,000円を計上しております。

2款繰入金、繰越金、3款諸収入は省略いたします。

歳出についてであります。1款サービス事業費、1項1目居宅介護支援事業費は、予防給付ケアマネジメント委託料155万1,000円など、合計で217万4,000円を計上しております。

以上、歳入歳出予算合計217万4,000円となっております。

以上で平成30年度介護保険特別会計(事業勘定)、(サービス事業勘定)予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(昆 暉雄)

次に、日程第6、議案第25号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算、日程第7、議案第26号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計予算、日程第8、議案第27号 平成30年度山田町水道事業会計予算について、提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長(後藤清悦)

議案第25号、平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計当初予算の概要についてご説明申し上げます。

当初予算の概要1ページをごらんください。総論についてであります。山田町漁業集落排水処理事業は、大浦地区と大沢地区の処理施設を管理運営しております。平成30年度予算につきましては、適切な維持管理及び経費の節減に努め、健全な事業経営を目指すことを基本として編成いたしました。

当初予算案の総額は、歳入歳出それぞれ1億5,989万2,000円で、前年度と比較して1,858万7,000円の増、伸び率は13.2%となっております。

それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。1款事業収入、使用料収入は総額2,713万4,000円で、前年度と比較して伸び率は7.0%、177万7,000円の増となっております。大浦排水処理施設使用料は現年度分853万円、大沢排水処理施設使用料は現年度分1,860万2,000円です。また、大浦、大沢両処理区とも滞納繰越分として1,000円ずつ計上しております。

2款県支出金、漁業集落環境整備事業費補助金は330万円の計上で、農山漁村地域整備交付金を活用した大浦終末処理施設の機能保全計画策定委託料に充当します。

3款繰入金、一般会計繰入金は1億1,564万7,000円で、前年度と比較してマイナス0.3%、29万円の減となっております。歳入不足を調整する財源であり、主に人件費、公債費に充当しております。

2ページをごらんください。4款繰越金及び5款諸収入は省略させていただきます。

6款町債、集落排水事業債は330万円の計上で、大浦終末処理施設の機能保全計画策定委託料に充当いたします。公営企業会計移行事業債は1,050万円の計上で、公営企業会計移行に係る委託料に充当いたします。

歳出の主なものについてご説明いたします。1款経営経常費は、漁業集落排水処理事業を運営するための人件費、各施設の維持管理費等を計上しております。総額は5,834万6,000円で、前年度と比較して伸び率は25.3%、1,178万6,000円の増となっております。

1目総務費は、前年度と比較して894万5,000円増の2,163万9,000円を計上しております。公営企業会計移行事業委託料の増によるものであります。2目大浦排水処理区事業管理費は、前年度と比較して52万8,000円増の1,182万3,000円を計上しております。消耗品費の増額等によるものであります。3目大沢排水処理区事業管理費は、前年度と比較して231万3,000円増の2,338万4,000円を計上しております。復興事業によりマンホールポンプ場が増設されたことから、維持管理費の増額を見込んだものであります。4目整備事業費は、前年度と同額の150万円を計上しております。

3ページをごらんください。2款漁業集落排水事業費は、大浦漁業集落排水整備費660万円で、大浦終末処理施設機能保全計画策定委託料を計上しております。

3款公債費の総額は9,494万6,000円で、前年度と比較して伸び率は0.2%、20万1,000円の増となっております。これは、町債の元金償還金及び利子償還金を計上しております。

以上、平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計当初予算の提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第26号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計当初予算の概要についてご説明申し上げます。

当初予算の概要1ページをごらんください。総論についてであります。山田町公共下水道事業は、船越・田の浜地区の処理施設の管理運営を行いながら、新たな処理区である山田処理区の供用区域の拡大を目指し、整備を進めております。平成30年度予算につきましては、山田処理区の下水道施設の整備と適切な維持管理及び経費の削減に努め、健全な事業経営を目指すことを基本として編成いたしました。平成30年度は、山田地区の復興事業区域内において、復興事業にあわせて下水道の整備を進めるとともに、復興事業区域外においては長崎地区及び境田地区の整備を進め、供用区域の拡大を図ります。

当初予算案の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,058万7,000円で、前年度と比較して3,447万9,000円の増、伸び率は8.1%となっております。

それでは、歳入の主なものについてご説明いたします。1款事業収入、使用料収入は総額4,306万3,000円で、前年度と比較して伸び率は19.6%、706万5,000円の増となっております。船越処理区下水道使用料は現年度分3,055万4,000円、山田処理区下水道使用料は現年度分1,250万7,000円です。また、船越、山田両処理区とも滞納繰越分として1,000円ずつ計上しております。

2款国庫支出金、1目下水道費国庫補助金は1億900万円の計上で、前年度と比較して伸び率は57.5%、3,980万円の増となっております。山田処理区の下水管整備等に係る国庫補助金であります。

3款繰入金、一般会計繰入金は1億6,231万3,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス29.8%、6,898万6,000円の減となっております。復興交付金対象事業費の減に伴い、復興交付金及び震災復興特別交付税等の繰り入れが減となったものです。

2ページをごらんください。4款繰越金及び5款諸収入は省略をさせていただきます。

6款町債、1目下水道事業債は1億4,620万円の計上で、前年度と比較して伸び率は63.2%、5,666万円の増となっております。山田処理区の整備に係る地方債借り入れです。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。1款下水道管理費は、公共下水道事業を運営するための人件費、各施設の維持管理費等を計上しております。総額は7,866万8,000円の計上で、前年度と比較して伸び率は26.3%、1,638万3,000円の増となっております。1目一般管理費は、前年度と比較して1,498万6,000円増の3,491万3,000円を計上しております。主に公営企業会計移行事業委託料の計上による増額であります。2目事業管理費は、前年度と比較して139万7,000円増の4,225万5,000円を計上しております。山田処理区の供用区域が拡大したことにより、新たなマンホールポンプ場がふえ、汚水量もふえたことから維持管理費が増加するものであります。3目整備事業費は、前年度と同額の150万円を計上しております。

2款下水道事業費、1目施設費は、山田処理区の下水管整備事業等に係る事業費であります。総額2億5,647万5,000円、前年度と比較して伸び率は7.9%、1,883万9,000円の増となっております。

3ページをごらんください。3款公債費の総額は1億2,544万4,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス0.6%、74万3,000円の減となっております。これは、町債の元金償還金及び利子償還金を計上しております。

以上、平成30年度山田町公共下水道事業特別会計当初予算の提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第27号 平成30年度山田町水道事業会計当初予算の概要についてご説明いたします。

当初予算の概要1ページをごらんください。総論についてであります。給水収益については、復旧復興事業の進捗に伴い、東日本大震災前の収益額まで回復してきましたが、今後人口の減少及び復旧復興事業の終了による関連する従業員宿舍等の廃止に伴い、減収していく見込みです。このことから、効率的な施設運営及び施設の維持管理に努めることで、経営の健全化を図ってまいります。

投資的事業については、被災した北浜町の山田第1水源地的の本復旧工事に着手するなど、水道施設の復旧復興事業に引き続き取り組み、さらなる安全で安心できる良質な水道水の供給を図ります。

次に、主要な事業についてであります。1つは柳沢地区の配水管布設工事、2つ目は被災した水道施設の復旧や復興計画に係る水道管の管路見直しに伴う業務委託等で、復興事業の進捗に合わせ施設の復旧に努めてまいります。

2ページをごらんください。収入及び支出の収益的収入であります。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益の総額は3億1,032万1,000円で、前年度と比較して伸び率は0.8%、231万6,000円の増となっております。収入額につきましては、平成29年度の調定件数、使用水量の実績見込みを参考にして算定しております。2目受託工事収益につきましては省略をさせていただきます。3目その他の営業収益は260万1,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス0.8%、2万2,000円の減となっております。収入額は、平成29年度の給水工事件数の実績見込みを参考にして算定しております。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金については省略をさせていただきます。2目他会計補助金は188万7,000円で、一般会計からの企業債利息償還金補助金及び児童手当給付補助金の収入を見込んでおります。3目長期前受金戻入は4,114万5,000円、前年度と比較して伸び率は4.1%、163万2,000円の増となっております。昨年度の災害復旧事業に伴い、減価償却資産に係る国庫補助金等の収益化額が増額となったものです。4目雑収益の総額は1,059万1,000円で、前年度と比較して伸び率は2.1%、21万6,000円の増となっております。下水道使用料徴収事務受託料、兼務職員人件費負担金収入及び飲料水供給施設管理業務受託料の収入を見込んでおります。

3ページをごらんください。3項特別利益につきましては省略をさせていただきます。

収益的支出であります。1款水道事業費用、1項営業費用は、営業活動を行うための費用で、人件費、修繕費、動力費等が主なものであります。1目総務費の総額は5,280万3,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス1.9%、102万1,000円の減となっております。2目原水及び浄水費の総額は4,447万円で、前年度と比較して伸び率はマイナス2.9%、133万6,000円の減となっております。3目配水及び

給水費の総額は7,754万9,000円で、前年度と比較して伸び率は11.4%、791万円の増となっております。4目減価償却費は1億3,431万2,000円で、前年度と比較して伸び率は4.5%、576万3,000円の増となっております。5目資産減耗費は1,500万円で、前年度と同額を計上しております。配水管布設がえなどの復旧、復興事業に伴う資産の除却費であります。6目受託工事費、7目その他の営業費用につきましては省略をさせていただきます。

2項営業外費用は、各種事業の財源とした企業債の利息並びに消費税及び地方消費税の納付が主なもので、1目支払利息及び企業債取扱諸費の総額は2,130万円で、前年度と比較して伸び率はマイナス15.1%、379万3,000円の減となっております。2目雑支出については省略をさせていただきます。4ページをごらんください。3目消費税及び地方消費税は2,000万円で、前年度と比較して伸び率はマイナス9.1%、200万円の減となっております。減額の理由は、消費税等の額から控除される資本的支出建設改良費分の課税仕入額の増額によるものであります。

3項特別損失については省略をさせていただきます。

次に、資本的収入についてであります。1款資本的収入、1項1目企業債の総額は9,010万円で、前年度と比較して伸び率は9.5%、780万円の増となっております。建設改良費の支出に係る国庫補助金等以外の町負担財源です。

2項他会計借入金については省略をさせていただきます。

3項1目他会計補助金は6,455万5,000円で、前年度と比較して伸び率はマイナス30.8%、2,879万5,000円の減となっております。災害復旧事業費に対する震災復興特別交付税相当分の一般会計繰り入れ分であります。

4項他会計負担金につきましては省略をさせていただきます。

5項工事負担金は619万2,000円となっております。岩手県から受託する災害復旧事業に対する工事負担金です。

6項寄附金につきましては省略をさせていただきます。

7項補助金、1目国県補助金は6億7,197万7,000円で、前年度と比較して伸び率は34.9%、1億7,380万6,000円の増となっております。水道施設災害復旧事業の国庫補助金であります。

5ページをごらんください。8項固定資産売却代金につきましては省略をさせていただきます。

9項他会計繰入金は851万6,000円で、前年度と比較して伸び率は2.4%、20万円の増となっております。旧簡易水道事業の企業債元金償還に係る一般会計からの繰入金であります。

次に、資本的支出についてであります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水施設拡張工事費、2目施設費、3目土地購入費、4目固定資産購入費、5目改良費につきましては省略をさせていただきます。6目老朽管更新事業費は、長林地区配水管布設替工事の詳細設計で600万円を計上しております。7目柳沢・北浜地区配水管布設事業費は、柳沢・北浜地区区画街路配水管布設工事費で5,000万円を計上しております。8目災害復旧事業費の総額は7億8,913万3,000円で、前年度と比較して伸び

率は31.5%、1億8,914万5,000円の増となっております。

2項1目企業債償還金は9,692万8,000円で、前年度と比較して伸び率は4.2%、392万5,000円の増となっております。各種事業の資金として借り入れた企業債元金の償還金であります。

以上のとおり、平成30年度山田町水道事業会計当初予算の提案理由の説明といたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

以上で説明が終わりました。

ここでお諮りします。日程第1、議案第20号から日程第8、議案第27号までは、山田町議会先例58により、議長を除く議員全員による予算特別委員会を設置し、委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第20号から日程第8、議案第27号までの予算は、議長を除く議員全員による予算特別委員会を設置し、委員会に付託することに決定しました。

なお、3月8日木曜日、午前10時から山田町中央コミュニティセンター2階集会室において予算特別委員会を開催いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時18分休憩

午前11時30分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第9、意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在人権擁護委員であります菊地久美子さんが平成30年6月30日をもって3年間の任期満了を迎えるため、その後任の推進について、過日盛岡地方法務局より依頼がありました。

については、現職の菊地久美子さんを再任候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第

3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

それでは、候補者の略歴についてご説明いたします。資料をごらんください。氏名、菊地久美子、生年月日、昭和26年3月8日生まれ、現在66歳です。住所、岩手県下閉伊郡山田町船越第6地割52番地17。最終学歴、学校法人常磐学園短期大学卒業。主たる経歴、社会福祉法人三心会豊間根保育園園長を経て、平成24年4月1日からは人権擁護委員の委嘱を受け、現在2期目であります。

再任候補者の推薦に当たっての留意事項は、年齢が任命時点で75歳未満であること、任期中の活動状況が良好であることなどであります。菊地久美子さんは、これらの条件を満たしておりますので、ここに推薦しようとするものであります。

なお、委嘱に係る事務負担の軽減及び効率化を図ることを目的に、本年から1月、4月、7月、10月の年4回の委嘱発令回数が1月と7月の年2回に変更され、4月と10月発令の委員の任期は、次の委嘱日まで自動的に3カ月延伸されることになりました。このため、4月発令の菊地久美子さんの現在の任期は、平成30年3月31日までの3年間でありましたが、次の発令日が7月1日となることから、6月30日まで延長されるため、本定例会での提案とするものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

なお、討論は山田町議会先例65により省略します。

これから意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、意見第1号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについては原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第10、意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在人権擁護委員であります佐々木實さんが平成30年6月30日をもって3年間の任期満了を迎えるため、その後任の推薦について、過日盛岡地方方法務局より依頼がありました。

については、現職の佐々木實さんを再任候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

それでは、候補者の略歴についてご説明いたします。資料をごらんください。氏名、佐々木實、生年月日、昭和21年12月11日生まれ、現在71歳でございます。住所、岩手県下閉伊郡山田町織笠第14地割32番地172。最終学歴、岩手県立山田高等学校卒業。主たる経歴、山田郵便局長を経て、現在山田町民生児童委員を務められており、平成24年7月1日からは人権擁護委員の委嘱を受け、現在2期目であります。

なお、再任候補者の推薦に当たっての留意事項は、年齢が任命時点で75歳未満であること、任期中の活動状況が良好であることなどであります。佐々木實さんは、これらの条件を満たしておりますので、ここに推薦しようとするものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

なお、討論は山田町議会先例65により省略します。

これから意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、意見第2号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについては原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

日程第11、意見第3号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

意見第3号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてご説明申し上げます。

現在人権擁護委員であります佐々木正弘さんが平成30年6月30日に任用期限……

○議長（昆 暉雄）

ちょっと待ってください。「マサヒロ」でなく「マサアキ」でない。

○町民課長（昆 健祐）

失礼しました……「マサヒロ」です。

○議長（昆 暉雄）

はい、わかりました。

○町民課長（昆 健祐）

失礼しました。

現在人権擁護委員であります佐々木正弘さんが平成30年6月30日に任用期限を迎えるため、その後任の推薦について、過日盛岡地方法務局より依頼がありました。

については、佐々木正弘さんの後任として、沼崎弘明さんを新任候補者として推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

それでは、候補者の略歴についてご説明いたします。資料をごらんください。氏名、沼崎弘明、生年月日、昭和31年8月4日生まれ、現在61歳です。住所、岩手県下閉伊郡山田町織笠第11地割211番地3。最終学歴、岩手県立釜石南高等学校卒業。主たる経歴、山田町役場復興推進課長を経て、現在は山田町社会福祉協議会常務理事として勤務しております。

なお、新任候補者の推薦に当たっての留意事項は、年齢が委嘱時点で68歳未満であること、任期中の活動が十分期待できることなどであり、沼崎弘明さんは、これらの条件を満たしておりますので、ここに推薦するものであります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（昆 暉雄）

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

なお、討論は山田町議会先例65により省略します。

これから意見第3号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについてを採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、意見第3号 人権擁護委員候補者の推せんに関し意見を求めることについては原案のとおり

り可決されました。



○議長（昆 暉雄）

追加日程第1、議案第28号 平成29年度山田町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（古舘 隆）

議案第28号 平成29年度山田町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、年度末を控えて現時点でのそれぞれの収入見込み額や執行予定額をもとに予算調整を行うことを目的に編成を行ったものであります。

歳入歳出の補正では、歳入歳出予算の総額からそれぞれ39億8,937万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ365億2,862万5,000円としようとするものであります。

歳入歳出予算の説明の前に、5ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正であります。まず、追加分であります。記載のとおり、事業名、ICT基盤整備事業共聴施設整備事業から、9ページをお開きください。事業名、山田中学校施設災害復旧事業までの合計32事業、47億5,205万8,000円を、平成29年度中の事業完了が困難と見込まれることから、翌年度に繰り越して使用しようとするものであります。

次に、10ページをお開きください。変更分であります。さきに議決をいただいております繰越明許費の事業のうち、記載している2事業について繰り越して実施する金額をそれぞれ増額することとし、合計では49億1,920万4,000円を増額しようとするものであります。

なお、11ページから12ページの第3表、地方債補正については説明を省略させていただきます。

それでは、事項別明細書により、目の増減額が500万円以上の主なものについて説明いたします。

13ページをお開きください。歳入であります。1款町税、1項町民税、1目個人5,180万円の増額は、1節町民税（個人）現年課税分の増によるものであります。

2目法人2,513万2,000円の増額は、1節町民税（法人）現年課税分の増によるものであります。

2項1目固定資産税1,091万9,000円の増額は、1節固定資産税現年課税分の増によるものであります。

次のページをお開きください。10款1項1目地方交付税7億6,140万7,000円の減額は、1節震災復興特別交付税の減によるものであります。これにより、本年度の予算計上額は41億7,821万7,000円となるものであります。

13款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料951万9,000円の増額は、3節の公営住宅使用料の増などの増減によるものであります。

次のページをごらんください。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金516万7,000円の増額は、5節の子どものための教育・保育給付費国庫負担金の増などの増減によるものであります。

3目農林水産業費国庫負担金6億2,669万6,000円の減額は、2節の漁港施設災害復旧事業国庫負担金の減などによるものであります。

16ページをお開きください。2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金1,060万9,000円の減額は、2節の社会資本整備総合交付金（住宅）の減などによるものであります。

15款県支出金、1項県負担金、2目民生費負担金1,140万5,000円の増額は、2節の国民健康保険基盤安定事業負担金の増などの増減によるものであります。

18ページをお開きください。2項県補助金、5目商工費補助金1,913万5,000円の減額は、2節中小企業被災資産復旧事業費補助金の減によるものであります。

6目土木費補助金5,794万6,000円の減額は、3節の生活再建住宅支援事業補助金の減などによるものであります。

次のページをごらんください。16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入3億4,081万9,000円の減額は、1節土地売却収入の減によるものであります。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億5,982万9,000円の増額は、1節財政調整基金繰入金の増によるものであります。これにより、歳出の積立金も合わせますと、本補正予算時点での財政調整基金の平成29年度末の現在高は50億7,900万円程度となる見込みです。

5目復興交付金管理運営基金繰入金23億5,020万5,000円の減額は、1節復興交付金管理運営基金繰入金の減によるものであります。これにより、同基金の本補正予算時点での平成29年度末の現在高は264億3,400万円程度となる見込みです。

6目復興まちづくり基金繰入金3,026万2,000円の減額は、1節復興まちづくり基金繰入金の減によるものであります。これにより、同基金の本補正予算時点での平成29年度末の現在高は26億400万円程度となる見込みです。

20ページをお開きください。8目公共施設等整備基金繰入金4,200万円の減額は、1節公共施設等整備基金繰入金の減によるものであります。これにより、同基金の本補正予算時点での平成29年度末の現在高は5億5,500万円程度となる見込みです。

次のページをごらんください。21款町債については説明を省略させていただきます。

次に、歳出であります。23ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費910万7,000円の減額は、13節の復興人材プラットフォーム事業委託料の減などによるものであります。

次のページをお開きください。19目財政調整基金3億4,496万8,000円の減額は、25節財政調整基金積立金の減によるものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費3,612万8,000円の減額は、13節の山田地区住居表示整備業務委託料の減などの増減によるものであります。

次のページをごらんください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費6,215万3,000円

の減額は、21節の災害援護資金貸付金の減などの増減によるものであります。

26ページをお開きください。2項児童福祉費、2目児童費1,289万円の増額は、13節の民間保育所運営委託料の増などによるものであります。

4目保育園費610万5,000円の減額は、7節の臨時保育士賃金の減などの増減によるものであります。

次のページをごらんください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1,013万2,000円の減額は、19節の被災診療所等再建支援補助金の減などによるものであります。

28ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費961万9,000円の増額は、19節の農用地災害復旧関連区画整理事業負担金の増などの増減によるものであります。

次に、30ページをお開きください。2項林業費、2目林業振興費604万2,000円の減額は、19節の特用林産施設体制整備復興事業補助金の減などによるものであります。

3項水産業費、2目水産振興費7億4,850万円の減額は、次のページをごらんください。19節の水産業共同利用施設復興整備事業補助金の減など、復興交付金事業などの調整等によるものであります。

5目漁港建設費1,000万円の減額は、15節の織笠漁港施設機能強化事業工事費の減によるものであります。

6目漁業集落防災機能強化費1億4,863万1,000円の減額は、次のページをお開きください。15節の大浦地区漁業集落防災機能強化事業工事費の減など、復興交付金事業などの調整等によるものであります。

7款1項商工費、2目商工業振興費3,879万円の減額は、19節の中小企業被災資産復旧事業補助金の減などによるものであります。

34ページをお開きください。8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費2,976万の増額は、15節の橋りょう補修工事費の増などの増減によるものであります。

3目道路新設改良費9,686万9,000円の減額は、15節の豊間根地区排水路整備事業工事費の減などによるものであります。

4目道路事業費2億5,276万9,000円の減額は、次のページをごらんください。13節の織笠地区道路事業路線交差部施行管理委託料の減など、復興交付金事業の調整等によるものであります。

36ページをお開きください。4項都市計画費、2目土地区画整理費3億8,364万4,000円の減額は、13節の山田地区都市再生区画整理事業施行管理委託料の減など、復興交付金事業の調整等によるものであります。

次のページをごらんください。4目防災集団移転費3億9,396万3,000円の減額は、復興交付金事業の調整で、13節の山田地区防災集団移転促進事業施行管理委託料の減などの増減によるものであります。

次のページをお開きください。5目津波復興拠点整備費12億4,436万6,000円の減額も復興交付金事業の調整で、13節の山田地区津波復興拠点整備事業施行管理委託料の減によるものであります。

5項下水道費、1目下水道総務費3,634万8,000円の減額は、28節の公共下水道事業特別会計繰出金の減などによるものであります。

次のページをごらんください。6項住宅費、1目住宅管理費1,958万7,000円の減額は、13節の空家実態調査業務委託料の減などの増減によるものであります。

2目住宅支援費1億6,025万円の減額は、19節の危険住宅移転事業補助金の減など、復興交付金事業などの調整等によるものであります。

3目災害公営住宅整備費6億411万3,000円の増額は、次のページをお開きください。15節の災害復旧公営住宅整備事業（飯岡）造成等工事費の増など、復興交付金事業の調整等によるものであります。

次に、45ページをお開きください。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、5目水産業施設災害復旧費6億2,649万2,000円の減額は、15節の漁港災害復旧工事費の減などの増減によるものであります。

46ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出の予算の総額からそれぞれ39億8,937万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ365億2,862万5,000円としようとするものであります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

昼食のため休憩いたします。

午前 11時56分休憩

午後 1時00分再開

○議長（昆 暉雄）

会議を再開いたします。

休憩前に引き続き議案審議を行います。

歳入全款の質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

1点だけお願いします。17ページ、県支出金です。4目の1節、一番下のところに担い手確保・経営強化支援事業補助金、これが800万円入っていますけれども、当初から見込んだのか、それとも県のほうから急にきて、どういう事業をやるのか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

ただいまの質問についてお答えいたします。

これにつきましては、県から昨年12月にこの事業をやらないかということで照会がございまして、実施しようとするものでございます。これは、付加価値の拡大、売上高の拡大、経営コスト縮減など

先進的な経営の確立に意欲的に取り組む担い手に対して、融資を活用していれば、融資の活用以外の部分の金額を補助しようとするものでございまして、荒川地区の方が手を挙げていまして、パイプハウス7棟を建てようとする事業でございます。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

今県からこういう内容でやらないかというのが来たわけだな。そこから金額が決まって、どういうふうにして周知して、そこで1件だけなのか。

それともう一個は、これは年度をまたいでも使えるやつなのかどうか。

○議長（昆 暉雄）

農林課長。

○農林課長（川口徹也）

12月に県から周知されまして、農業者の方に文書で照会を出しております。これについては、繰り越しが可能な事業ということになっております。

以上です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

歳入全款の質疑を終わります。

歳出全款の質疑を許します。6番。

○6番木村洋子議員

25ページですけれども、民生費の21の貸付金、災害援護資金貸付金なのですが、相当減になっているところなのですけれども、これの成果というか、予定していたのと実際はどうだったのかを教えてください。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

当初は1億2,600万円の計上でしたが、今までの貸付決定額とこれからの予想、当然少し多目に見ておりますけれども、19件、6,300万円を今度6,300万円に減額したものでございます。貸付決定が9件、見込みが10件、これは少し多く見ている数字でございます。

以上でございます。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

ほかの自治体のデータを見たのですけれども、結構もっと借りられているなというのが印象に残ったのですが、実際山田の場合ももっと借りたいという人がいると思うのですが、そこら辺の何かしら分析とかはしているのでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

借りたい人がいればお貸ししていますし、これは町費でございませぬので、県費でございませぬので、借りたい方があってルールに合っていれば、これをお貸しするというところでございませぬ。

私が4月に担当して感じているのは、お借りになっているのは住宅の建設のときに前払い金等が発生する方もいらっしゃいます。それに充てるとか、被災時に混乱の中お金を借りた方が今返済期になっていると。逆に今繰上償還が多くなっておりますので、そういう状況になっております。

以上でございませぬ。

○議長（昆 暉雄）

6 番。

○6 番木村洋子議員

ほかの自治体とまた比べるのもあれですけれども、何かしら借りたい人はもっといるのだと思うのです。そこら辺を周知のほうをもう少しやっていただいて、この時期に本当にお金が借りたいという方のために有効に使っていただきたいと思っておりますので、そこは要望です。

○議長（昆 暉雄）

ほかにはありませんか。

8 番。

○8 番関 清貴議員

私からも1点だけ、33ページの商工費の委託料なのですけれども、前山田病院活用調査業務委託料、これはどのような業務を委託する内容でしょうか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

前山田病院跡地の件でございませぬので、私のほうから答弁させていただきます。

今議会で町長のほうからも施政方針で述べさせていただいております。一般質問もお受けし、答弁しているところでございませぬ。このイメージとすれば、観光と物産をテーマとした新しい観光の拠点

をつくりますということでございまして、その内容については町の資源を結集するというでございまして。ただ、皆さんもご承知のとおり、イメージだけ先行してございまして。これは、なかなか訴求力がなくて、私どもも苦労しているところでございまして、山田町の資源とか、あるいはその資源によってこういうような拠点ができるといったようなことを第三者、つまり業者の方に立案していただいて、たたき台といいますか、基本設計にもならないのですけれども、あるべき姿のようなものを調査をしていただいたり、図化していただいたりする、そういうようなものを考えているところでございまして。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

わかりました。コンサル等を利用して、たたき台をつくってもらおうということでわかりましたが、というのは、ここはまだ県有地であると思うのですが、交渉というか、その辺も進んでこのような業務の内容を予算化して発注する予定なのかどうかお聞きいたします。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

議員おっしゃるとおり、通常の順番からいきますと、用地を取得してからこのような業務を発注する、あるいは話し合いを進めていくということになるのであろうと思います。ただ、今議会のご質問でもあったとおり、目標、目的を考えた場合、むしろ遅いということもあろうかと思えます。答弁でも申し上げましたが、県医療局との土地の交渉事務を進めつつ、新しい拠点を描いていくと、これは同時進行でいきたいということでございまして。土地については、県と覚書を締結してございまして、山田町に譲渡すると、これは合意済みでございまして。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

わかりました。具体的に動いて、早目早目にやって事業を成立させると、そういう考えのもとでやっているのはわかりますが、そうすれば一応工期というのは繰越明許費のほうにもあります新たな観光整備事業ですか、そっちのほうで繰り越しをする予定のようですが、これは大体どれぐらいかけてする予定ですか。

○議長（昆 暉雄）

復興企画課長。

○復興企画課長（甲斐谷芳一）

大変申しわけございませんが、なるべく早く着手をして、なるべく早く終えたいというのが現時点

での考えでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

7番。

○7番尾形英明議員

34ページの3目の委託料、町道白山・石峠線となっておりますが、町道白山・石峠線というのは、どこからどこまでの話だったのかわからないのですが、これは当初から載っていましたか。

あと、その下の工事請負費、豊間根地区の排水路整備工事、あとは歩道工事、全部ひっくるめての中身、何でこうやって減額しなければならないのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

まず、1点目の町道白山・石峠線の関係です。これは、三沿道から県道のつけかえ道路の関係で、議員から要望があった部分でございます。この部分については、道路は今S字カーブで、ぐんにやり曲がっているところを真っすぐつけようということの事業でございまして、その事業を行うための測量設計業務委託料が完了したので、その部分執行残を減額するというものでございます。

次の豊間根地区の排水路整備についてですけれども、これは地区説明会によりまして事業計画の変更が出てきたということで、今年度事業分は落として、30年度に新たに予算をつけかえるということで減額しているものです。

次に、豊間根地区の歩道整備事業ですけれども、これは現在木下建設で実施している部分でございまして、これも事業費の確定、執行残を減額するというものでございます。

○議長（昆 暉雄）

7番。

○7番尾形英明議員

執行残ということは、今の発注している部分というのは完成になったのですか。畠山商店の前も含まれていると思うのですけれども、あそこはあれで終わりですか。計画の中では国道にくっつくところまでやるようになっているのですが、残というのは執行残と言っていますけれども、工事をやらない残ではないのですか。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

工事費が確定したことによる残でございます。国道の畠山商店の部分については、地権者の合意が得られないということで、この分についても予算は減額してございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

5番。

○5番田老賢也議員

33ページの商工費、委託料、先ほど8番議員からあった部分にも関連してくるのですが、この中の予算の内訳を教えてください。

あとは、イベント会場というのが何なのかと、あと海水浴場関連がこの時期に出てきているのが何でなのかなと思ひまして、そこの部分をお願いします。

○議長（昆 暉雄）

水産商工課長。

○水産商工課長（武藤嘉宜）

今のご質問でございます。委託料の内訳でございますが、荒神海水浴場の委託料が減額となっております。3万9,000円の減額です。浦の浜海水浴場の委託料につきましても4万2,000円の減額となっております。

それから、イベント会場設営につきましては、これも72万円の減額となっております。イベント会場の設営につきましては、さくらまつり、カキまつり、浦の浜の海開き等々の各種イベントでの設営分で減額になったものでございます。

山田病院の金額につきましては、今の差し引きの分が金額となるものでございます。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

11番。

○11番菊地光明議員

二、三お聞きします。1点目が32ページの補償300万、大沢地区漁業集落防災機能強化事業の建物補償、俺の記憶が間違いなければ、大沢地区に防集事業で補償する建物はなかったと思うのですが、これについてお願いします。

もう一つは、まず最初に確認しないといけないのですが、40ページの土木費の工事請負費9億3,899万2,000円の増、災害公営住宅の飯岡の整備事業、造成の工事費のようですが、これは繰越明許費のどこに該当するのか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

1点目の建物等移転補償費ですが、これは大沢第2団地の造成に伴います既存家屋の事業損失補償という部分になります。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

工事請負費の9億3,800万の内容についてであります。防集第1団地内に建設する飯岡災害公営住宅の造成分の予算措置であります。復興交付金上での事業費調整を行って、このほど災害公営住宅の今年度の負担分を調整して予算計上をさせていただいたものであります。今年度の支払い分となりますので、繰越明許には関係ございません。

○議長（昆 暉雄）

11番。

○11番菊地光明議員

ということは、まず9億3,000万増になったのは今回初めて出てきたのですけれども、これはいつからの工事費、多分増だから工事費だと思うのですが、この20日間でこういうことできるのか。そうでなければ何かのとき変更で議決をいただいているのか、それは教えてください。

それから、大沢の件に関して、第2団地をつくると、あそこは防集ではないでしょう。あれは、区画整理地内の影響でそうなったのでしょうか。防集事業で建物補償というのは、防集を計画した地区は津波で全部流れているから建物何もないでしょう。あくまでも区画整理の影響で補償するということでしょう。であれば、ここに計上するのはおかしいのではないですか。区画整理か何かに計上しないと、これだと本当に防集でやったことになっていますよ。当初私がそういう質問をしたときは、そういうことはないと言っていたので、やはりこれは計上するのが間違っているのか、私の考えが間違っているのか。実際に防集で大沢地区に建物は残っていましたよというのならわかるけれども、私の記憶ではないのですけれども、それをもう一度お願いします。

○議長（昆 暉雄）

建設課長。

○建設課長（川守田正人）

建物補償の件です。これは、大沢の第2団地の漁集事業で造成した住宅団地になります。その造成に伴いまして、既存家屋に影響が出たということで、それは漁集事業のほうで事業損失補償ということでお金を支払うということになります。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

造成費に係る予算につきましてであります。造成費の予算につきましては、建設課所管の土木費の別科目にて計上しておるところで、年度内事業費の確定の時期に災害公営住宅分として予算措置をさせていただき、後ほど支出更正を行うという性格のものであります。

(「初めて出したのか。3回目になれば終わりでしょう。質問しているのは、前に変更契約か何かしていたかということ」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

建築住宅課長。

○建築住宅課長 (芳賀道行)

造成費につきましては、変更契約はまだ行ってはおりません。

○議長 (昆 暉雄)

11番。

○11番菊地光明議員

変更契約をしていないということがわかりましたが、では変更契約を今年度だけだということで、今年度中にして、繰越明許でもないということなのですが、この9億円が本当に消化できるものでしょうか、この20日間で。

それともう一つは、防集で第2団地をつくることだということですよ。防集の第2団地をつくるというのは、この下条の土地ですよ。あのときなのですか、本当に。区画整理でしょう、事前調査と事後調査。だって、事後調査したのは区画整理が終わってからしているのでしょうか。それは、あくまでも防集であそこに……

(「漁集」と呼ぶ者あり)

○11番菊地光明議員

災害公営住宅をつくることだという、その後でしょう。どっちが早いのですか、終わっているのは。そして、どちらのほうが本当に影響を与えたのか調査しているのですか。今後のことがあるので、ちゃんと。

○議長 (昆 暉雄)

建設課長。

○建設課長 (川守田正人)

大沢の下条の第2団地の部分になりますので、漁集事業の予算を使って住宅団地として整備した部分になります。ですので、漁集事業の予算の中で損失補償をするということになります。

○議長 (昆 暉雄)

建築住宅課長。

○建築住宅課長 (芳賀道行)

先ほどの工事の繰り越しの関係になりますけれども、基本的には建設課と建築住宅課の中の事業費調整、アロケーションでありまして、こちらのほうでは災害公営住宅の造成分として9億円を計上し、後に建設課の分の事業費を減額するという事業費調整ということになります。

(「わかった。もうだめでしょうから」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

もし11番あるのであれば、予算委員会で論議をしてください。

ほかにありませんか。

12番。

○12番山崎泰昌議員

34ページ、2目の15節、橋りょう補修工事費、これが結構な額が出てきたけれども、当初計上して、今やるところなのか、それとも急に出てきたのか、それを聞かせてください。

あとは39ページ、6項の1目、この中の13節の委託料、当初で空家実態調査業務委託料ということで2,000万円の計上があったと記憶しているのだけれども、ここで使われていないということは、一般質問でも空き家のことはずっと言われてきたのだけれども、何か疑うわけではないけれども、しっかりした調査とか行ったのかなというのが1点。

あともう一点は、繰越明許費です。このところで田の浜の防災緑地が載っているけれども、私の記憶ではことし3月で完了でなかったかなと思っているので、ちょっとここは確認したいです。

○議長 (昆 暉雄)

建設課長。

○建設課長 (川守田正人)

まず、1点目の橋りょう補修事業についてでございます。これは、当初2橋分の補修工事をやろうとしていたところ、社会資本総合整備交付金が増額になりまして、その増額分を見込んで7橋分の補修事業を実施しようというものでございます。実際は30年度に繰り越して実施するというふうに考えております。

田の浜の防災緑地公園についてですけれども、防災緑地公園については現在奥井建設株式会社で施工しておりまして、工期は今年度ではなくて4月13日までになっております。ですので、債務負担行為を設定して、30年度までという形にはなってございます。

○議長 (昆 暉雄)

建築住宅課長。

○建築住宅課長 (芳賀道行)

空家実態調査でございますが、議員ご指摘のとおり、当初では2,000万円を予定して、事業費予算措置をさせていただいておりましたが、事業費が圧縮できたことで、今回確定による減額をさせていただいたということでございます。

○議長 (昆 暉雄)

12番。

○12番山崎泰昌議員

1点目、2点目はわかりましたけれども、2点目はたしかこれひもつきみたいな格好でなかったっけ。これだけで使えという話でなかったっけか。そこいら、ここをうかつに減額したらば、お金を返さなければならなくなるのではないの。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

こちらにつきましては、補助事業で確かに行われているものでございますが、確定した分の見合いについては歳入のほうで減額をさせていただいております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

一般質問のときも、これからも調査するようなことは言っていたはずなのだけれども、これは減額してまた来年度も使えるの。使えなかったらば、ちょっとこれは単費持ち出しだから、おかしい話になる。

○議長（昆 暉雄）

建築住宅課長。

○建築住宅課長（芳賀道行）

補助金につきましては、基本的には単年度ということになりますので、来年度以降の予算につきましてはまた別途考えなければなりません、基本的には来年度は同じような調査をするということではなくて、空き家の意向の深掘りになりますので、今回の調査の実績で空き家の所有者がわかった部分に、別途単費でアンケート調査を送るといような考えでおります。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

歳出全款の質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第28号 平成29年度山田町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第2、議案第29号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町民課長。

○町民課長（昆 健祐）

議案第29号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ428万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億2,076万8,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、主なものについて順にご説明いたします。

5ページをごらんください。歳入であります。3款国庫支出金、2項国庫補助金、2目国保制度関係業務準備事業費補助金243万9,000円の増額は、国保広域化に対応するための関係システム改修費に対する補助金の計上によるものであります。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金184万2,000円の増額は、主として低所得者等の保険料負担を軽減する保険基盤安定繰入金の確定による増によるものであります。

歳出であります。8ページをごらんください。2款保険給付費、2項高額療養費、3目一般被保険者高額介護合算療養費8万円の増額は、今後の支出額の増額が見込まれることによるものであります。

9ページをごらんください。10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金45万3,000円の増額、2目退職被保険者等保険税還付金5万円の増額は、それぞれ現時点における年度末までの所要額の見込みによるものであります。

3目償還金369万8,000円の増額は、前年度に収入した国庫負担金等の精算による返還金を計上したことによるものであります。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ428万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億2,076万8,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第29号 平成29年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第3、議案第30号 平成29年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長(菊池ひろみ)

議案第30号 平成29年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,943万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,617万9,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により、主なものについて順にご説明申し上げます。5ページをごらんください。歳入であります。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金1,463万5,000円の減額は、国の介護給付費負担金が確定したことによるものであります。

2項国庫補助金、1目調整交付金159万1,000円の増額は、総合事業に係る調整交付金の見込みによるもの、2目地域支援事業交付金258万円の減額は、地域支援事業交付金(総合事業)の確定によるものであります。

6ページをごらんください。4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金3,816万8,000円の減額は、支払基金の介護給付費交付金の確定、2目地域支援事業交付金124万4,000円の減額は、地域支援事業費の確定見込みによるものであります。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金1,290万3,000円の減額は、県の介護給付費負担金の確定見込みによるものであります。

7ページをごらんください。2項県補助金、1目地域支援事業交付金（総合事業）49万3,000円の減額は、地域支援事業費の確定見込みによるものであります。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（総合事業）49万3,000円の減額は、地域支援事業費等の確定見込みによるものであります。

次に、歳出であります。9ページをごらんください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス給付費7,427万8,000円の減額は、居宅及び施設介護サービス給付費の見込みによるものであります。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費100万円の減額は、介護予防住宅改修給付費の実績見込みによるものであります。

10ページをごらんください。4款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金999万9,000円の増額は、財政調整基金への積立金の増によるものであります。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費218万3,000円の減額は、訪問型、通所型サービス事業費の実績見込みによるものであります。

2目介護予防ケアマネジメント事業費122万2,000円の減額は、介護予防ケアマネジメント委託料等の実績見込みによるものであります。

11ページの最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,943万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億4,617万9,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。12番。

○12番山崎泰昌議員

歳入のほうからです。一番最初のページの保険料ですけれども、プラ・マイ・ゼロになっているようですけれども、これは滞繰の普通徴収、これを特別徴収で集めたからこうなったのか。もしそれならそれでもいいし、違ったらば滞繰の分がここで引かれるという理由がわからないので、お願いします。

あとは、9ページのところで2款1項の介護サービス、これが7,000万、ここの減額が出てきているわけ。ちょっと予算規模からいっただらば、この減額というところが大き過ぎるのだけれども、ここの原因はということなのだか教えてください。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

保険料の部分ですけれども、これは1月時点の徴収分とかを見込んだ額で、このような予算としております。

それから、施設サービス等の減額ですけれども、当初施設入所している方々の見込みの数は100人ぐらいを見込んでいたのですけれども、実際はそれが80人ぐらいと減されたということによりまして、減額しております。

○議長（昆 暉雄）

12番。

○12番山崎泰昌議員

当初予算で滞繰の分もちゃんと徴収しますよというふうになっているのだから、ここはもう少し頑張ってもらわないと困るし、あと予算の規模なのですけれども、現状としてサービスを受ける人が減ってきているというのを聞いているのだけれども、それに見合っつけていかないと今後は大変だと思うのだけれども、そこらの見解はどうか。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

まず、給付費のほうですけれども、それにつきましては増加すると見込んで今年度予算をとったのですけれども、それよりも少なかったという現状になります。

それから、繰り越しの滞納している方の分の保険料ですけれども、徴収員のほうで定期的に何回も自宅にお伺いして徴収しているのですが、なかなかそれが思うほど、予定よりも少なかったということになります。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

私からは1点だけ、10ページの財政調整基金積立金なのですけれども、999万9,000円が積立金になって、これの主な要因として、歳出が思ったより少なかったのか、それとも税収がよかったのか、教えてください。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

今の件につきましては、税金も予定より多かった部分もありますけれども、サービス給付費が思ったほど伸びなかったというのも一つの要因となっております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番関 清貴議員

サービス給付費が思ったより伸びなかったということは、サービスを受ける人が少なかったという

ふうに解釈するわけですが、今後このような傾向が続くのかどうか、今時点でどのような見立てをしていますでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

現在山田町の介護認定者の割合は16%ほどになっております。もう少し上がると見込んでいたのですが、来年度もそれほど大きく割合がふえないと思っております。

○議長（昆 暉雄）

8番。

○8番 関 清貴議員

そうすれば、積んでおくのは、後で税負担等が軽減される可能性もありますので、還元すべきではないかなと個人的には思うのですが、今後またこの決算が終われば不用額等が出れば、またこの金額が伸びると思うのですが、山田町のこの規模でどのぐらいの積立金を積み立てておけば運営が安定するのかなというのを、もしわかるのであれば教えてください。

○議長（昆 暉雄）

長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（菊池ひろみ）

積立金ですけれども、今回の今まで積み立てた分は第7期の保険料のほうで、そこを取り崩してまらず使うこととなります。

それから、どのぐらい積み立てがあればいいかという部分ですけれども、そのところははっきりお示しできませんので、後で調べてからご案内いたします。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第30号 平成29年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○

○議長 (昆 暉雄)

追加日程第4、議案第31号 平成29年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。長寿福祉課長。

○長寿福祉課長 (菊池ひろみ)

議案第31号 平成29年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ97万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ347万8,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により順にご説明申し上げます。5ページをごらんください。歳入であります。1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目予防支援サービス計画費40万1,000円の減額は、介護予防サービス利用見込みに伴う予防支援サービス計画費の減によるものであります。

2款1項1目繰越金137万5,000円の増額は、前年度繰越金の計上によるものであります。

次に、歳出であります。7ページをごらんください。1款サービス事業費、1項1目居宅介護支援事業費97万4,000円の増額は、介護予防サービス利用見込みに伴うサービス事業委託料66万8,000円の減及び介護保険特別会計(サービス事業勘定)繰入金への一般会計繰出金164万2,000円の増によるものであります。

以上のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ97万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ347万8,000円とするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 (昆 暉雄)

歳入歳出一括質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (昆 暉雄)

討論なしと認めます。

これから議案第31号 平成29年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第5、議案第32号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

議案第32号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算からそれぞれ1万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,370万1,000円とするものです。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げますので、5ページをごらんください。歳入であります。1款1項事業収入、1目使用料収入171万円の増は、大沢排水処理施設使用料で、被災者の住宅再建などにより大沢地区の使用料収入が増額となることによるものです。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金172万6,000円の減は、事業収入が増となったことに伴い減額するものです。

次に、歳出であります。7ページをごらんください。1款1項経営経常費、3目大沢排水処理区事業管理費1万2,000円の増は、使用件数の増に伴い徴収事務委託料を増額するものです。

2款1項公債費、1目元金2万3,000円の増は、町債元金償還金の額の確定によるものです。

2目利子5万1,000円の減は、町債利子償還金の額の確定によるものです。

最終行をごらんください。以上のとおり、歳入歳出予算からそれぞれ1万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,370万1,000円とするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。11番。

○11番菊地光明議員

歳入歳出には何らご意見ないのですが、今後もこの1万6,000円の増減など、やはり議決案件として必要なものか。町長に任されている専決処分でもいいのですけれども、これからもずっとこの方向でいくのでしょうか。私は、町長の裁量に任せて専決処分してもらったほうがいいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（昆 暉雄）

甲斐谷副町長。

○副町長（甲斐谷義昭）

あくまでも財政法あるいは地方自治法にのっとってやっているわけですので、議会のほうで幾らまでは町長に専決権を与えたいという議決がなされれば、それはそのようになると思いますので、議会の皆様の考え方だと思います。

○議長（昆 暉雄）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第32号 平成29年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第6、議案第33号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（後藤清悦）

議案第33号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げ

げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,986万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億92万円とするものです。

歳入歳出予算の前に、5ページをお開きください。第2表、繰越明許費であります。記載のとおり、平成29年度中の事業実施が困難と見込まれる下水道整備事業8,152万3,000円を翌年度に繰り越して実施しようとするものであります。

また、第3表、地方債補正については省略いたします。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げますので、9ページをごらんください。歳入であります。1款1項事業収入、1目使用料収入695万8,000円の増は、被災者の住宅再建及び災害公営住宅への入居などにより、使用料収入が増額となることによるものです。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金3,462万2,000円の減は、事業収入の増及び下水道整備費の減などによるものです。

6款1項町債、1目下水道事業債220万円の減は、下水道事業費事業収入の増及び下水道事業費の減などによるものです。

次に、歳出であります。11ページをごらんください。1款1項下水道管理費、2目事業管理費63万円の増は、下水道接続件数の増加に伴う使用料徴収事務等委託料の増額などによるものです。

2款下水道事業費、1項下水道整備費、1目施設費2,972万2,000円の減は、事業費確定による計画策定業務委託料の減と管渠布設工事費の減によるものです。

3款1項公債費、1目元金68万6,000円の増は、町債元金償還金の額の確定によるものです。

2目利子145万8,000円の減は、町債利子償還金の額の確定によるものです。

12ページをお開きください。表の最終行をごらんください。以上のとおり、今回の補正は歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,986万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億92万円とするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

歳入歳出一括質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

質疑なしと認めます。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第33号 平成29年度山田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本日の日程は全て終了しました。なお、本会議は、予算特別委員会の審議が終了するまで休会とします。これをもって散会いたします。

午後 1時56分散会

平成30年第1回山田町議会定例会会議録（第28日）						
招集告示日	平成30年 2月 7日					
招集年月日	平成30年 2月13日					
招集場所	山田町役場5階議場					
開閉会日時及び宣告	開議	平成30年 3月12日午後 2時00分			議長	昆 暉雄
	閉会	平成30年 3月12日午後 2時15分			議長	昆 暉雄
応（不応）招議員 及び出席議員並び に欠席議員 出席 13名 欠席 0名 欠員 1名 凡例 出席 ○ 欠席 △ （不応招）×	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	阿部 幸一	○	8	関 清貴	○
	2			9	阿部 吉衛	○
	3	佐藤 克典	○	10	坂本 正	○
	4	黒沢 一成	○	11	菊地 光明	○
	5	田老 賢也	○	12	山崎 泰昌	○
	6	木村 洋子	○	13	吉川 淑子	○
	7	尾形 英明	○	14	昆 暉雄	○
会議録署名議員	3番 佐藤 克典		4番 黒沢 一成		5番 田老 賢也	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	福士 雅子		書記	齋藤 絢介	
地方自治法第 121条により 説明のため出席 した者の職氏名 凡例 出席 ○ 欠席 △	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	町長	佐藤 信逸	○	長寿福祉課長	菊池 ひろみ	○
	副町長	甲斐谷 義昭	○	健康子ども課長	野口 伸	○
	副町長	鈴木 裕	○	建設課長	川守田 正人	○
	技監	山下 真徳	○	建築住宅課長	芳賀 道行	○
	総務課長	佐々木 真悟	○	建築住宅課主幹	佐々木 政勝	○
	総務課主幹	倉本 收郎	○	上下水道課長	後藤 清悦	○
	財政課長	古舘 隆	○	消防防災課長	小林 達広	○
	復興企画課長	甲斐谷 芳一	○	教育長	佐々木 茂人	○
	会計管理者兼 税務課長	白土 靖行	○	教育次長	箱山 智美	○
	農林課長	川口 徹也	○	生涯学習課長	中屋 佳信	○
	水産商工課長	武藤 嘉宜	○			
	町民課長	昆 健祐	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成30年第1回山田町議会定例会議事日程

(第28日)

平成30年 3月12日(月)午後 2時開議

- 日 程 第 1 議案第20号 平成30年度山田町一般会計予算
- 日 程 第 2 議案第21号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 日 程 第 3 議案第22号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日 程 第 4 議案第23号 平成30年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)予算
- 日 程 第 5 議案第24号 平成30年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)予算
- 日 程 第 6 議案第25号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日 程 第 7 議案第26号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計予算
- 日 程 第 8 議案第27号 平成30年度山田町水道事業会計予算
- 追加日程第 1 議員派遣について
- 追加日程第 2 常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
- 追加日程第 3 発議案第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書

平成30年 3月12日

平成30年第1回山田町議会定例会会議録

午後 2時00分開議

(議事日程等別紙)

午後 2時00分開議

○

○議長(昆 暉雄)

予算特別委員会の審議が終了しましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であり、定足数に達していますので、会議は成立しました。

○

○議長(昆 暉雄)

ここで日程の変更についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、追加日程として議員派遣について、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について及び発議案1件が提出されましたので、その日程のとおり変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の日程のとおりとします。

○

○議長(昆 暉雄)

日程第1、議案第20号 平成30年度山田町一般会計予算、日程第2、議案第21号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算、日程第3、議案第22号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計予算、日程第4、議案第23号 平成30年度山田町介護保険特別会計(事業勘定)予算、日程第5、議案第24号 平成30年度山田町介護保険特別会計(サービス事業勘定)予算、日程第6、議案第25号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算、日程第7、議案第26号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計予算、日程第8、議案第27号 平成30年度山田町水道事業会計予算を一括議題とします。

以上、8件は議長を除く議員全員による予算特別委員会で審議したものでございますので、委員長報告を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、これより委員長報告を省略して、1議案ずつ順に進めてまいります。

日程第1、議案第20号 平成30年度山田町一般会計予算の採決に入る前に討論を許します。

まず、本案に対する反対者から討論を許します。6番。

○6番 木村洋子議員

6番 木村洋子です。反対の立場で討論します。

一般会計予算書には仮設施設撤去工事費、3棟分4,400万円が盛り込まれておりますが、資金問題などで本設店舗へ移動できずに悩んでいる事業者に対して7月退去というのは無理があり、無謀であります。仮設施設店舗について、入居期間の延長をすべきであります。国もこの助成事業の実施についても検討することとしております。町は、それでも7月退去で突っ走るのでしょうか。山田の被災した事業者の実態をよく見て判断してほしいです。

昨日は、3.11追悼式が行われました。私たちは、津波で亡くなった人たちの思いをつなぎ、被災者が復興をなし遂げる支援をしていかなければなりません。仮設施設の退去を迫られている事業者がなりわい再生の困難さを訴えて、「津波で生き残っても生きているほうが苦しい。あのとき死んでしまったらよかった」と述べられております。仮設施設退去を急がせ、被災した事業者に無理を強いるような方策はやめるべきです。

以上、反対討論とします。よろしくお願いいたします。

○議長（昆 暉雄）

次に、本案に対する賛成者の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論を終わります。

これから議案第20号 平成30年度山田町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（昆 暉雄）

起立多数です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第21号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第21号 平成30年度山田町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第22号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第22号 平成30年度山田町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第23号 平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第23号 平成30年度山田町介護保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第24号 平成30年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第24号 平成30年度山田町介護保険特別会計（サービス事業勘定）予算を採決します。
本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第25号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第25号 平成30年度山田町漁業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第26号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第26号 平成30年度山田町公共下水道事業特別会計予算を採決します。
本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第27号 平成30年度山田町水道事業会計予算の採決に入る前に討論を許します。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

討論なしと認めます。

これから議案第27号 平成30年度山田町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第1、議員派遣についてを議題とします。

ここでお諮りします。本案は、さきの全員協議会で既にご協議いただいておりますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、お手元に配付の資料のとおり、各種会議、議員研修会等に派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(昆 暉雄)

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配付の資料のとおり派遣することに決定しました。

○

○議長(昆 暉雄)

追加日程第2、常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

申出書朗読。

○議会事務局長(福士雅子)

平成30年3月12日、山田町議会議長、昆暉雄様。総務教育常任委員会委員長、山崎泰昌。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

1、事件、震災伝承について。復興後の財政について。公共交通について。固定資産について。国民健康保険について。消防施設と救急現場の現状について。学校給食について。生涯学習活動の成果と現状について。公共施設の管理運営について。

2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

平成30年3月12日、山田町議会議長、昆暉雄様。産業建設民生常任委員会委員長、尾形英明。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、

山田町議会会議規則第69条の規定により申し出ます。

- 1、事件、湾内環境と養殖について。人口減少に対応する町づくりについて。
- 2、理由、本委員会の所管事務について、閉会中もなお調査が必要なため。

○議長（昆 暉雄）

本案は、山田町議会会議規則第69条の規定により、各常任委員長からお手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

ここでお諮りします。各常任委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○

○議長（昆 暉雄）

追加日程第3、発議案第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書を議題とします。

ここでお諮りします。本案は、さきの全員協議会で既にご協議いただいておりますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書を採決します。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（昆 暉雄）

異議なしと認めます。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

なお、関係機関への意見書の送付については本職に一任願います。

○

○議長（昆 暉雄）

以上で本定例会の全ての日程の審議が終了しました。

本定例会は2月13日からの開会以来、28日間にわたりましたが、議員各位におかれましては、平成30年度予算を初め、多くの重要案件について慎重かつ熱心に審議いただくとともに、会議を通じて議事進

行に格別のご理解とご協力を賜りました。議長として厚く御礼申し上げます。

また、町長を初め執行部の皆様には、常に真摯な姿勢で審議にご協力いただきましたことに対し、深く敬意を表します。本会議あるいは委員会等において議員各位から述べられた意見、提言については特に意を用いられ、今後の行政執行に積極的に反映されるよう強く要望いたします。

結びに、議員各位及び執行部の皆さんにおかれましては、くれぐれも健康にご留意され、山田町の復興完遂のため、ますますご奮闘されますようご祈念申し上げます。

以上をもちまして平成30年第1回山田町議会定例会を閉会いたします。

午後 2時15分閉会